

令和7年度
大津市包括外部監査報告書

監査テーマ

大津市の文化振興に係る事務事業の
現状と課題について

大津市包括外部監査人

公認会計士 新井英植

目 次

第1 外部監査の概要	2
1 外部監査の種類	2
2 外部監査のテーマ	2
3 外部監査の実施期間	2
4 外部監査の方法	3
5 監査報告書における監査結果の記載について	4
6 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	5
7 利害関係	5
8 その他	5
第2 監査の結果	6
1 大津市の文化振興	6
1.1 文化振興に係る全般的状況	6
1.2 第3次大津市文化振興計画	9
1.3 計画の指標	14
1.4 推進体制	16
1.5 本部員会議	17
1.6 60の実施事業	17
1.7 結果要約	29
2 大津市の文化施設等	31
2.1 大津市の文化施設等の概要	31
2.2 スカイプラザ浜大津	37
2.3 大津市民会館	67
2.4 大津市立市民文化会館	105
2.5 大津市歴史博物館	148
2.6 大津市立図書館	179

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び大津市外部監査契約に基づく監査に関する条例に基づく包括外部監査

2 外部監査のテーマ

2.1 選定したテーマ

大津市の文化振興に係る事務事業の現状と課題について

2.2 テーマ選定の理由

大津市では、令和4年度より「第3次大津市文化振興計画」（以下「文化振興計画」という。）を策定し文化施策の推進に取り組んでいる。

これは平成23年度に策定された「第2次大津市文化振興ビジョン」の実現を図るために策定された「第2次大津市文化振興計画」（平成29年度～令和3年度）を受けて、今後5年間（令和4年度～令和8年度）で推進すべき文化振興の方向性を示し、さらには具体的な事業内容まで定めたものである。

これに合わせて、大津市においては文化財保護行政及び歴史博物館を教育委員会から市長部局に移管し、文化行政の一元化を図っている。

令和7年度の包括外部監査において、第3次大津市文化振興計画がその中間年度を過ぎたこともあり、その計画の進捗状況及び事業の状況を検討することが有意義であると考え、特定の事件（テーマ）として取り上げた次第である。

同時に、文化振興において重要な役割を果たすべき関連する文化施設等の事務・事業の状況についても監査の対象とした。

3 外部監査の実施期間

令和7年6月から令和8年3月まで

4 外部監査の方法

4.1 監査の要点

- ・「文化振興計画」は適切に策定され実行されているか
- ・令和6年度までの「文化振興計画」の成果及び問題点は何か
- ・「文化振興計画」に係る各部局・所属の担当事業は適切に計画され実施されているか
- ・「文化振興計画」の推進体制及び管理体制は適切か
- ・「文化振興計画」に係る各文化施設等の事業及び事務の状況に問題はないか

4.2 監査対象

監査対象は、監査要点を踏まえ、以下のとおりとした。

- ・「文化振興計画」の推進母体である「大津市湖都文化庁内推進本部」（以下「本部」という。）及びその庶務の役割を果たす市民部文化振興課
- ・「文化振興計画」及び各部局・所属の担当事業
- ・文化振興の拠点である文化施設等
- ・その他「文化振興計画」に関連する各部局・所属

4.3 監査の対象期間

監査の対象期間は、原則として令和6年度及び「文化振興計画」が実施された令和4年度・令和5年度。ただし、必要があると認めた場合はそれ以外の期間も監査対象とする。

4.4 主な監査手続

- ・監査対象に係る資料の閲覧
- ・監査対象に対する質問及びヒアリング
- ・成果や問題点の抽出及び改善施策等に関する意見交換
- ・監査結果の取りまとめ

4.5 ヒアリングを実施した部局

4.5.1 ヒアリングを実施した部局

市民部	文化振興課
総務部	契約検査課

4.5.2 往査した施設

市民部	長等創作展示館(*)、大津市仰木太鼓会館(*)、大津市立市民文化会館
市民部	大津市歴史博物館、大津市埋蔵文化財調査センター(*)
市民部	スカイプラザ浜大津、大津市民会館・大津市立大津公民館
教育委員会	大津市立図書館

(*) 印は視察の上、監査は実施しなかった施設

5 監査報告書における監査結果の記載について

5.1 指摘事項及び意見の区分について

監査結果については、「正確性」「合規性」「経済性」「効率性」「有効性」の5つの視点から「指摘事項」又は「意見」に区分し記載している。

正確性：会計等の数値が財務の状況を正確に表現しているか
合規性：事務・事業が法律、政令等に従って適正に遂行されているか
経済性：事務・事業の遂行がより少ない費用で実施されているか
効率性：業務の実施において少ない費用で大きな成果が得られているか
有効性：事務・事業が、所期の目的を達成し、効果を上げているか

指摘事項と意見の区分については、上記視点から検討した結果、問題があると判断し、監査人として是正措置を求めるものについては「指摘事項」、また是正措置について大津市当局に委ねるものについては「意見」とした。

5.2 指摘事項及び意見の記載場所について

指摘事項及び意見については、各章最後の「結果要約」部分に【指摘事項】又は【意見】として記載した。

6 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

6.1 包括外部監査人

公認会計士 新井 英植

6.2 補助者（五十音順）

公認会計士 内海 靖

公認会計士 片野 圭

公認会計士 中田 英里

公認会計士 森田 淳一

7 利害関係

大津市と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8 その他

「第 2 監査の結果」における表記について記載する。

8.1 金額の記載について

金額の表記は原則「千円」単位（千円未満切捨て）で行っている。

8.2 引用について

他から文章を引用した場合、引用の範囲等が明確になるよう「枠」で括って表記している。

（枠の例示）

--

第2 監査の結果

1 大津市の文化振興

1.1 文化振興に係る全般的状況

(1) 国の文化振興

文化庁は、平成29年6月、「文化芸術振興基本法」の一部を改正し、「文化芸術基本法」を施行し、平成30年3月、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「文化芸術推進基本計画」を策定した。

当該計画では、文化芸術の本質的価値や社会的・経済的価値を文化芸術の継承や創造に活用し、好循環させることで文化芸術立国の実現を目指すとし、文化芸術を通じた社会包摂による心豊かで多様性のある社会等、今後の文化芸術政策が目指すべき姿を定めている。

第1期計画期間が令和4年度で終了するため、令和5年度から始まる「文化芸術推進基本計画（第2期）」を令和5年3月に発表した。

「文化芸術推進基本計画（第2期）」－価値創造と社会・経済の活性化－の中長期目標は以下のとおりである。

中長期目標①

文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されていることを目指す。

中長期目標②

創造的で活力ある社会の形成

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されていることを目指す。

中長期目標③

心豊かで多様性のある社会の形成

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されていることを目指す。

中長期目標④

持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティが形成されていることを目指す。

(2) 滋賀県の文化振興

滋賀県では、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するため、「滋賀県文化振興条例」に基づき、文化の振興に関する総合的かつ長期的な目標や文化振興施策の方向などを示した「滋賀県文化振興基本方針」を策定している。

第1次基本方針（取組期間：平成23年度～平成27年度）、第2次基本方針（平成28年度～令和2年度）を経て、現在は、令和3年3月に策定した第3次基本方針（令和3年度～令和7年度）により、取組を推進している。

「滋賀県文化振興基本方針（第3次）」の「基本方針」と「施策の方向性」は、以下のとおりである。

■ 基本目標

文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る

■ 施策の方向性

施策の方向性1

県民誰もが文化芸術に親しみ、多様な主体や世代等がつながる場をつくる文化芸術を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であり、国籍や年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず、誰もが等しく文化芸術に親しめ、感動や心の安らぎを得られる環境を整えていきます。

また、文化芸術に親しめる場をつくることで、誰もが文化芸術に居場所や生きがいを見いだせ、多様な主体や世代等による交流や相互理解が進むことを目指します。

施策の方向性 2

文化芸術をつなぎ支える人材や文化芸術の創り手や継承者を育む

文化芸術を企画・総括するアートマネージャー、地域や学校等と芸術家等をつなぐコーディネーター、文化ボランティアなど、文化芸術を県民や社会とつなぐ人材や文化芸術の創り手や継承者の育成、確保を目指します。

施策の方向性 3

文化芸術の多様な価値を地域づくりや他分野に活かし、活力ある滋賀を創る

本県では、文化的資産を活かした観光振興や糸賀一雄氏等の思想から生まれた障害者による文化芸術活動、学校と芸術家や文化施設をつなぐ連携授業など、文化芸術を他分野に活かす取組がこれまでから行われてきましたが、今後も、文化芸術を国際交流や観光、産業、福祉、教育等と連携させ、文化芸術が持つ多様な価値を地域づくりや経済の活性化等に活かすことを目指します。

(3) 大津市の文化振興

大津市は、平成 12 年、市民の文化活動を振興するための目標・基本方針を明らかにするとともに大津市における文化行政の指針となる「大津市文化振興ビジョン」を策定し、このビジョンに基づき文化行政を推進してきた。

平成 23 年 3 月「第 2 次大津市文化振興ビジョン」は、平成 23 年度からおおむね 10 年間で展望した大津市の文化振興の方向性を示すものである。

このビジョンの実現を図るための実施計画である「第 2 次大津市文化振興計画」（平成 29 年度～令和 3 年度）を策定し、文化施策の推進に取り組んできた。

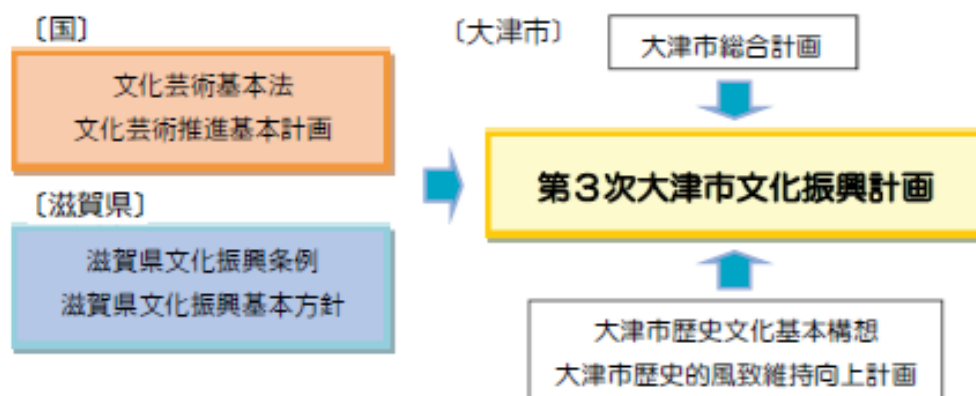
令和 4 年 4 月からは、文化財保護行政及び歴史博物館を教育委員会から市

長部局に移管し、文化行政の一元化を図ることで、本市が持つ優れた歴史文化の保存・活用を推進し、これからの文化施策を進めていくための指針となる「第3次大津市文化振興計画」を策定した。(令和4年度～令和8年度)

1.2 第3次大津市文化振興計画

(1) 計画の位置付け

文化振興計画は、国における文化芸術基本法第7条の2に基づく地方文化芸術推進基本計画として、国の文化芸術推進基本計画及び、滋賀県文化振興基本方針を踏まえながら、大津市総合計画に基づき、文化施策の実現を図るための基本計画、実施計画として位置づけている。



(2) 計画の期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
大津市総合計画第2期実行計画				大津市総合計画第3期実行計画	
第2次大津市文化振興計画	第3次大津市文化振興計画				
【国】文化芸術推進基本計画(第一期)		【国】文化芸術推進基本計画(第二期)			
【県】滋賀県文化振興基本方針(第3次)					

「文化振興計画」の期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間である。

(3) 大津市総合計画

前号のとおり、令和 7 年度から令和 10 年度までの期間が大津市総合計画第 3 期実行計画の計画期間となっている。

総合計画には、その位置づけについて以下のように記載されている。

「大津市総合計画」は、本市行政を総合的かつ計画的に推進していくための、すべての行政分野にわたる全体的かつ長期的で、最も上位に位置づけられる計画です。行政各分野毎の計画は、総合計画の考え方に基づいて策定されます。

第 3 期実行計画には、総合計画の「基本方針 2 自然、歴史、文化、スポーツを重視し、多くの人が集うまちを創ります」における文化の振興に関連する施策及びその指標が示されている。

(一部例示)

施策	項目	基準値	目標値
＜施策 16＞ 歴史文化遺産の保存・活用	国・県・市指定文化財の指定、登録等件数	689 件	705 件
	歴史博物館常設展及び企画展観覧者数	29,394 人	30,000 人
＜施策 17＞ 古都にふさわしい 景観づくり	景観保全のための地区計画、景観協定設定地区面積	380.3 ha	381.3 ha
	歴史的風致形成建造物の指定件数	1 件	11 件
＜施策 19＞ 文化・芸術活動の 推進	子どもや若年層向け鑑賞・体験事業の参加者数	355 人	700 人
	文化情報ポータルサイトのアクセス数	一件	84,000 件

(4) 計画で対象とする文化の範囲

第3次大津市文化振興計画（以下「文化振興計画」という。）の策定において大津市はその文化芸術に係る特色を以下のようにまとめている。

- ① 琵琶湖と比良・比叡の山並みなど、豊かな自然環境がある
- ② 価値ある歴史的・文化的資産が数多く残されている
- ③ 多彩な文化関係施設がある
- ④ 文化に関する教育・研究機関が立地している
- ⑤ 伝統の継承と新たな文化創出の取組がある

大津市は、大津市の文化芸術に係る特色を勘案し、「湖都大津の文化」として以下の3点を挙げている。

- ・琵琶湖をはじめとする自然環境や文化財などの歴史的資源、まちなみ・景観
- ・市民、市民団体、事業所等が行っている芸術・文化活動
- ・地域に根付いた伝統芸能や年中行事、生活様式、特産物や伝統工芸品

* 大津市は、日本最大の湖「琵琶湖」を有する「古都」である、という意味で「湖都」と称している。

「文化振興計画」における文化の範囲は、以下のとおりとしている。

【主な対象分野】

- ・芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術など）
- ・地域において継承されてきた歴史文化資源（有形、無形の文化財、建造物、食文化、生活文化、地域文化など）
- ・豊かな自然や人々の生活とともに形成されてきた魅力ある風景、大津市らしい景観、まちなみ
- ・伝統的祭事、行事
- ・市民文化を振興する施設、教育・研究機関
- ・文化にかかる人材、市民の文化活動

【文化活動の範囲】

「創作」、「鑑賞」、「体験」、「交流」、「保存・継承」、「調査・研究」、「顕彰」、「支援」、「活用」等の様々な活動を含みます。

(5) 文化振興計画の体系

文化振興計画では「基本理念」を以下のように定めている。

湖都大津の文化に
親しみ、育み、活かす まちづくり

この基本理念のもと、3つの「基本目標」があり、それぞれの基本目標の下には各2つ、計6つの「施策」が設定されている。さらにその施策の下には計15個の主な取組が設定されている。

基本目標	施策	主な取組
基本目標1 文化芸術に親しむ場づくり	(1) 誰もが文化芸術に親しめる環境の充実	①誰もが文化芸術に親しむ機会の創出
		②誰もが文化芸術を表現する機会の充実
		③地域の文化芸術の掘り起こしと活用
	(2) 豊かな歴史文化資源の調査研究と保存・活用	①歴史文化資源の調査・研究による価値の明確化
		②歴史文化資源の保存と活用

基本目標2 文化芸術を支える人づくり	(1) 文化芸術の担い手、つなぎ手の育成・支援	①文化芸術を担う人材、団体の育成・支援
		②他分野や他団体等との連携を促進するつなぎ手の育成・支援
	(2) 未来を担う子どもへの文化活動の促進	①子どもが文化芸術に親しむ機会の創出
		②子どもが文化芸術を表現する機会の充実
		③地域・学校等と連携した夢が膨らむ文化体験の促進

基本目標 3 文化芸術を活性化させる仕組みづくり	(1) 文化芸術活動の情報発信	①地域文化、歴史文化や担い手等の文化芸術情報の発信
		②デジタル技術を活用した文化情報の発信
	(2) 関連分野、他分野との連携と創造的な文化活動への支援	①既存事業や文化施設等の連携による有機的な繋がりへの促進
		②他分野（観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等）との連携
		③創造性のある文化活動への支援

また主な取組の下には、「取組の内容」「取組例」が記載されている。

全部取り上げると紙面を多くとるので、「基本目標 1 文化芸術に親しむ場づくり」「(1) 誰もが文化芸術に親しめる環境の充実」「①誰もが文化芸術に親しむ機会の創出」について例示すると以下のとおりである。

取組の内容
○市民誰もが幅広く、文化芸術に親しみ、豊かな感性を育むことができるよう、気軽に文化芸術に親しむことができる機会づくりを促進します。
○市民の文化芸術に関する意識や関心を高めるため、各種文化施設等において、それぞれの機能にあった多様な鑑賞、体験の機会を提供します。
○豊かな歴史文化資源や、地域文化を活かし、本市にある様々な文化財などを知り、親しむ機会を提供します。
○文化芸術に触れ、享受する機会を提供するため、各種文化団体と連携し、地域の公民館や教育機関、福祉・医療施設、高齢者施設等でのアウトリーチ事業を推進します。

取組例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史博物館企画展 ・ 公民館・コミュニティセンター講座開催事業 ・ 文化団体派遣事業 ・ 「れきはく講座」の開催 ・ 民間のノウハウを活かした文化施設の運営 ・ 指定管理施設の自主事業の実施 ・ 文化財家族参観事業 ・ 地域文化・歴史の講座、講演会の開催 ・ 遺跡や埋蔵文化財に関する学習機会の提供 ・ アウトリーチ事業の推進

1.3 計画の指標

文化振興計画では、指標について以下のように記載している。

本計画では、目指すまちの姿を実現するため、基本目標ごとに指標を設定し、進捗管理を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。

つまり指標は基本目標ごとに設定されている。

	評価指標	R8目標
基本目標1 文化芸術に親しむ場づくり	1 文化施設の総利用者数	250,000
	2 美術展・写真展、短歌・俳句大会、湖都の文学の出品数	5,500
	3 大津市文化団体派遣事業の派遣した回数	40
	4 国、県、市指定文化財の指定、登録件数	694
	5 歴史博物館の総利用者数	77,000

基本目標2 文化芸術を支える人づくり	1	文化祭事業補助事業の実施団体数	50
	2	人材育成関連研修会の参加人数	200
	3	保育園・幼稚園において世代間交流文化事業を実施した回数	60
	4	書初め展、子ども総合美術展、子ども展の出品数	3,700
	5	伝統文化親子教室の参加人数	165

基本目標3 文化芸術を活性化させる 仕組みづくり	1	市SNSを使って配信した文化芸術情報の発信回数	30
	2	文化芸術情報サイトに掲載した文化情報の数	30
	3	文化芸術情報サイトへのアクセス数	80,000
	4	歴史文化資源と連携した事業の数	15

令和5年度及び令和6年度の指標の進捗状況は以下のとおりである。

		R8目標	R6実績	R5実績	差引R6	差引R5
基本目標1	1	250,000	209,452	188,652	▲ 40,548	▲ 61,348
	2	5,500	4,567	4,633	▲ 933	▲ 867
	3	40	25	19	▲ 15	▲ 21
	4	694	688	688	▲ 6	▲ 6
	5	77,000	117,780	72,529	40,780	▲ 4,471
基本目標2	1	50	44	44	▲ 6	▲ 6
	2	200	74	104	▲ 126	▲ 96
	3	60	165	102	105	42
	4	3,700	1,831	1,769	▲ 1,869	▲ 1,931
	5	165	142	138	▲ 23	▲ 27
基本目標3	1	30	42	38	12	8
	2	30	—	—	—	—
	3	80,000	—	—	—	—
	4	15	33	38	18	23

1.4 推進体制

(1) 推進本部

「文化振興計画」に関する施策の推進は「大津市湖都文化庁内推進本部」（以下「本部」という。）が行う旨、設置要綱に記載されている。

「本部」の所掌事務は以下のとおりである。

- ① 大津市文化振興計画の策定に関すること。
- ② 振興計画に基づく文化振興に関する施策の推進に関すること。
- ③ 文化振興に関する施策の推進に係る必要な連絡調整並びに意識の普及及び啓発に関すること。
- ④ その他文化振興の推進について必要な事項に関すること。

本部長は、市民部長を充て、庶務は市民部文化振興課において処理するものとされている。

(2) 調査審議機関

大津市においては、文化振興施策に係る事項の審議機関として「大津市湖都文化推進審議会」が条例に基づき設置されている。

この審議会の調査審議事項は以下のとおりである。

- ① 大津市文化振興計画に基づく文化振興施策の推進及びその進行管理に関すること。
- ② ①に掲げるもののほか、文化振興施策の推進に関し市長が必要と認めること。

審議会の委員は学識経験者等からなり、また庶務は市民部文化振興課において処理するものとされている。

1.5 本部員会議

(1) 本部の会議

本部の会議について設置要綱では以下のように記載している。

第5条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部員会議及び幹事会議とし、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

3 幹事会議は、幹事で構成する。

4 本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

要綱によれば本部の会議の開催は任意と読み取れる。

(2) 本部員会議の開催状況

令和5年度から令和6年度までの期間は対面での本部員会議は開催されていない。

1.6 60の実施事業

*（年度により実施事業数は統合等により若干変動する）

(1) 60事業の概要

「文化振興計画」を具体的に推進し成果を収めるため、大津市では部局・所属別に事業を設定し進捗管理している。

大津市において「所属」とは、部局の下の組織で、課レベルの単位をいう。

令和6年度における60事業の部局・所属別内訳は、【図表1.6】のとおりである。

文化振興課が属する市民部が半数強を占めており、教育委員会、都市計画部がそれに続いている。

【図表 1.6】

市民部	32	文化振興課	21
		自治協働課	1
		文化財保護課	4
		歴史博物館	6
福祉部子ども未来局	2	幼保支援課	2
産業観光部	3	観光振興課	3
都市計画部	9	都市計画課	8
		都市魅力創造課	1
環境部	4	環境政策課	4
教育委員会	10	和邇文化センター	1
		図書館	1
		学校教育課	4
		学校給食課	1
		生涯学習課	3
	60	事業	60

60 事業の取りまとめは文化振興課が行っており、各年度の状況は「第3次大津市文化振興計画 進捗状況調査票」（以下「進捗状況調査票」という。）に取り纏められている。

この進捗状況調査票の事業に対する記載・調査項目は以下のとおりである。

- ・ 部局、所属、担当者
- ・ 事業名、目的、事業概要、事業規模（R3年度の内容）
- ・ 計画との関連（基本目標、施策、主な取組）
- ・ 令和〇年度（目標、実績、評価、事業費、成果と課題・取組内容等）

60 事業の部局・所属の事業名だけ記載すると、以下のとおりである。

1	市民部	文化振興課	大津市文化団体派遣事業
2	〃	〃	民間のノウハウを生かした文化施設の運営/自主事業の実施
3	〃	〃	アウトリーチ事業の推進
4	〃	〃	美術展、写真展、文化祭
5	〃	〃	障害者団体への文化活動のサポート
6	〃	〃	大津市の文化資源等の情報を掲載するサイトの開設
7	〃	〃	地域文化の情報収集と活用のための地域との連携
8	〃	〃	文化賞の授与
9	〃	〃	文化芸術団体補助事業
10	〃	〃	文化関連事業の共催、後援、賞の授与
11	〃	〃	市文化連盟補助事業
12	〃	〃	民間のノウハウを活用した人材育成研修
13	〃	〃	共催団体等との連携による人材育成支援
14	〃	〃	子ども向け指定自主事業
15	〃	〃	子どもの作品展示事業
16	〃	〃	伝統文化親子教室の実施
17	〃	〃	文化祭開催事業、学区文化祭補助事業
18	〃	〃	民間のノウハウを活用した配信事業、配信等支援事業の実施
19	〃	〃	SNS等を活用した文化情報の発信
20	〃	〃	回遊型コラボレーション事業
21	〃	〃	学校等と連携した文化芸術体験機会の提供
22	福祉部子ども未来局	幼保支援課（保育園）	地域活動事業
23	〃	幼保支援課（幼稚園）	学校支援総合推進事業
24	産業観光部	観光振興課	歴史的建造物の資料館などとしての活用
25	〃	〃	祭行事の開催費用の補助
26	〃	〃	競技かるた等の大津ならではの文化資源を活かした事業の実施
27	市民部	自治協働課	大津市パワーアップ・まちづくり活動応援事業
28	〃	文化財保護課	文化財の調査研究
29	〃	歴史博物館	文化財の調査研究
30	〃	文化財保護課	調査報告書等の発行
31	〃	歴史博物館	調査報告書等の発行
32	〃	〃	歴史博物館企画展の開催
33	〃	〃	「れきはく講座」の開催
34	〃	〃	夏休みワークショップの開催
35	〃	〃	大津の歴史データベースの公開
36	〃	文化財保護課	文化財の指定
37	〃	文化財保護課 埋蔵文化財調査センター	遺跡や埋蔵文化財に関する学習機会の提供
38	都市計画部	都市計画課	絵画展の開催（景観絵画展）
39	〃	〃	地域固有の歴史・文化遺産発信事業（副読本、文化遺産マップなどの作成）
40	〃	〃	地域の人材活躍の支援
41	〃	〃	大津まちなか大学の開催
42	〃	〃	歴史的風致形成建造物への指定と保存のための整備

43	〃	〃	堅田・坂本まちなみ整備事業補助
44	〃	〃	町家の利活用の支援
45	〃	〃	重点地区におけるまちなか魅力発掘事業
46	〃	都市魅力創造課	公共空間の活用
47	環境部	環境政策課	身近な環境市民調査事業
48	〃	〃	自然家族事業
49	〃	〃	指導者研修会事業
50	〃	〃	大津こども環境探偵団事業
51	教育委員会	和邇文化センター	地域文化・歴史の講座、講演会の開催
52	〃	図書館	地域の歴史や文化に関わる情報資源の収集と提供
53	〃	学校教育課	大津市小中学校児童生徒書き初め展
54	〃	〃	大津の子ども総合美術展
55	〃	〃	学校夢づくりプロジェクト
56	〃	〃	学校夢づくり+（プラス）
57	〃	学校給食課	食の文化の継承
58	〃	生涯学習課	公民館・コミュニティセンター貸館事業
59	〃	〃	公民館・コミュニティセンター講座開催事業
60	〃	〃	文化財家族参観事業

(2) 進捗状況調査票の検討

① 令和6年度までに実行されなかった事業

上記60事業のうち以下の5つの事業は実施されていない

3	アウトリーチ事業の推進
6	大津市の文化資源等の情報を掲載するサイトの開設
7	地域文化の情報収集と活用のための地域との連携
13	共催団体等との連携による人材育成支援
21	学校等と連携した文化芸術体験機会の提供

すべて市民部文化振興課の事業であったので、実施されていない理由を当該課に問合せたところ以下の返答を得た。

【事業 No. 3】 アウトリーチ事業の推進

：現状では文化団体派遣事業が該当し、統合することを検討しています。

【事業 No. 6】 大津市の文化資源等の情報を掲載するサイトの開設

：令和7年3月末に開設しました。実施はしているため、令和7年度には目標を設定し、目標が達成されるよう取り組みます。

【事業 No. 7】 地域文化の情報収集と活用のための地域との連携

：令和7年度から学区において文化祭を実施している団体と連携した取組を目標に設定し、目標が達成されるよう取り組みます。

【事業 No. 13】 共催団体等との連携による人材育成支援

：令和7年度から、文化芸術活動に子どもや若者が興味・関心を持ってもらうことを目的に、各種芸術文化団体に参画いただいている「伝統文化親子教室」の取組を目標に設定し、目標が達成されるよう取り組みます。

【事業 No. 21】 学校等と連携した文化芸術体験機会の提供

：令和7年度から、文化団体派遣事業のうち、学校等で実施した取組を目標に設定し、目標が達成されるよう取り組みます。

* 【事業 No. 】は監査人が追記

また事業 No. 45 の「重点地区におけるまちなか魅力発掘事業」（都市計画課）は令和4年度に実施されたが、その後、事業 No. 40 に統合する旨「進捗状況調査票」には記載されており、令和5年度・6年度の当該事業に係る進捗状況調査票の「成果と課題、各年度の取組内容」にも特に記載はない。

② 「文化振興計画」と「60事業」との関係

「文化振興計画」に記載の「主な取組」のうち、「基本目標1_施策(1)_主な取組③「地域の文化芸術の掘り起こしと活用」と「基本目標3_施策_(2)主な取組③「創造性ある文化活動への支援」が60事業に落とし込まれていない。

前者「地域の文化芸術の掘り起こしと活用」の「取組の内容」と「取組例」は以下のとおりである。

【取組の内容】

・地域の生活文化や、大津市ゆかりの文化芸術に関わる人材、アーティストなど、地域文化資源や優れた文化芸術の担い手等の情報収集を行い、情報発信します。

・地域文化資源については、様々な機会をとらえ市内外に情報発信をする
とともに、文化祭等の地域と連携したイベントを実施するなど活用を図り
ます。

【取組例】

- ・大津市の文化資源等の情報を掲載するウェブサイトの開設
- ・地域文化の情報収集と活用のための地域との連携

* 【 】は監査人が記載

後者「創造性のある文化活動への支援」の「取組の内容」と「取組例」は
以下のとおりである。

【取組の内容】

- ・創造性の高い文化芸術、表現などの活動の情報を収集し、周知していく
ことで、その活動を支援します。
- ・優れた文化芸術活動に対して、文化賞、文化奨励賞、文化特別賞の授与
を行い、その活動を広め、更なる支援につなげます。

【取組例】

- ・民間のノウハウを活かした自主事業の実施
- ・〔再掲〕大津市の文化資源等の情報を掲載するウェブサイトの開設
- ・〔再掲〕文化賞の授与

* 【 】は監査人が記載

* 〔再掲〕とは、他の「基本目標_施策_主な取組」に記載されており、重
複している旨の記載である。

「文化振興計画」に記載のこの2つの「主な取組」はそれを実現するた
めの「事業」が存在しないのかと質問したところ、「進捗状況調査票」を取りま
とめている文化振興課からは、上記2つの「主な取組」に関連する「事業」
は、進捗状況調査票には明示されていないが他にも重複して存在し、補完さ
れているということであった。

③ 計画本体の指標の落とし込み

文化振興計画において、3つの「基本目標」ごとに設定された「指標」が、具体的な令和8年度の目標を記載した「60事業」に落とし込まれていないため、計画の指標に記載の「進捗管理」が合理的にできない状況にある。

指標の進捗管理は、別途、関連所属等から数値を聞き取り行っている。

つまり指標の状況は判るが、指標を達成するための具体的な行動計画がないことになる。

④ 60事業の「目標」と「評価」

文化振興計画の進捗状況調査票には、令和8年度（計画終了時）の「目標」という項目がある。

文化振興の目標には定性的なものや定量的なものがあるが、この調査票には定量的なもの、つまり「指標」となるべきものの設定を求めている。

しかし、進捗状況調査票に記載の54事業（令和6年度に未実施の6事業を除く）のうち「目標」欄に記載のない事業が半数を超える29事業ある。

これを事業部局別にみると、以下のとおりである。

		記載事業	目標なし	なし割合
市民部	文化振興課	16	9	56%
	自治協働課	1	1	100%
	文化財保護課	4	2	50%
	歴史博物館	6	0	0%
福祉部子ども未来局	幼保支援課	2	2	100%
産業観光部	観光振興課	3	2	67%
都市計画部	都市計画課	7	7	100%
	都市魅力創造課	1	1	100%
環境部	環境政策課	4	0	0%
教育委員会	和邇文化センター	1	0	0%
	図書館	1	0	0%
	学校教育課	4	1	25%
	学校給食課	1	1	100%
	生涯学習課	3	3	100%
		54	29	54%

この表からは以下の2点について違和感を覚える。

- ア) 文化振興計画の主管部署である文化振興課の記載なしの割合が50%を超えていること。
- イ) 記載なしの割合が100%の部局があること。

さて上記、目標に記載なしの事業のうち、令和4年度から令和6年度までの3年間、「実績」欄に何らかの数値の記載があるのは25事業にのぼる。

「実績」欄に数値の記載があるのに「目標」欄に記載がない理由が理解できない。

目標の欄に記載がない理由を文化振興計画の主管理所属である文化振興課に質問したところ、以下の回答を得た。

- ・ 定量的な目標設定が困難な性質（例：文化財保全、調査研究等）
- ・ 事業内容が単発的・変動的であり、数値指標を毎年度設定していない

確かに、数値目標が設定できない、または困難と思われる事業もある。

例えば、以下の事業などである。

事業 No. 36 文化財の指定

<目的>

歴史文化遺産を調査し、情報の収集

<事業概要>

未指定文化財を調査し、大津市文化財保護審議会の審議を経て、大津市の指定文化財に指定する。

事業 No. 42 歴史的風致形成建造物への指定と保存のための整備

<目的>

歴史的風致の維持及び向上のために必要かつ重要と思われる建造物を指定することで、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進。

<事業概要>

大津市歴史的風致維持向上計画の重点区域内に存在する歴史的建造物について、所有者の承諾のもと調査を実施し、歴史的風致形成建造物への指定や保存整備を行う。

「目標」の設定は計画の推進において、進捗状況の把握や事業の管理においてたいへん重要であると考ええる。

実績を正しく評価できるよう、何らかの工夫（例えば、数値の記載がないとしても定性的な側面から記載するなど）をして頂きたいと思う。

さて、「進捗状況調査票」を検討していて、さらに不可思議なことは、「目標」欄に何らかの記載がないのに、何らかの「評価」がされている点である。

「評価」は ABCD で行われる。

その基準は、実績値と目標値を比較し、到達度に応じて A（80%以上）、B（50%～80%未満）、C（20%～50%未満）、D（20%未満）等で判定する、というものである。

令和6年度の評価結果は以下のとおりである。

評価	事業数
A	36
B	7
C	3
D	0
記載なし	8

さて上表において「A・B・C」の評価が行われた46事業のうち、21事業において「目標」に数値等の記載がなかった。

評価基準に照らしてどうかという以前に、本来、評価自体できない、とい

うのが正しい判断ではないか。

なぜ推進本部または文化振興課において問題としないのか疑問に思う。

令和7年8月27日に開催された大津市湖都文化推進審議会の報告事項「令和6年度における第3次大津市文化振興計画の進捗状況について」「①関連事業の進捗状況」において、次のような報告がなされている。

令和6年度も、文化振興計画に掲げる各事業はおおむね計画どおりに実施され、ほとんどの事業で掲げている目標の80%以上を達成するなど、堅調な進捗が見られた。

上記表にあるように、評価された46事業のうち36事業がA評価であるので、それをもって「ほとんどの事業で掲げている目標の80%以上を達成」といっているのであれば、審議会メンバーに正しい情報が提供されていないのではないかという疑念が生じる。

⑤ 成果と課題、各年度の取組内容

「進捗状況調査票」には「成果と課題、各年度の取組内容」について記載する欄がある。

当該記載は、各年度の取組の状況や今後の課題などを認識するうえでたいへん重要であると考えられる。

この記載は、各事業の担当課の担当者が、所属内での決裁を経て文化振興課に提出したものである。その後、文化振興課においても文言等が確認される。

しかし、令和4年度から令和6年度までの記載を並べてみると、十分に検討されたものか疑わしく思えてしまう。

以下にその例を示す。

事業 No. 11 市文化連盟補助事業

<令和4年度>

文化活動顕彰事業や連盟に加盟する芸術文化団体の近況を掲載した機関紙発行事業等については例年実施されているものの、市民参加型の文化事業については、実施できていない。

高齢化に伴い、各団体の活動も縮小傾向であるが、大津市の文化芸術振興の担い手、つなぎ手として、連盟の活動内容の見直しが必要。

<令和5年度>

文化活動顕彰事業や連盟に加盟する芸術文化団体の近況を掲載した機関紙発行事業等については例年実施されているものの、市民参加型の文化事業については、実施できていない。

高齢化に伴い、各団体の活動も縮小傾向であるが、大津市の文化芸術振興の担い手、つなぎ手として、連盟の活動内容の見直しが必要。

<令和6年度>

文化活動顕彰事業や連盟に加盟する芸術文化団体の近況を掲載した機関紙発行事業等については例年実施されているものの、市民参加型の文化事業については、実施できていない。

高齢化に伴い、各団体の活動も縮小傾向であるが、大津市の文化芸術振興の担い手、つなぎ手として、連盟の活動内容の見直しが必要。

上の例は、事業の特質もあるが、全期間、全く同じ記載である。

内容的に見ても、令和4年度の記載にある課題が全く改善されていない点に問題がある。

次の例は、全く同じではないが、ほぼ同じような記載で、前年度のコピーペーストを基本に考えているのではないかと思われるものである。

事業 No. 14 子どもの作品展示事業

<令和4年度>

スカイプラザ浜大津では、子どもを主な対象とする文化芸術の鑑賞事業を実施することとしており、7月～8月にかけて誰でも参加可能な「スマホで撮影してもかまわない写真展」を開催し、22点の応募があった。

伝統芸能会館では、大津市立小学校児童を対象とした能・狂言の実演家等を講師とする鑑賞・体験事業を実施することとしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施されなかった。

今後は、より子どもに特化した事業を積極的に計画し、充実させる必要がある。

<令和5年度>

スカイプラザ浜大津では、子どもを主な対象とする文化芸術の鑑賞事業を実施することとしており、7月～8月にかけて誰でも参加可能な「どんなカメラでもOK！写真展」を開催し、20点の応募があった。

伝統芸能会館では、大津市立小学校児童を対象とした能・狂言の実演家等を講師とする鑑賞・体験事業を実施することとしていたが、未実施であった。

今後は、より子どもに特化した事業を積極的に計画し、充実させる必要がある。

<令和6年度>

スカイプラザ浜大津では、子どもを主な対象とする文化芸術の鑑賞事業を実施することとしており、9月と12月に誰でも参加可能な「誰でも気軽に参加できるカメラ塾」を開催し、87人が参加した。

伝統芸能会館では、大津市立小学校児童を対象とした能・狂言の実演家等を講師とする鑑賞・体験事業を実施することとしていたが、未実施であった。

今後は、より子どもに特化した事業を積極的に計画し、充実させる必要がある。

これらの例からは、当該項目「成果と課題、各年度の取組内容」について、事前によく考え所属内でも十分に検討された結果を記載したもの、とは素直に受け取ることが困難である。

このようにこの3期間の記載を検討した結果は、全期間の記載が同じかほぼ同じと思われるものが17事業。2期間が同じかほぼ同じと思われるものが15事業であった。（「ほぼ同じ」は監査人の主観が入るので、その分を差し引いて考えていただいて結構である）

「進捗状況調査票」における「成果と課題、各年度の取組内容」の記載は、各所属において前1年間の計画の実行内容や課題を散文で記載する唯一の箇所であるので、記載内容については十分に検討いただいたことが推察できるものにして頂きたいと考える。

1.7 結果要約

(1) 大津市湖都文化庁内推進本部の役割 【意見】

「推進本部」の体制は、市民部長を本部長とし、関係各部局の次長を本部員に充てている。

その所掌事務は、「文化振興計画」の「施策の推進に関すること」「意識の普及及び啓発に関すること」などが設置要綱に記載されている。

これは文化振興計画を推進するうえでたいへん重要な役割であるが、以下「結果要約(2)～(5)」に記載のように、計画の推進状況にはいくつかの検討課題がある。本来、これらを認識し適切に管理することが推進本部の役割ではないかと考える。

推進本部は、本部員会議をしっかりと開催するとともに、これら課題を解消し、大津市の文化振興に努めていただきたいと思います。

(2) 60事業の実施状況 【意見】

文化振興計画を実現するために設置された60事業のうち、令和6年度までに実施されていない事業が5件ある。

5件の事業が実施されていない理由は本編（前章）に記載のとおりだが、速やかに実施すること、または実施しないのならば本部員会議に諮り推進事業から除くべきである。

推進本部においてご検討いただきたい。

(3) 60事業の「(令和8年度)目標」の設定と「評価」 【指摘事項】

60事業の「進捗状況調査票」を査閲すると、「目標」欄に記載のない事業が29ある。事業を実施していない事業6つ（中断している1事業を含む）を差し引くとその割合は50%を超える。

数値目標の設定が困難である、という理由もあるかも知れないが、そのうち25の事業には「実績」欄になんらかの数値の記載がある。

監査人は目標の記載のない事業の多くで数値目標の設定が可能ではないか

と考える。

さらに理解できないのは、それら目標が設定されていない事業において何らかの評価(目標数値に対する実績数値により評価)がされている点である。

この目標と比較しない評価を含めて、「大津市湖都文化推進審議会」では「ほとんどの事業で掲げている目標の80%以上を達成」と報告されている。

評価は基準にしたがい正しく行うべきである。

(4) 進捗状況調査票の「成果と課題」等の記載 【意見】

「進捗状況調査票」の「成果と課題、各年度の取組内容」欄は、担当者が年度に実施された事業を振り返って思い当たる内容を自由に記載する欄である。

それにも拘わらず、令和4年度から令和6年度までの当該欄の記載が、全期間ほぼ同じと思われる事業が17件、2期間がほぼ同じと思われる事業が15件あった。

各年度の取組内容や成果と課題が分かるよう、年度を振り返り、しっかりと記載して頂きたい。

(5) 計画と事業に係る指標の連携 【意見】

文化振興計画に記載の14の「指標」が、60事業の令和8年度「目標」に落とし込まれていないので、各部局が事業の目標を達成したとしても、計画の指標が達成されるか不明の状況にある。

現在示されている計画指標の進捗状況の検討は、別途、関係部局等から指標に係る実績数値を聞き取って行われている。

事業の推進と計画の指標の達成が合理的に関連付けられないかご検討いただきたい。

2 大津市の文化施設等

2.1 大津市の文化施設等の概要

2.1.1 文化施設等の種類

文化振興計画には次の施設が文化施設等として記載されている。

大津市民会館、大津市伝統芸能会館、スカイプラザ浜大津、・大津市立市民文化会館、長等創作展示館、大津市仰木太鼓会館、大津市歴史博物館、大津市立図書館

この他に、「大津市歴史文化情報集約サイト」には、大津市埋蔵文化財調査センターが紹介されている。

2.1.2 各施設の概要

各文化施設等の概要は以下のとおりである

なお、表の「概要」欄の記載は、「大津市歴史文化情報集約サイト」から引用している（大津市立図書館を除く）。

(1) 大津市民会館・大津公民館

所在地	大津市島の関 14-1
設備等	<大津市民会館> 大ホール、小ホール、リハーサル室 <大津公民館> 大会議室（100人）、中会議室1・2（30人）、小会議室1～4（20人）、和室（20人）、調理実習室、レクリエーション室、造形実習室
概要	『最大1,300人収容可能な大ホール、小ホール、リハーサル室を備えています。建物のすぐ北には雄大な琵琶湖が広がっており、学会、展示会、式典、イベントなど、大小問わずイベントにご利用いただけます。』
運営形態	指定管理

(2) 大津市伝統芸能会館

所在地	大津市園城寺町 246-24
設備等	能楽ホール 217 席 会議室 1 部屋、和室 5 部屋
概要	『青い琵琶湖と緑の山に囲まれ、長い歴史と伝統文化に育まれた湖都大津の伝統文化発信拠点です。能楽ホールでは、能・狂言をはじめ邦楽、舞踊、落語等に幅広く活用でき、和室や会議室では茶道、華道、日舞、能面制作など市民の皆さんの文化活動を支援しています。』
運営形態	指定管理

(3) スカイプラザ浜大津

所在地	大津市浜大津一丁目 3-32
設備等	スタジオ 1・2 練習室 1～4 リスニングルーム響、交流コーナー
概要	『市民の皆さまが音楽や演劇などの文化活動を練習・発表する場として、また自由に交流できるスペースとしてご利用いただけます。多彩な文化活動を支援し、交流を促進するために自主事業なども実施しています。』
運営形態	指定管理

(4) 大津市立市民文化会館

所在地	大津市御陵町 2-3
設備等	多目的ホール (120 人) 会議室 (30 人) 和室 (18 畳)

概要	『市民文化会館では、多目的ホール、和室、会議室の貸出しを行っています。多目的ホールは 200 平方メートルの広さがあり、ダンスや研修会などに、18 畳の和室は生け花や句会などに、会議室は 20 人程度の会議にご利用いただけます。』
運営形態	市直営

(5) 長等創作展示館・三橋節子美術館

所在地	大津市小関町 1-1
設備等	展示室（三橋節子） 創作スペース、ホール（展示）
概要	『展示室では、35 歳の若さで逝った長等ゆかりの画家「三橋節子」の作品を収蔵・展示しています。野草をはじめ、インド人物画、近江昔話を題材にした情感あふれる作品が鑑賞いただけます。創作スペースでは、長等公園内の豊かな自然の中で絵画や工芸の創作活動を行っていただけます。』
運営形態	市直営

(6) 大津市仰木太鼓会館

所在地	大津市仰木四丁目 2-50
設備等	仰木太鼓の練習場
概要	『仰木太鼓会館は、大津市指定の無形民俗文化財である仰木太鼓の保存と活用を図り、地域の歴史及び文化の理解を深める場として設置された施設です。』
運営形態	市直営

(7) 大津市歴史博物館

所在地	大津市御陵町 2-2
設備等	1F: エントランスホール、常設展示室、講座室、資料閲覧室、講堂、ミュージアムショップ 2F: 常設展示室、企画展示室 A・B、体験学習室
概要	『大津市歴史博物館の常設展示では、古代の大津宮、中世の堅田や坂本、近世の大津百町・膳所城下町の様子などを模型や実物資料で紹介し、大津絵や近江八景などの美術作品も幅広く展示しています。また、年 2～3 回、近江や大津をテーマとした企画展を開催しています。』
運営形態	市直営

(8) 大津市立図書館

所在地	大津市立図書館（本館）（大津市浜大津二丁目 1-3） 南郷分館（大津市南郷一丁目 12-13） 北図書館（大津市堅田二丁目 1-11） 和邇図書館（大津市和邇高城 25）
設備等	本館（3 階建て） 一般開架室、児童開架室、ブラウジングコーナー、新聞・雑誌コーナー、移動図書館書庫、対面朗読室、参考資料室、視聴席、新聞庫、視聴覚ホール、読書室、集会室、録音室、閉架書庫、機械室、倉庫等 南郷分館（南郷公民館内 1 階） 開架室 北図書館（北部地域文化センター 1 階） 一般開架室、児童書コーナー、新聞・雑誌コーナー、参考資料コーナー、閉架倉庫、視聴覚室等 和邇図書館（2 階建て）

	一般開架室、児童開架室、参考・郷土資料コーナー、閉架書庫、新聞・雑誌コーナー、CD・DVDコーナー、集会室、対面朗読室、会議室、閉架書庫等
概要	<p>基本理念（目指す姿）</p> <p>市民に寄り添い くらしを支える身近な知の広場</p> <p>～ひと・まちとつながる市民とともにあゆむ図書館～</p> <p><蔵書等>（令和7年4月1日）</p> <p>本館：511,254冊、南郷：26,586冊、 北館：176,667冊、和邇館：200,002冊</p> <p><来館者数>（令和6年度）</p> <p>本館：220,145人、南郷：18,355人、 北館：187,850人、和邇館：88,789人</p> <p><職員数>（令和7年4月1日）</p> <p>本館：34人、南郷：3人、北館：12人、和邇館：11人</p>
運営形態	市直営

(9) 大津市埋蔵文化財調査センター

所在地	大津市滋賀里一丁目 17-23
設備等	<p>1F：展示室、研修室</p> <p>2F：研究室、整理復元室</p> <p>3F：収蔵庫</p>
概要	『埋蔵文化財調査センターは、市内にて発掘調査により出土した埋蔵文化財について、整理・収蔵・保存するとともに、発掘調査報告書の作成や出土品の展示、各種講座、現地見学会の開催などを行なっています。』
運営形態	市直営

2.1.3 監査の対象とした施設

監査においては、上記 9 施設をすべて視察したうえで、以下の 5 施設を監査対象とした。

- ・ 大津市民会館
- ・ スカイプラザ浜大津
- ・ 大津市立市民文化会館
- ・ 大津市歴史博物館
- ・ 大津市立図書館

2.1.4 施設監査の手続き

(1) 監査の要点

施設の事業の状況及び事務の状況について監査する。

(2) 主な監査手続

監査の対象とする各文化施設等は、以下の手続のうち重要と思われるものを実施する。

① 施設の視察（事業の監査）

利用者の状況、老朽化、保全・補修の状況

② 事業の管理状況（事業の監査）

利用者等のデータ管理、報告された問題の把握、課題と改善策

③ 収支の検討（事業の監査、事務の監査）

収支の記録の適正性、支出の内容の分析・検討、利益・損失の把握

④ 現金・預金の管理（事務の監査）

現金・預金の管理、実査

⑤ 物品管理（事務の監査）

購入・廃棄の管理、現物調べの状況、サンプルテスト

2.2 スカイプラザ浜大津

2.2.1 スカイプラザ浜大津の概要

(1) 施設の概要

① 貸出施設について

スカイプラザ浜大津は、大津市浜大津にある、音楽・演劇等の市民の文化活動の練習や発表の場として、また、自由に交流できるスペースとして利用できる施設である。主な施設として、多目的スタジオや練習室があり、市民や市民以外を対象に貸し出しが行われている。開館時間は、平日は 10 時 00 分～23 時 00 分、土曜・日曜・祝日は 9 時 30 分～23 時 00 分であり、毎週木曜日（木曜が祝日の場合は翌金曜日）が休館日となっている。

貸出施設はスタジオ 1、スタジオ 2、練習室 1、練習室 2、練習室 3、練習室 4 である。

・スタジオ 1

スカイプラザ浜大津のメインステージである。小ホール規模の多目的スタジオである。使い勝手の良い収納式ステージとロールバック収納式客席。客席 122 席とステージの使い方によって様々な空間づくりが可能となっている。

・スタジオ 2

フローリングフロア（床板張り）のホールスタジオ。合唱、吹奏楽、管弦楽等の練習やダンスやエアロビクスなどの利用も可能となっている。

7階 スタジオ1



7階 スタジオ2



- ・練習室 1
バンドやアンサンブル等のグループ練習に適した練習室。
- ・練習室 2
合唱やアンサンブル等の練習や演劇練習に適した練習室。
- ・練習室 3
バンド練習やギター、ベース、ドラム等の個人練習に適した練習室。
- ・練習室 4
合唱やアンサンブル等の練習や演劇練習に適した練習室。

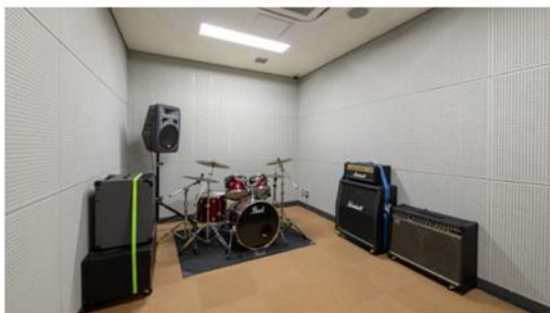
7階 練習室1



7階 練習室2



7階 練習室3



7階 練習室4



なお、上記の施設の他にリスニングルーム響、セミナー室、会議室があるが一般貸出しは行われていない。リスニングルーム響は主に自主事業で使用され、セミナー室・会議室は指定管理者の会議などで使用されている。

② 利用料について

貸出施設の利用料等は下記の通りである。

施設	定員	付帯設備	利用料 1部屋 (30分あたり)	
			市民の方	市民以外の方
スタジオ1	122名	アップライトピアノ (有料) ※4時間毎に110円 音響設備一式 照明設備一式 スクリーン (ロール式) [幅6.0m×高さ3.4m] 長机 [2台] パイプ椅子 [80脚]	1,340円 ※練習利用: 670円	2,010円 ※練習利用: 1,000円
スタジオ2	100名	アップライトピアノ (有料) ※4時間毎に110円 壁面装着大型カガミ [1面のみ] 簡易音響設備 [CD再生、外部音源入力可能] 長机 [2台] パイプ椅子 [20脚]	790円 ※練習利用: 390円	1,180円 ※練習利用: 590円
練習室1	8名	音響設備 [ミキサー、スピーカー] ギターアンプ [Marshall MA100H+1960A、Roland JC-120] ベースアンプ [Peavey TNT115] ドラムセット (有料) ※PEARL 4時間毎に110円 譜面台 [3台] パイプ椅子 [5脚]	270円	410円
練習室2	15名	アップライトピアノ (有料) ※4時間毎に110円 譜面台 [5台] パイプ椅子 [15脚]	150円	230円
練習室3	5名	音響設備 [ミキサー、スピーカー] ギターアンプ [Marshall JTM45+1960A、Roland JC-120] ベースアンプ [Peavey MAX150] ドラムセット (有料) ※DW 4時間毎に110円 譜面台 [2台] パイプ椅子 [3脚]	80円	120円
練習室4	20名	アップライトピアノ (有料) ※4時間毎に110円 譜面台 [7台] 長机 [2台] パイプ椅子 [15脚]	210円	310円

(2) 指定管理者について

指定管理者制度を導入しており、指定管理者がスカイプラザ浜大津の管理を行っている。

① 指定管理者の選定状況

現在の指定管理者は指定期間を令和7年4月1日から令和12年3月31日までとして、公募により選定されている。直近の選定年度における応募事業者数は、現在の指定管理者を含め2者であった。大津市伝統芸能会館とスカ

イプラザ浜大津の2施設を一括して管理運営を行う指定管理者の募集が行われた。

選定は「大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づき「大津市市民部指定管理者選定委員会」を設置し、選定基準に基づいて審査されている。審査の結果、2施設を連携させた取組内容や事業計画が具体的であり、サービスの向上及び利用者数の増加が期待できるとともに、類似施設の管理運営の実績を活かした安定した運営が期待できるため、現在の指定管理者が選定された。

② 委託業務の内容

基本協定書に記載されている管理業務の範囲は下記の通りである。

i) 大津市スカイプラザ浜大津条例（以下「条例」という。）第3条に規定する以下の事業の実施に関する業務

- | |
|--|
| (1) 音楽、演劇その他の市民文化に係る創作、練習、発表、鑑賞及び交流に関すること。 |
| (2) 市民文化の振興及び市民の交流のための場所の提供に関すること。 |

ii) 条例別表に掲げる下表のスタジオ等の施設の使用の許可に関する業務

条例別表（スタジオ等の施設）	規則別表（附帯設備）
スタジオ1	アップライトピアノ
スタジオ2	ドラムセット
練習室1	
練習室2	
練習室3	
練習室4	

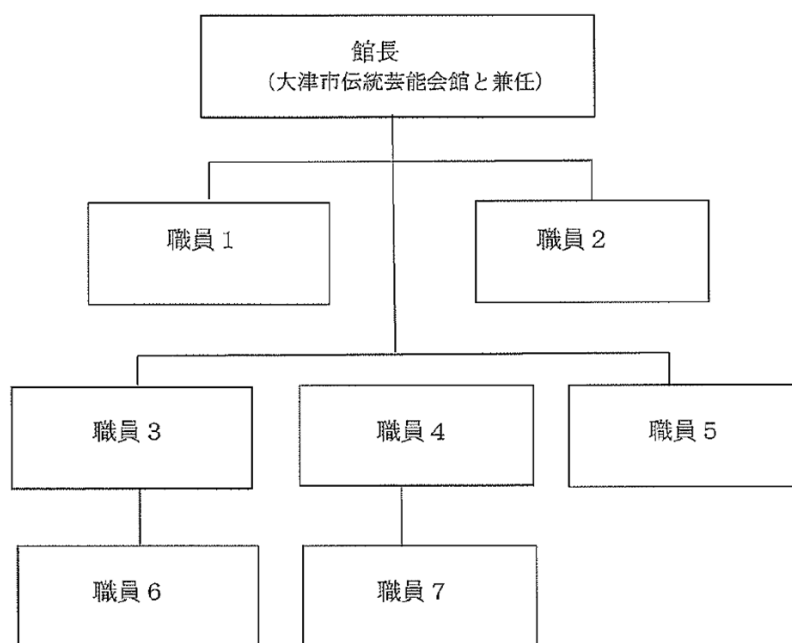
iii) プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務

iv) その他市長が定める業務

③ 指定管理者の運営組織

・職員構成及び組織図

組織図は下記の通りである。常駐する館長1名のほか、スカイプラザ浜大津の業務管理に精通した職員7名で運営を行っている。



・職務分掌

職務分掌は下記の通りである。

役職	担当業務	資格・経験年数
館長	・スカイプラザ浜大津事務総括 ・指定管理者印の監守に関する事	管理職 5年以上
職員1	・スカイプラザ浜大津の広報、管理運営に関する事	5年以上
職員2	・スカイプラザ浜大津のシステム、管理運営に関する事	5年以上
職員3	・スカイプラザ浜大津の経理、管理運営に関する事	2年以上
職員4	・スカイプラザ浜大津の管理運営に関する事	
職員5	・スカイプラザ浜大津の管理運営に関する事	
職員6	・スカイプラザ浜大津の管理運営に関する事	
職員7	・スカイプラザ浜大津の管理運営に関する事	

2.2.2 スカイプラザ浜大津の監査の結果

(1) 施設状況の検討

① 施設概要

施設の概要は「2.2.1 スカイプラザ浜大津の概要」に記載した通りである。貸出施設はスタジオ 1、スタジオ 2、練習室 1、練習室 2、練習室 3、練習室 4 である。

その他の施設としてリスニングルーム響、セミナー室、会議室があるが一般貸出しは行われていない。リスニングルーム響は主に自主事業で使用され、セミナー室・会議室は指定管理者の会議などで使用されている。

② 施設利用状況の推移

・利用者数の推移

施設の利用者数の推移は下記の通りである。

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (計画)
スタジオ1	27,022	31,029	28,000
スタジオ2	16,036	16,895	19,000
練習室1	4,356	4,908	4,200
練習室2	5,202	5,230	4,500
練習室3	3,142	2,879	2,700
練習室4	6,553	7,443	7,000
計	62,311	68,384	65,400

スカイプラザ浜大津の利用者数は令和 6 年度の利用者数が 68,384 人で令和 5 年度の 62,311 人から約 6 千人増加している。新型コロナウイルスの影響が落ち着き始め、利用人数が増加しており、コロナ禍以前の平成 30 年度の利用者数 73,462 人に戻りつつある状況となっている。

令和 7 年度では 65,400 人の利用者を見込んでいる。令和 6 年度の利用者数より減少しているのは、自主事業の利用者数目標を 2,000 人減少させたことによるものである。練習室の利用者数については、令和 6 年度と同水準を見込んでいる。なお、令和 7 年度の 4-6 月の利用者数合計は 16,421 人で概ね

計画通り推移している。

・稼働率の推移

施設の稼働率の推移は以下の通りである。

稼働率は、当日の使用可能時間に対する実際の使用時間の割合を算出して計算している。

(単位:%)

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (計画)
スタジオ1	60.2	62.2	60.0
スタジオ2	72.8	73.8	70.0
練習室1	73.5	78.8	80.0
練習室2	84.1	87.6	80.0
練習室3	91.4	93.4	85.0
練習室4	72.1	79.1	80.0

練習室1および3と、練習室2および4はそれぞれ同一の設備内容となっているが、利用料金の低い練習室2および3の利用割合が高くなっている。

主な利用者層はアマチュアのバンドグループや部活動の学生等である。

時間帯	主な利用者層	利用内容
10:00~15:00	50~80代	コーラス・合唱・体操・フラダンス練習
15:00~19:00	10~40代	ドラム、ピアノ個人練習・バンド練習・ダンス練習
19:00~22:30	20~50代	吹奏楽、オーケストラ練習・バンド練習・ドラム、管楽器個人練習

③ 監査結果

ア) リスニングルーム響の活用方法について

施設概要で示した施設以外にリスニングルーム響が設置されている。



6階 リスニングルーム響

スタジオ等の利用料金については大津市スカイプラザ浜大津条例に定めがある一方、リスニングルーム響については料金設定がなされておらず、一般貸出しは実施されていない。そのため、「大津市スカイプラザ浜大津 指定管理業務仕様書」では、リスニングルームを施設利用者が自由に利用できるスペースとして開放することとされている。

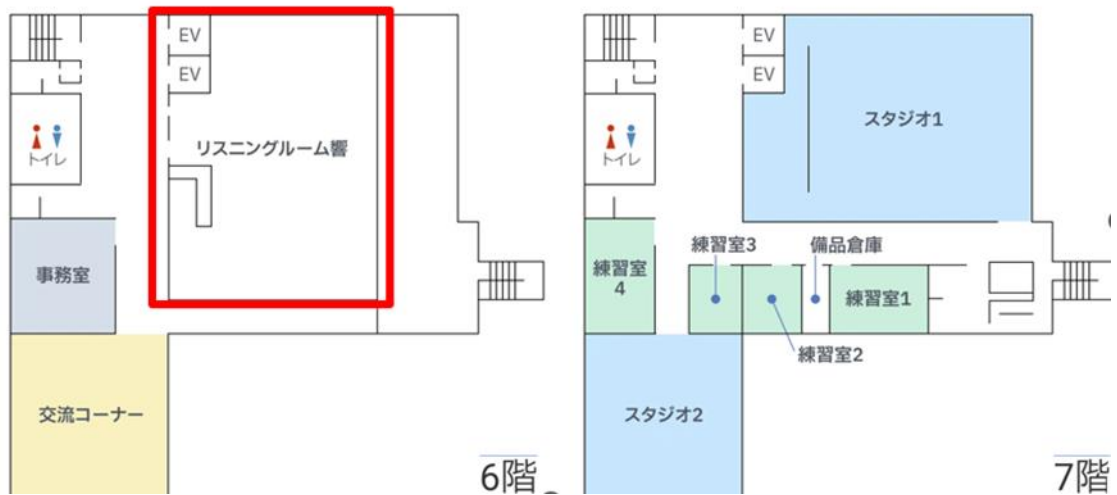
しかし現状では、当該スペースは主として指定管理者が実施する自主事業であるスカイカルチャー浜大津に利用されているのみであり、施設利用者が自由に利用できる状況とはなっていない。大津市担当者によれば、施設利用者への一般開放や一般貸出しを行うにはレイアウト変更等が必要であり、現時点では一般開放等が行われていないとのことであった。

リスニングルーム響の利用状況については、令和5年度が490人、令和6年度が878人、令和7年度（4～7月）が240人となっている。6階フロアの広い面積を占めているにもかかわらず、他の施設と比較すると利用者数は少なく、十分に有効活用されているとは言い難い状況である。

当該施設は一般利用が制限されているものの、他の貸出施設と比較しても遜色のない設備を有していることから、自主事業以外での活用についても検討いただきたい。したがって、一般開放に向けた環境整備に加え、一般貸出しの導入を含め、さらなる利用促進策の検討をお願いしたい。

【図表 2.2.2-1】 施設のフロアマップ

フロアマップ



イ) 目標利用者数について

令和 6 年度の利用者数は 68,384 人で前年度比約 6 千人増加しており、コロナ禍前の水準に回復しつつある。令和 7 年度では 65,400 人の利用者を見込んでいる。令和 6 年度の実績利用者数より減少しているのは、自主事業の利用者数目標を 2,000 人減少させたことによるものである。練習室の利用者数については、令和 6 年度と同水準の利用者数を見込んでいる。

一方で指定管理者指定申請書において指定管理者は利用促進の方策について以下の通り記載している。

大津市伝統芸能会館の事業と連携した交流の場を創出するとともに情報発信ツールを拡大し、施設の広報・宣伝を強化します。

また、指定管理者指定申請書において具体的な方策として以下を挙げている。

- ・ 大津市伝統芸能会館事業との連携
- ・ インターネットを通じた広報活動
- ・ SNS の活用
- ・ 紙媒体での広報活動

- ・ 指定管理者の他指定管理施設とのネットワークによる広報宣伝
- ・ 営業推進担当者の任命

令和7年度から指定管理者が変更されており、選定理由の1つとしてサービスの向上及び利用者数の増加が期待されていることが挙げられている。スカイプラザ浜大津の利用者数について、前年を上回る事業実施の計画が期待されており、広報活動の強化や自主事業の工夫等を通じて前年を上回る利用者数となるよう、さらなる利用促進に努めていただきたい。

(2) 自主事業の検討

① 自主事業計画及び実施状況

- ・ 令和6年度の自主事業計画及び実施状況

令和6年度の自主事業の計画及び実施状況は下記の通りである。

「浜大津文化祭」については、例年3月に開催しているが、令和6年度は同時期に指定管理者の引継ぎ業務が集中する繁忙期と重なったため、イベント運営への影響が懸念され、開催が中止となった。「市民交流ギャラリー」に関しては、市民から絵画、写真などの作品を公募し、それを6階「響」「交流コーナー」にて展示する予定であったが、応募作品が0だった為に、中止となっている。「秋の子ども芸術体験(仮)」については、子供を対象に音楽及び演劇の鑑賞または体験を目的として企画したが、他の自主事業の進捗の遅れ等により中止となっている。

【図表 2.2.2-2】令和6年度の自主事業計画及び実施状況

計画			実績	
事業名	概要	実施時期	実施回数	参加者数
「浜大津探索360度VRクイズ～文化施設編～」	公共施設ご利用者様WEB巡回型企画	9月	1	30
「どんなカメラでもOK写真展（スマホ写真展）」	応募先着30名までを館内展示	7月～8月	1	30
「秋の子ども芸術体験（仮）」	幼児から小学生までを対象とした、親子で気軽に参加型企画	10～12月	未実施	
「浜大津文化クラブ」	全講座1時間30分の5名以上のグループレッスン	年間2期制 上期 4月～9月 下期 10月～3月	2講座 計108	43
「浜大津文化クラブピックアップ開催」	「誰でも気軽に参加できるカメラ塾」をスタジオ1で開催予定	8月、2月予定	4	87
「浜大津文化祭の開催」	年に一度、文化クラブ受講生らによる発表の場	3月に開催予定	未実施	
「ライブ開催支援制度による公演開催」	一般貸館とは異なり、自主事業としての貸館。	随時	7	560
「市民交流ギャラリー」	リスニングルーム響の壁面に絵画や写真などを期限限定常設展示（室内デコレーションとして）	随時	未実施	
「施設利用者向けコピーサービス」	6階事務室でのモノクロコピーサービスを実施します	通年	通年	-
「利用者の利便性向上のための消耗品有料提供」	6階事務所にてギター弦・ベース弦、ギターピック、ドラムステック、五線譜、クロス、スリッパ、ボールペン、鉛筆などの練習に必要な消耗品の販売	通年	通年	-
「飲料水自動販売機設置による利用者サービス向上」	ご利用者様へのサービス向上策。熱中症対策などの目的で管内に自動販売機を設置	通年	通年	-
「スカイプラザ浜大津メンバーズ会員」& 「スカイプラザ浜大津ガチャ」	来館時にスタンプカードにポイント捺印。ポイントが貯まれば数種類のガチャを選び、ガチャ景品を受け取る（無料）	随時	通年	-
「ホームページによる総合情報発信」	館から最新情報と自主事業の最新情報を分かりやすくします。	随時		

・令和7年度の自主事業計画

令和7年度の自主事業の計画は下記の通りである。指定自主事業は指定管理仕様書で事業の概要を大津市が指定している自主事業であり、共催事業は催しの主催者と指定管理者との共催で行う事業となっている。

なお、自主事業として市民の利便性向上のため施設利用者向けコピーサービスや消耗品有料提供についても行っている。

【図表 2.2.2-3】 令和7年度の自主事業計画

事業名	概要	実施時期	備考
スカイカルチャー浜大津 (8 講座)	月2回から3回 コーラス、フラ、ウクレレ、エク ササイズ等	通年	自主事業
親子音楽プラザ キッズプラザ	・親子音楽プラザ(2事業 鑑賞) 親子の音楽体験と交流の場 リスニングルーム「響」などを活用 ・キッズプラザ(参加型) 回遊型コラボレーション 未就学児、小学生対象アートワー クショップ	8月/3月	指定自主事業
ワールドうたプラザ	国際交流を目的として、各国の歌 を通じて多様な文化にふれる機会 を企画する。	12月 1回	自主事業
大津ジャズフェスティバル	大津秋のイベントのひとつ「大津 ジャズフェスティバル」の協力と して伝統芸能会館で演奏の機会を 設ける。	9月 1回	共催事業
AR 謎解きスタンプラリー	大津市芸能会館との地域活性化を 狙った連携企画。文化施設や地域 の歴史資産をターゲットとして回 遊型の謎解きラリー。親子で楽し めて、大津のまちなかを再発見す るイベント。	3月 1回	自主事業
撮り鉄プラザ	「撮り鉄」の写真コンテストと トークイベント 浜大津の路面軌道やラッピング電 車が「撮り鉄」スポットであるこ とを利用して、スカイプラザから の「楽しい大津アピール」を狙 う。	2月 1回	自主事業
スカプラFES (浜大津文化祭)		11月 1回	自主事業

自主事業については、第3次大津市文化振興計画の基本理念をもとに計画されている。以下は指定管理者申請書の自主事業計画（令和7年度-令和11年度）の実施方針である。

第3次大津市文化振興計画の基本理念”湖都大津の文化に親しみ、育み、活かす、まちづくり”を念頭におき、「基本目標達成のための施策」の中か

ら以下の 5 項目の達成に向けて事業展開を行います。

第 3 次大津市文化振興計画 基本目標達成のための施策

1. 誰もが文化芸術に親しめる環境の充実
2. 文化芸術の担い手、つなぎ手の育成・支援
3. 未来を担う子どもへの文化活動の促進
4. 文化芸術活動の情報発信
5. 関連分野、他分野との連携と創造的な文化活動への支援

② 監査結果

ア) 自主事業計画について

基本協定書において、自主事業を実施する場合は、市に対して事業の概要及び実施する時期を記載した事業計画書を提出し、大津市は当該内容の審査をすることと規定している。指定管理者は自主事業として指定管理施設内にコピー機を 1 台設置するとともに、消耗品有料提供を行っているが自主事業の計画書を提出しておらず、市もこれらの自主事業の実施を認識していながら、計画書の提出を求めている。市は自主事業の計画書の提出を求め、管理業務の実施を妨げないか審査する必要がある。

(3) 予約管理状況の検討

① 施設の予約管理

施設の予約の流れは以下の通りである。

i) 使用申請の流れ

施設を利用する際は「施設使用申請書」の提出が必要であり、申請は 6 階事務室窓口にて受け付けている。初回の利用のみ使用者登録を行う必要がある。「施設使用申請書の提出」と「使用料の前納」が完了した時点で申請が成立する。申請の受付は、使用希望日の 4 ヶ月前の月初（毎月 1 日）から使用日当日までとなっている。使用時間区分は毎時 00 分から 30 分まで、及び 30 分から 60 分までの「30 分単位」である。

施設では「施設使用申請書」をシステム入力して予約管理を行っている。スタジオ、練習室の予約状況についてはホームページに掲載されている「リアルタイム使用状況」から確認が可能である。

なお、スカイプラザ浜大津の利用申請の受付は窓口対応のみであるため、月初には窓口が混雑することが多い状況となっている。

ii) 受付の流れ

毎月1日に使用希望日の4ヶ月後の予約が可能となる。毎月1日の使用申請の流れは下記の通りである。

- ・9時30分 希望日時を記入する「日程記入用紙」配付開始
- ・10時00分 「日程記入用紙」記入締切
- ・スタッフが確認作業
- ・他の使用者と希望日時の重複があれば当事者間で協議が行われ、都合がつかない場合は抽選

iii) キャンセル

規則により、前納した使用料の返金は行われぬ。

iv) 使用日・使用時間の変更

使用申請した「同じ施設」「同じ時間数」かつ1件につき1回だけ別の日時への変更が可能である。変更についても6階事務室での窓口受付のみで電話やFAX、メールでは受け付けできない。

② 監査結果

ア) 利用申請について

スカイプラザ浜大津の利用申請の受付は窓口対応のみとなっている。指定管理者へのヒアリングによると、毎月初日（1日）に4か月先までの予約が可能となる仕組みのため、月初には窓口が混雑することが多いとのことで、

必ずしも利用者にとって利便性が高い状況とはいえない。

この点、大津市に対してインターネット予約等の電子申請の導入状況について確認したところ、電子申請を導入すれば利便性の向上につながることは認識しているものの、導入費用や維持管理費用を指定管理者が負担する必要があることから、現時点では導入を強制することは難しいとの回答であった。

大津市は「大津市 DX 戦略（以下「DX 戦略」という。）」を策定し、市のデジタル化を推進しており、DX 戦略において電子申請の推進がされている。

電子申請による利用予約が可能となることで、利用者の利便性が一層向上するとともに、大津市としても DX 戦略の一環として電子申請の推進を掲げていることから、電子申請の導入について検討いただきたい。

(4) 個人情報の管理状況

① 個人情報保護方針について

個人情報の取り扱いについて協定書に定められており、指定管理者は個人情報保護方針を作成して個人情報の管理を行っている。

個人情報保護方針ではスカイプラザ浜大津の運営等に関して、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守し、以下の方針に基づいて管理を行うものとなっている。

ア) 個人情報の取得

事業目的を遂行するためにのみ、適切かつ公正な方法により個人情報を取得する。

イ) 取得した個人情報の利用及び提供について

利用……取得した個人情報を、事業遂行上の範囲でのみ利用する。

提供…… i) 取得した個人情報を、法令の定めによる又は特別の理由がある場合を除き、本人の同意なしに第三者へ提供しない

ii) 取得した個人情報を、第三者に提供する場合又はその取扱い

を第三者に委託する場合には、提供先又は委託先の厳正なる調査を行った上で関係法令等を遵守させるほか、指定管理者がその安全管理について、必要かつ適正な指導及び監督を行う。

ウ) 個人情報の管理

指定管理者に個人情報管理責任者を置き、責任者のもと、個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努め、個人情報への不正アクセス、コンピューターウィルス等のセキュリティ対策、紛失、改ざん及び漏洩を防止するための措置を講じ、職員等へ周知するとともにこれを安全に管理することとなっている。

② 個人情報の管理状況について

施設における個人情報は、主に施設利用時の使用者登録に基づき取得している情報となっている。紙媒体で保管している個人情報については金庫で管理されており、金庫の鍵は鍵ロッカーにて適切に管理されている。営業時間外は金庫を施錠のうえ警備センサーを作動させ、また営業終了時には鍵ロッカーも施錠されている。パソコンについては、予約システム用パソコンと管理者用パソコンを使用しており、それぞれにパスワード設定が施されている。管理者用パソコンのアクセス権限については、館長および本社管理部所属の担当者に限定されている。また、日時の予約データおよび売上データについては、共有フォルダに逐次保存し、情報の一元管理を行っている。

(5) 事業上の問題の把握方法

① 日常の問題把握

日常の接遇の中で把握された事業運営における問題点は業務日誌にて共有されている。業務日誌を確認したところ、日常の問題点があれば記載されており、該当の問題の対応状況についても管理されていた。

また重要な事項については大津市への月次報告書で報告を行っている。

② 利用者の声

利用者の声についてはホームページと利用者アンケートで把握している。

ア) ホームページでの把握

ホームページのトップページに「お客様の声」ボタンを設置してお客様の声を把握できる体制を整え意見があった場合は早急に対応するとともに、内容に応じて他の運営施設に共有されている。

【図表 2.2.2.-4】 ホームページの「お客様の声」



イ) 利用者アンケート調査での把握

実際の利用者の意見を把握するため、年に一度利用者アンケート調査を実施している。約2か月間にわたり、施設を利用した市民へアンケート用紙を配布し回収したうえで、その結果の集計・分析を実施している。アンケート項目については指定管理者が設定することとなっている。また、集計結果は大津市にも報告されている。

令和6年度においては、ホームページおよび施設内に設置したアンケート用紙を通じて利用者の声を把握している。寄せられた意見等については適時に対応が行われており、あわせて大津市への報告も適切に実施されている。

また、利用者アンケート調査については夏季に実施されている。

令和7年4月1日より指定管理者が変更されたが、令和7年度においても引き続きホームページ等による利用者意見の収集が継続されている。なお、利用者アンケート調査については2026年1～2月頃に実施予定である。

今後もアンケート等を通じて得られた意見・要望・苦情などの利用者の声を積極的に管理運営に活用できる体制を継続し、利用者満足の向上に資する取り組みを進めていただきたい。

(6) 収支の検討

① 予算・実績の検討

令和5年度、令和6年度の実績および令和7年度の予算は下記の通りである。

【図表 2.2.2-5】収支の実績及び予算

	令和5年度 実績	令和6年度 実績	(単位:千円) 令和7年度 予算
指定管理料	17,700	17,700	17,800
施設利用料	10,196	10,687	10,700
付帯設備料	393	419	
自主事業収入	799	1,277	1,710
収入合計	29,088	30,083	30,210
人件費	16,424	17,140	14,900
事業経費	981	1,207	1,710
管理費	1,078	718	2,000
水道光熱費	5,544	6,197	5,600
修繕工事費	528	474	500
管理委託料	4,547	4,707	5,500
その他	234	138	
支出合計	29,340	30,583	30,210

令和5年度の経費の予算は29,258千円であり、実績は29,340千円となっている。令和6年度の経費の予算は30,126千円であり、実績は30,583千円となっている。

令和6年度は夜間の人員数を1名から2名体制に増員したこと等により主

に人件費が増加したことにより予算より実績金額が多くなっている。

令和7年度の予算は令和6年度の実績をもとに計画されている。

② 収支の記録

・収入の記録

利用料金については売上管理システムにより管理されている。利用料金は現金での取扱いが多いため、現金出納帳に記録された日々の現金入金額と金庫残高の整合性を確認することにより、収入金額および現金残高の正確性を確認している。

売上管理システムから出力された日々の利用料収入明細と現金出納帳、さらに月次で大津市へ報告されている利用料収入との整合性を確認した。

・支出の記録

現金による支出については、会計担当者が支出根拠資料に基づき出納帳への記帳を行っている。また、口座引落や振込による支出については、請求書を本社へ送付し、本社において記帳が行われている。

月次で大津市へ報告されている事業報告書の支出項目については、サンプルベースで請求書等の支出根拠資料との照合を実施した。

(7) 現金・預金管理の検討

① 現金の管理

現金についてはスカイプラザ浜大津会計規程を作成して規程に基づき管理が実施されている。レジ金については1日2回、帳簿残高とレジ金残高の照合が行われている。営業終了後の現金は金庫で保管され、翌日開館時に金庫残高と帳簿残高の一致の確認が実施される。現金は月2回、館長が銀行の本社口座に入金し、毎月10日前後に本社との入金確認が実施される。利用料は現金による決済が多く、本社口座への入金前は現金の保有残高が一時的に増加する傾向がみられる。小口現金からの出金が必要な場合には、館長が出金手続きを行うこととなっている。

スカイプラザ浜大津を訪問した際に前日の現金実査結果と実際の現金残高を確認したところ一致していた。また、現金実査時に併せて金庫の状況を確認したところ、収入印紙が保管されていた。購入頻度および使用頻度が低いことから、使用履歴や数量管理を行うための管理表は作成されていなかった。

② 監査結果

ア) 現金決済について

利用料の決済方法としては、現金のほか、QRコード決済によるPayPayが導入されている。利用料金が比較的低額であり、また複数人で利用するケースが多いため、代表者が利用者から集金してまとめて支払うことも多く、現金での利用収入が大半を占めている。2025年8月における電子決済の割合は約5%となっている。

また、月初に4か月後までの予約が可能となっていることから、月初に予約が集中し、現金の保有残高が一時的に増加する傾向がみられる。一般的に現金の取扱量が増加すると、盗難や横領などの不正リスクが高まる傾向にある。

一方で、大津市のDX戦略においては、市税等のキャッシュレス決済が推進されている。多様な決済手段が一般化する中で、電子決済の利用ニーズは今後さらに高まることを見込まれる。

これらを踏まえ、不正リスクの低減、大津市のDX戦略との整合性、そして利用者利便性の向上の観点から、電子決済のさらなる推進に取り組んでいただきたい。

イ) 収入印紙の管理方法について

施設訪問時に現金実査を実施し、併せて金庫の状況を確認したところ、収入印紙が保管されていた。担当者によると、5万円以上の領収書を発行する際に収入印紙の貼付が必要となるため、必要分を保管しているとのことであった。使用頻度は低く、在庫がなくなった際に補充を行っている。購入頻度

および使用頻度が低いことから、使用履歴や数量管理を行うための管理表は作成されていなかった。

収入印紙は現金同等物としての価値を有しており、紛失や盗難といったリスクがあることから、使用状況を記録し、数量残高を把握できるように管理簿を作成することが望ましい。

また、定期的に管理簿の記録と現物の枚数を照合し、差異の有無を確認することが望まれる。以上を踏まえ、収入印紙の管理方法について改善を検討されたい。

(8) 物品管理の検討

① 物品の管理方法

大津市では、物品管理マニュアルに基づき備品の管理を行っている。

備品の受入後、備品管理システムにより備品番号を付番し、備品番号・取得日・取得金額等を備品台帳に登録している。契約検査課からは、備品番号を記載した備品ラベルが交付されるため、当該備品に貼付して管理を行っている。

また、備品台帳の内容が正確であるか確認するため、定期的に棚卸を実施し、実際の備品との照合を行っている。直近の棚卸結果を反映した貸与備品台帳を基に任意抽出した下記のサンプルについて、台帳と実物の照合を行った。

備品番号	品名
00386139	パーソナルコンピューター
00042653	ロビーチェア
00058613	ドラムセット
00058647	ギターアンプ
00058724	ドラムセット
00410238	ギターアンプ
00343096	ミキサー
00410797	CDプレーヤー
00410879	スピーカー

一方で、現物から台帳照合を行った結果、市から貸与されているにもかかわらず、備品台帳に登録されておらず、備品番号シールも貼付されていない備品が確認された。

また、スカイプラザ浜大津には利用者から寄贈された備品もある。大津市に今まで寄贈された備品のリストを依頼したところ、リストは作成されておらず、管理も行われていなかった。

② 老朽化対策/修繕計画等の状況

施設では、防火設備点検を年1回、消防設備点検を年1回、またエレベーター等の定期点検を年1回実施している。加えて、週2回の日常点検を行い、不具合が確認された場合には業務日誌を通じて施設内で情報を共有している。そのうえで、必要に応じて修繕計画に組み入れ、適切な対応を講じている。

施設が把握している課題としては建物建築から年数が経過していることに伴い、練習室の扉が経年劣化により開閉しにくくなっている点である。

なお、基本協定書19条により経年劣化による施設・設備等の損傷は1件あたり50万円以上の修繕については大津市と指定管理者が協議の上、市が負担することとしている。

③ 監査結果

ア) 物品管理状況について

大津市より貸与されている備品について、指定管理者は年1回棚卸を実施し、備品に貼付された管理シールの番号と貸与備品台帳との整合性を確認し、市に報告している。

直近の棚卸結果を反映した貸与備品台帳を基に任意抽出したサンプルについては、台帳と実物の照合が確認できた。

一方で、現物から台帳照合を行った結果、市から貸与されているにもかかわらず、備品台帳に登録されておらず、備品番号シールも貼付されていない備品が確認された。

その要因として、以下の点が挙げられる。

- ・開館時購入備品：開館時に購入した備品の一部が附属設備として処理され、個別管理が行われていないため、備品番号シールがなく、台帳にも未登録となっている。
- ・寄贈備品：利用者から寄贈された備品について、本来は寄贈時に確認のうえ、備品シールの貼付と台帳登録が必要であるが、実施されていないケースがある。
- ・受入手続き漏れ：契約検査課を通じて購入した備品は、発注時に備品ラベルが交付されるが、課単位で直接購入または寄贈を受けた備品は、受入手続きを経ない限り台帳登録やラベル発行がされない。そのため、受入時には必ず手続きが必要となる。

実際の確認では、大津市貸与資産であるにもかかわらず、シール未貼付の備品が存在した。これは、担当課で購入手続きは行われたものの、受入手続きが未実施であったためである。

また、スカイプラザ浜大津には指定管理者所有の備品を含め多数の備品が保管されているが、大津市貸与資産として台帳管理されているのは 41 件のみであり、適切な管理が十分に行われていない状況が見受けられる。

したがって、大津市貸与資産の管理状況を明確化するため、スカイプラザ浜大津で保管している備品について、次回点検時に再度精査し、貸与備品にはシール貼付し台帳登録の網羅性・実在性を確保して頂きたい。

あわせて、指定管理者所有の備品についても、識別できるよう独自シールを貼付するなどの区別管理が望まれる。

1) 寄贈品について

物品管理マニュアルによれば、寄付を受けた場合には「寄付申出書」に基づく受納決裁を行い、当該物品が備品に該当する場合は備品登録申請を行うこととされている。金額は、新品の場合はカタログ等により標準小売価格を、

中古で価格不明の場合は1円で登録することとされている。

スカイプラザ浜大津では、利用者からの寄贈品について協定書上の明確な規定がなく、所有権の所在が曖昧となっている状況が見受けられる。

大津市に確認したところ、寄贈品の所有権は大津市に帰属するとのことであった。

したがって、寄贈品の所有権が大津市にある旨を協定書等に明文化するとともに、寄贈があった際には大津市が適切に管理できるよう、指定管理者から連絡する体制を構築し、物品管理マニュアルに沿った管理を徹底する必要がある。

り) セット備品の管理について

現物確認時、スカイプラザ浜大津の倉庫に分解されたドラムセットが保管されていた。確認の結果、複数のパーツにより1組のドラムセットが構成されているが、そのうちの1つのパーツにしか備品シールが貼付されていないことが判明した。

備品管理の観点からは、ドラムセットを台帳登録する際、構成する全てのパーツに備品シールと枝番シールを貼付した方がいいと考える。

また、1組の備品であることが分かるよう、子番号方式による管理をすることが望ましいと考えられる。

(9) 監査・モニタリング状況

① モニタリングの概要及び運用

大津市は、指定管理者制度導入施設においても、公の施設の設置者として、適正な市民サービスの提供を確保し、これを市民に対し説明する責任を有している。そこで、「大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針」を定め、指定管理者による施設の管理状況について、定期的又は随時に確認及び評価を行い、必要に応じて改善に向けた指導及び助言、または指示等を行うことにより、市民サービスの向上及び当該施設の管理運営の適正化を図っている。

② モニタリングの方法・実施時期

モニタリングとは、指定管理者によるサービスの履行に関し、関係法令、条例等のほか協定書、仕様書等（以下「法令等」という。）に基づき、サービスが適正かつ確実に提供されているか、安定的、継続的なサービスの提供が可能であるか等について、指定管理者から提出される各種報告書、利用者アンケート調査、実地調査等により確認・評価を行い、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行う一連の仕組みとされている。

モニタリングの実施主体・内容・実施時期等は下記の通りである。

【図表 2.2.2-7】モニタリングの方法及び時期

モニタリング種別		実施主体及び提出先	実施時期等	
定期	1	事業計画書	指定管理者→施設所管課	毎年度2月
	2	事業報告書（月次）	指定管理者→施設所管課	毎月終了後、速やかに
	3	事業報告書（期別）	指定管理者→施設所管課	各期終了後、速やかに 1期：4～7月 2期：8～11月 3期：12～3月
		モニタリングチェックシート【様式】	指定管理者→施設所管課	
	4	事業報告書（年次）	指定管理者→施設所管課	
		事業評価シート【様式】	指定管理者→施設所管課→行政改革推進課（公表）	
随時	5	随時報告書	指定管理者→施設所管課	緊急時等随時
随時	6	利用者アンケート	指定管理者または施設所管課	随時（年1回以上）

出典：大津市 指定管理者制度導入施設モニタリング指針（概要）

③ モニタリングの実施状況

指定管理者に対するモニタリングの方法および実施時期は、「大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針」に基づき実施されている。

月次の事業報告については、指定管理者が大津市に来所のうえ直接報告が行われている。また、期別および年次の事業評価については、モニタリングチェックシートを用いて実施されており、当該シートは指定管理者が自己評価を行い、その結果をもとに大津市の評価が行われている。

なお、大津市による確認は、実地調査等は実施されず、主としてヒアリングにより行われている。

④ 監査結果

ア) 監査・モニタリング方法について

大津市は、「大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針」に基づき、指定管理者による施設管理状況について定期的または随時に確認および評価を行い、必要に応じて改善に向けた指導・助言を実施している。

スカイプラザ浜大津の指定管理者に対するモニタリングはモニタリングチェックシートに基づいて実施されているが、現状では実地調査を伴わず、ヒアリングのみで評価が行われている。

モニタリングチェックシートによる自己評価結果を活用することは有効であるものの、大津市の確認がヒアリング中心にとどまっている点は課題と考えられる。期別の確認はヒアリングを主体とすることも認められるが、年次評価については裏付けとなる資料の確認等を行い、より客観的な評価を実施することが望ましいと考えられる。

また、必要に応じて実地調査を実施することが適当である。例えば、大津市貸与資産については年に一度、指定管理者による棚卸が実施されているが、物品管理で記載した通り課題が見られることから、大津市担当者が指定管理者と合同で棚卸を実施することにより、管理の適正化が図られる可能性がある。したがって、少なくとも年1回程度は合同で棚卸を実施するとともに、その他、設備の状況、管理記録の状況、利用者アンケートの状況、個人情報の取扱い等、重要な事項に関しては必要に応じて実地調査を行うことが望まれる。

2.2.3 結果要約

(1) リスニングルーム響の活用方法 【意見】

「大津市スカイプラザ浜大津 指定管理業務仕様書」では、リスニングルーム響を施設利用者が自由に利用できるスペースとして開放することとされているものの、一般開放は行われておらず、主に自主事業で使用されている。当該スペースは6階フロアの大部分を占めるものの利用率は低く、有効活用されているとは言い難い。設備水準は他施設と遜色ないため、一般開放に向けた環境整備に加え、一般貸出しの導入を含め、さらなる利用促進策の検討が望まれる。

(2) 目標利用者数

令和6年度の利用者数は68,384人で前年度比約6千人増加しており、コロナ禍前の水準に回復しつつある。令和7年度では65,400人の利用者を見込んでいる。令和6年度の実績利用者数より減少しているのは、自主事業の利用者数目標を2,000人減少させたことによるものである。練習室の利用者数については、令和6年度と同水準の利用者数を見込んでいる。令和7年度から指定管理者が変更され、サービス向上と利用者増加が期待されていることから、広報強化や自主事業の工夫を通じて前年度を上回る利用者数となるよう、さらなる利用促進に努めていただきたい。

(3) 自主事業計画 【意見】

基本協定書において、自主事業を実施する場合は、市に対して事業の概要及び実施する時期を記載した事業計画書を提出し、大津市は当該内容の審査をすることと規定している。指定管理者は自主事業として指定管理施設内にコピー機を1台設置するとともに、消耗品有料提供を行っているが自主事業の計画書を提出しておらず、市もこれらの自主事業の実施を認識していながら、計画書の提出を求めている。市は自主事業の計画書の提出を求め、管理業務の実施を妨げないか審査する必要がある。

(4) 利用申請 【意見】

利用申請の受付は窓口対応のみとなっている。毎月初日（1日）に4か月先までの予約が可能となる仕組みのため、月初には窓口が混雑することが多く、必ずしも利用者にとって利便性が高い状況とはいえない。

電子申請による利用予約が可能となることで、利用者の利便性が一層向上すると考えられるため、大津市としてもDX戦略の一環として電子申請の推進を掲げていることを踏まえ、電子申請の導入について検討いただきたい。

(5) 現金決済について

利用料の決済方法としては、現金のほか、QRコード決済が導入されているものの、現金決済が多い状況となっている。

現金の取扱量が増加すると、盗難や横領などの不正リスクが高まる傾向にある。不正リスクの低減、大津市のDX戦略、そして利用者利便性の向上の観点から、電子決済のさらなる推進に取り組んでいただきたい。

(6) 収入印紙の管理方法 【指摘事項】

収入印紙について、金庫で保管されているものの管理簿等の作成は行われていない。収入印紙は現金同等物としての価値を有しており、紛失や盗難といったリスクがあることから、使用状況を記録し、数量残高を把握できるよう、管理簿を作成し管理しなければならない。

また、定期的に管理簿の記録と現物の枚数を照合し、差異の有無を確認する必要がある。収入印紙の管理方法について改善されたい。

(7) 物品管理状況 【指摘事項】

大津市より貸与されている備品について、指定管理者は年1回棚卸を実施し、備品に貼付された管理シールの番号と貸与備品台帳との整合性を確認し、市に報告している。

監査人が現物から台帳照合を行った結果、市から貸与されているにもかか

ならず、備品台帳に登録されておらず、備品番号シールも貼付されていない備品が確認された。

また、スカイプラザ浜大津には指定管理者所有の備品を含め多数の備品が保管されているが、大津市貸与資産として台帳管理されているのは 41 件のみであり、適切な管理が十分に行われているか疑義がある。

したがって、大津市貸与資産の管理状況を明確化するため、スカイプラザ浜大津で保管している備品について、次回点検時に再度精査し、貸与備品にはシール貼付し台帳登録の網羅性・実在性を確保して頂きたい。あわせて、指定管理者所有の備品についても、識別できるよう独自シールを貼付するなどの区別管理が望まれる。

(8) 寄贈品 【指摘事項】

利用者から寄贈された備品について、本来は寄贈時に確認のうえ、備品シールの貼付と台帳登録が必要であるが、実施されていないケースがある。

物品管理マニュアルによれば、寄付を受けた場合には「寄付申出書」に基づく受納決裁を行い、当該物品が備品に該当する場合は備品登録申請を行うこととされている。

スカイプラザ浜大津では、利用者からの寄贈品について協定書上の明確な規定がなく、所有権の所在が曖昧となっている状況が見受けられる。

したがって、寄贈品の所有権が大津市にある旨を協定書等に明文化するとともに、寄贈があった際には大津市が適切に管理できるよう、指定管理者から連絡する体制を構築し、物品管理マニュアルに沿った管理を徹底する必要がある。

(9) セット備品の管理

現物確認時、スカイプラザ浜大津の倉庫に分解されたドラムセットが保管されていた。確認の結果、複数のパーツにより 1 組のドラムセットが構成されているが、そのうちの 1 つのパーツにしか備品シールが貼付されていない

ことが判明した。

備品管理の観点からは、ドラムセットを台帳登録する際、構成する全てのパーツに備品シールと枝番シールを貼付した方がいいと考える。

(10) 監査・モニタリング方法 【意見】

大津市は、「大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針」に基づき、指定管理者による施設管理状況について定期的または随時に確認および評価を行い、必要に応じて改善に向けた指導・助言を実施している。

スカイプラザ浜大津の指定管理者に対するモニタリングはモニタリングチェックシートに基づいて実施されているが、現状では実地調査を伴わず、ヒアリングのみで評価が行われている。

モニタリングチェックシートによる自己評価結果を活用することは有効であるものの、大津市の確認がヒアリング中心にとどまっている点は課題と考えられる。年次評価については裏付けとなる資料の確認等を行い、より客観的な評価を実施することが望ましい。

また、必要に応じて実地調査を実施することが適切と考えられる。例えば、大津市貸与資産については年に一度、指定管理者による棚卸が実施されているが、物品管理で記載した通り課題が見られることから、大津市担当者が指定管理者と合同で棚卸を実施することにより、管理の適正化が図られる可能性がある。したがって、少なくとも年1回程度は合同で棚卸を実施するとともに、その他必要に応じて実地調査を行うことが望まれる。

2.3 大津市民会館

2.3.1 大津市民会館の概要



大津市民会館は、市民の文化活動と地域交流を促進するために設置された公共文化施設である。昭和50年（1975年）に開館し、1,300席の大ホールや小ホール、リハーサル室や楽屋などを備え、幅広い文化活動に利用されている。市内の文化団体やサークルの生涯学習・研修・発表の場として活用されるほか、芸術文化団体による公演やコンサートの開催場所としても親しまれ、琵琶湖に近い立地を生かした文化発信拠点となっている。


運営は指定管理者制度により行われ、貸館業務や舞台技術などが効率的に実施されている。開館から長期間が経過し、設備や機能の老朽化が進んでいることから、空調・舞台設備の更新やバリアフリー化など継続的な改修が必要とされており、大津市は文化拠点としての魅力維持に向けた計画的な整備を進めている。

(1) 所在地

滋賀県大津市島の関 14-1

(2) 施設概要

<p>大ホール</p> 	<p>定員 約 1300 席（固定席 1200 席、可動席 100 席、車椅子対応 12 席）</p> <p>舞台 間口 18 メートル、奥行 12.15 メートル、高さ 8 メートル</p> <p>設備 オーケストラピット、スタインウェイピアノ 1 台、ヤマハ C F ピアノ 1 台</p> <p>楽屋 洋室 5 室、和室 1 室、シャワー室 2 室（男女各 1 室）</p>
<p>小ホール</p> 	<p>定員 約 200 席（移動席）</p> <p>舞台 間口 5.5 メートル、奥行 3.2 メートル、高さ 0.85 メートル</p> <p>設備 ヤマハ C F ピアノ 1 台</p>

<p>その他</p> 	<p>リハーサル室</p> <p>ホワイエ（大ホール 2 階）・ロビー（小ホール前）</p> <p>音響・照明設備一式</p> <p>駐車場 普通車約 60 台収容</p> <p>カフェ、エレベーター等</p>
--	---

※ 大津市民会館が所在する同建物内の 2 階・3 階には大津公民館が在り、大津市民会館・大津公民館が一体として、市民の文化振興・交流の場として集うところとなっている。

(3) 開館時間・休館日

区分	内容
開館時間	午前 9 時～午後 9 時
休館日	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(4) 貸館申込受付期間

	一般	練習等
大ホール	使用日の 6 か月前の同日から 21 日	使用日の 2 か月前の同日から 21 日前ま
小ホール	前まで	で（小ホールでは 10 日前まで）
リハーサル室	大ホールと同時使用：使用日の 6 か月前の同日から当日まで 単独使用：大ホール使用者が使用しない場合において使用日の 20 日前から 前日まで	

※ 大津市が主催・後援する事業や国等の公共的団体の全国規模の事業は、使用日の 1 年前の同日から申請可能。

(5) 指定管理者

① 指定管理者の選定状況

大津市民会館は、他の一部の市内公共文化施設と同様に、指定管理者制度により運営が行われている。直近の指定管理者の選定は、「大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づき、所管部局に設置される

選定委員会により審査されている。

最新の指定管理者の選定においては、文化施設の管理運営を専門とする複数の団体から応募があり、提出された事業計画書・管理運営計画・サービス向上策等の提案内容が審査された結果、総合的に高い評価を得た現在の事業者（A社）が令和6年4月～令和9年3月の指定管理者として選定されている。（以下、A社を「指定管理者」という。）

② 委託業務の内容

大津市民会館における指定管理者の管理業務範囲は、大津市民会館 指定管理者仕様書により定められている。

5 業務内容

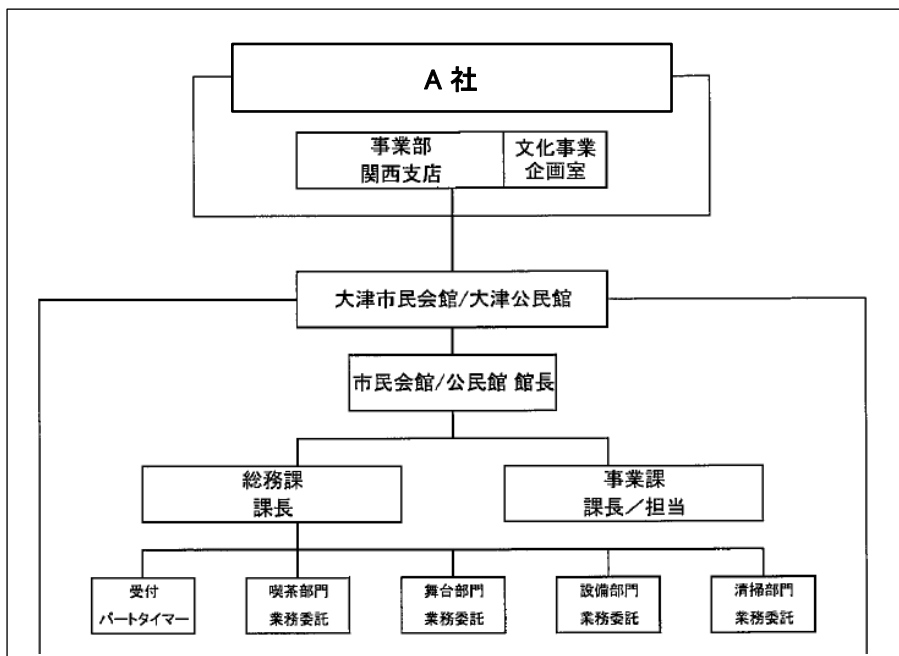
- (1) 利用の許可に関する業務
- (2) 施設等の利用の許可の制限に関する事項
- (3) 舞台等管理業務
- (4) 利用料金の設定
- (5) 利用料金の収受
- (6) 利用の案内
- (7) 文化事業
- (8) 宣伝広報並びに誘致活動
- (9) 喫茶室の活用
- (10) 上記(1)～(9)以外の業務

（出典：大津市民会館 指定管理者仕様書）

③ 指定管理者の運営組織

統括責任者である館長のもとに総務課、事業課を配し、各課長並びに担当を配置し、全6名で管理運営業務にあたっている。舞台部門、設備部門、清掃部門、喫茶部門は、業務委託しており委託先の職員が実務を担当している。

また、指定管理者の組織内においては、事業部関西支店及び事業企画室が全面的にバックアップする体制を整えている。



(出典：令和7年度大津市民会館の管理に関する事業計画書)

④ 事業の再委託状況

指定管理者の「令和7年度大津市民会館の管理に関する事業計画書」では以下の業務について再委託することを計画し、承認申請を行い、大津市の承認を得ている。施設や舞台などの保守業務等、専門性が求められる業務内容については再委託を実施している。

【図表 2.3.1-1】再委託業務

設備保守点検等業務	音響設備保守点検業務
環境衛生管理業務	舞台操作管理業務
エレベーター保守点検業務	照明装置操作管理業務
車椅子用階段昇降機保守点検業務	音響装置操作管理業務
自家用電気工作物保安管理業務	ごみ収集運搬処理業務
保安警備業務	賃借動産（鉢付植木）
舞台機構装置保守点検業務	駐車場防災設備管理
照明設備保守点検業務	ピアノ調律

(「指定管理業務における第三者への委託に関する承認申請書」より監査人作成)

⑤ 自主事業

自主事業は、基本的に指定管理者が自らの判断で実施する事業であり、地域のニーズや施設の特性を活かした文化イベントなど、利用者に価値を提供することを目指すものである。事業計画書における自主事業について以下のように記載されている。

指定自主事業として、文化芸術活動の場と機会の提供となる事業を 15 事業計画します。内容としては「鑑賞事業」を 5 事業、市民の積極的な文化活動を支援する「育成事業」を 2 事業、市民に新たな文化活動への参加機会を提供する「参加型事業」を 2 事業、市民に協働でおこなう作品作りの場を提供する「創造事業」を 2 事業、市民の自立した文化芸術活動を支援する「市民育成事業」を 3 事業、動画配信を通じて本施設を拠点とする個人や団体の活動について情報を広く発信する「拠点化事業」1 事業の全 15 事業とします。

また、同様に指定自主事業において回遊型コラボレーション事業「大津みんなのコラボレーションワークショップ」、「びわ湖大津舞台芸術祭」、「大津市民教養大学」、情報・相談・交流事業「もしもし BOX」の 4 事業を計画します。

さらに、自主事業として地域アーティストの支援、市民の情報発信、市民に文化芸術の鑑賞機会をできる限り数多く提供するための共催協力事業の 3 事業を計画します。

よって、自主事業は、これに自動販売機の設置を加えた全 23 事業とします。

(出典：令和 7 年度大津市民会館の管理に関する事業計画書)

⑥ モニタリング

大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針によると、月次では事業報告書を利用して、また期別（年 3 回）では事業報告書並びにモニタリングチェックシートを利用して、さらに年次では事業報告書並びに実績評価シー

トを利用して、大津市は指定管理者の業務についてモニタリングを実施している。また利用者アンケート調査や実地調査も適宜実施することとなっている。

	モニタリング種別	実施主体及び提出先	実施時期等
定期	1 事業報告書（月次）	指定管理者→施設所管課	毎月終了後、速やかに
	2 事業報告書（期別）	指定管理者→施設所管課	各期終了後、速やかに 〔1期：4～7月 2期：8～11月 3期：12月～3月〕
	モニタリングチェックシート【様式】	指定管理者→施設所管課	
期	3 事業報告書（年次）	指定管理者→施設所管課	翌年度5月末
	実績評価シート【様式】	指定管理者→施設所管課→行政改革推進課（公表）	
随時	4 随時報告書	指定管理者→施設所管課	緊急時等随時
	5 財務状況・労働条件モニタリング（対象のみ）	指定管理者→施設所管課	【財務状況モニタリング】 翌年度12月末まで 【労働条件モニタリング】 翌年度12月末まで （適宜）
	6 利用者アンケート	指定管理者または施設所管課	随時（年1回以上）

（出典：大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針）

2.3.2 大津市民会館の監査の結果

(1) 事業の指標について

① 確認された状況

(ア) 利用者数、稼働率及び利用料収入

大津市民会館の利用者数、稼働率及び利用料収入の推移は次の通りである。

【図表 2.3.2-1】

年度	利用者数		稼働率		利用料収入	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
H29	110,000人	124,768人	66.0%	46.0%	30,003千円	32,219千円
H30	110,000人	106,526人	55.0%	48.0%	30,058千円	30,993千円
R1	110,000人	116,726人	55.0%	48.0%	45,000千円	77,412千円
R2	110,000人	29,997人	48.0%	31.0%	13,300千円	7,763千円
R3	116,726人	56,823人	48.0%	33.1%	29,901千円	33,940千円
R4	56,823人	82,883人	33.1%	37.1%	33,940千円	40,375千円

R5	82,883人	78,547人	37.1%	34.9%	40,375千円	39,604千円
R6	78,547人	90,658人	34.9%	36.5%	39,604千円	44,098千円

(大津市からの回答により監査人作成)

指定管理者によると、「従来から捕捉してきた項目でもある、利用者数、稼働率及び利用料収入について、自ら目標値を設定の上管理し、月次、期別、年次の段階において、大津市に実績報告をしている」とのことであった。

大津市によると、「新型コロナウイルス感染症の影響が大きいため令和元年度後半から令和3年度においては利用者が大きく減少している」、とのことであり、この間における利用者の減少については世間の動向と比較衡量しても特段異常ではないと思われる。

なお、令和4年度以降の利用者数について回復の傾向が見受けられるが、コロナ前の状況までには戻っていない。

ここで、【図表 2.3.2-1】にて直近3年度分（令和4年度～令和6年度）の状況から、目標値は前年度の実績と同じ値となっていることがわかる。

(イ) 大津市文化振興計画における利用者目標

文化振興計画によると、基本目標（R8年度）として文化芸術に親しむ場づくりとして、文化施設の総利用者数の目標を以下のように設定している。

(単位：人)		
評価指標	令和3年度（現状）	令和8年度（目標）
文化施設（※）の総利用者数	152,422	250,000

* 文化施設とは、「大津市民会館」「大津市伝統芸能会館」「スカイプラザ浜大津」「大津市立市民文化会館」「長等創作展示館」「大津市仰木太鼓会館」を指す。

(出典：第3次大津市文化振興計画)

文化振興計画に関して、大津市に、大津市民会館としての利用者数の目標について確認したところ、次のような回答を得た。

「文化振興計画に関する、大津市民会館の令和 8 年度の利用者目標値として、116,500 人と設定している。」

「なお、令和 7 年度の目標は設定していない。」

また、利用者の目標値について指定管理者に確認したところ、「大津市民会館について、文化振興計画に基づく目標値は認識していない。前述(ア)のように、利用者数、稼働率及び利用料収入について、3 つの指標で目標を設定し事業を進めている。」とのことであった。

(ウ) 稼働率

稼働率については、前述(ア)の通り、直近の令和 6 年度で 36.5%である。コロナ禍から回復の傾向が見受けられるが、コロナ前（平成 29 年度～令和元年度では 46.0%～48.0%）の状況までには戻っていない。

さらに、直近 3 年度の貸室ごとの稼働率を確認したところ以下の通りである。

【図表 2.3.2-2】

(単位：%)

	大ホール	小ホール	リハーサル室	全体
R4	34.4	39.9	35.3	36.5
R5	34.6	36.9	32.7	34.9
R6	40.7	35.5	33.0	36.3

(大津市からの回答により監査人作成)

令和 4 年度から令和 6 年度の稼働率は、大ホールでは 34～40%、小ホールでは 35～39%、リハーサル室では 32～35%となっており、大ホールで改善の兆しが見られる一方で小ホールでは鈍化している。全体としては 34～37%となっている。

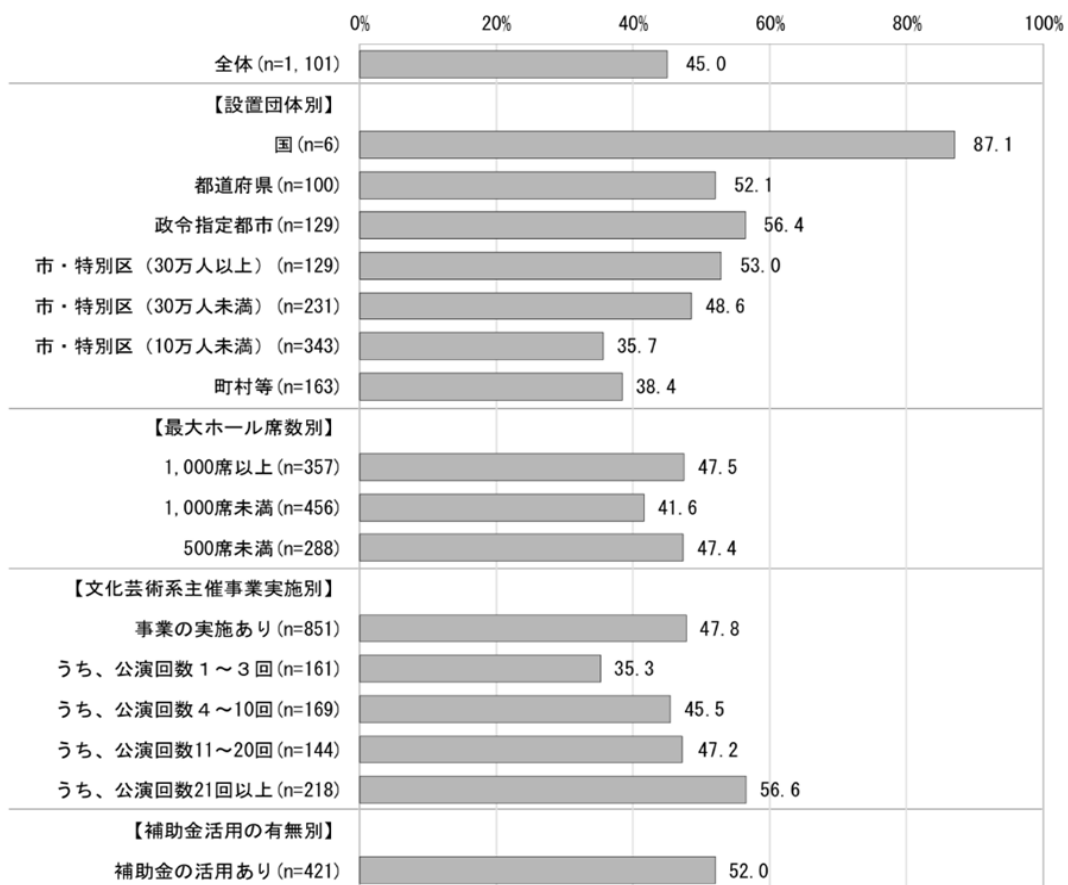
(エ) 他の同様施設の稼働率から

他の同様の市民会館や市民ホールの稼働率の状況などと比較されているか大津市に確認したところ、「他の同様の市民開館・ホールとの比較は行っておらず、検討資料はない」との返答であった。

そこで、滋賀県内の他の同様施設の稼働状況を調べたところ詳細に公表している施設は少なかったため、全国的な状況として次の情報を参考として示したい。

当資料は、調査先として国・地方公共団体が設置する劇場・音楽堂等 2,113 施設を対象とし、調査票を送付しところ 1,259 施設から回答を得たもので、調査実施時期は令和 6 年 9 月～10 月とされ、令和 7 年 3 月に公表されたものである。回答された施設の最大ホールの稼働率については以下の通りである。

【図表 2.3.2-3】



(出典：文化庁委託事業 劇場・音楽堂等基盤整備事業 「令和 6 年度劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」 公益社団法人全国公立文化施設協会)

【図表 2.3.2-3】に大津市民会館（人口 30 万人以上、大ホール座席数 1,300 席）を当てはめると、設置団体別では 64.2%、最大ホール座席数別では 58.1% が参考数値である。

② 監査の結果

まず、利用者数、稼働率及び利用料収入の指標について、これまでの目標設定では、実績の前年比較をしているにすぎない。既存の状況を踏まえ、将来に向けて設定すべきが目標である。過去の実績を上限とせず、ぜひ将来に向けた目標の設定をしていただきたい。

次に、第3次大津市文化振興計画における令和8年度の利用者数の目標が、指定管理者に共有されていない。また、令和8年度の目標を目指すのであれば、経過年度としての令和7年度の目標についても大津市と指定管理者の間でのすり合わせが重要だが実施できていない。関係者間で同一の目標達成に向けて、ぜひ情報連携をとっていただきたい。

更に、大津市民会館の稼働率については、以前の実績から比較しても現状は低い状態であると言える。全国の他の同様施設と比較しても現状に甘んじる余地はないと思われる。

以上より、利用者数や稼働率について、ぜひ将来に向けた目標を明確にしていきたい。そのうえで戦略的な計画を立て、実現に向けて邁進していただきたい。

(2) 収支予算及び収支実績

① 確認された状況

(ア) モニタリング

大津市のモニタリング指針によると、モニタリングの目的を達成するための項目「サービス提供の継続性、安定性の確認と評価」として、以下のよう

に記載されている。

3 サービス提供の継続性、安定性の確認と評価

指定管理者によるサービスの提供が継続的・安定的に提供されているかどうかについて、指定管理者指定申請時の事業計画書及び年度毎の事業計画書の見込みと、収支実績との比較により、事業報告書（月次・期別・年次）に記載されている収支状況（料金収入の実績、委託料等の収支状況等）、自主事業の実施状況を含め、指定管理者指定申請時の収支計画と乖離していないか等を確認する。

（出典：大津市指定管理者制度導入施設 モニタリング指針）

(イ) 令和6年度収支の予算と実績

大津市民会館の令和6年度収支に関する予算及び実績について、比較・分析されている資料を要請したところ、「指定管理者から予算については事業計画書により、また実績については実績報告書により提供を受けており、適宜確認しているところである。差異等検討資料は作成していない。」との回答を得た。

そこで、まず月次の実績報告書を確認したところ、事業計画書と同様の区分（※1、※2）で年間予算金額と月次発生金額及びその内容が記載され、指定管理者から大津市に報告されている。

※1 事業計画では、収支区分として、「指定管理施設管理及び運営に係る収支予算」や「自主事業（独立採算）に係る収支予算」等、5つの収支区分をたてている。

※2 事業計画では、項目（勘定科目）として、指定管理料ほか計12項目（勘定科目）をたてている。

次に、年度の実績報告書を確認したところ、収支実績では収支区分は無く1つとして、また収支としての項目（勘定科目）は25項目となっており、事業計画における収支区分や項目（勘定科目）とは異なっている。

ここでは収支の記載は割愛するが、事業計画書による予算合計額と実績報告書による金額には全体的には乖離が生じている。については、その乖離の内容を確認したいところ、予算では5つの収支区分をたてているが実績では全体収支のみであり、また項目（勘定科目）別に検討するにあたっては予算と実績で項目（勘定科目）が異なるものが多い。そのため、今回入手した資料等からは、収支予算と収支実績のさらなる具体的な検討はできなかった。

② 監査の結果

大津市民会館の収支については、月次実績報告では事業計画書と同様の区分で月次実績金額が記載されるが年度当初からの累計額等はなく、また併記される予算は年度分金額であり、比較検討は困難である。また、年度実績報告の収支区分や項目（勘定科目）は事業計画書と異なっている。日常の情報連携等で予算実績管理はできている可能性もあるが、以下のような点を改めて確認いただきたい。

まず、年度ベースでも事業活動を収支区分ごとに捕捉していただきたい。次に、収支予算と実績を比較検討することは非常に重要であり、事業が予定と大きな乖離がなく遂行できたかどうか、もし乖離があれば、内容を確認するなど、検討を加えていただきたい。

以上のためにも、予算と実績で計上される収支区分や項目（勘定科目）については整合させることが望ましい。

(3) 貸館利用について

① 確認された状況

(ア) 貸館の空き状況について

大津市民会館のホームページでは、当月若しくは翌月から3か月分の施設（大ホール・小ホール・リハーサル室）の空き状況が確認できるようになっている。

思うに、貸館利用を検討している方は、この情報を閲覧することで施設利用の検討をされていることもあると思われ、有効な情報であると考えます。

ただ、前述 2.3.1(4)の通り、ホール等の貸館申込は使用日の6か月前から行えるため、3か月分の空き情報では情報量としては不足していないだろうか。

なお、施設の空き状況は手作業で更新されているため、空き状況の開示については一定の工数も生じている。

(イ) 貸館申込受付開始時期

貸館の利用申込は、前述 2.3.1(4)のように、ホール等を使用日の6か月前の同日から、また、大津市が主催・後援する事業や国等の公共的団体の全国規模の事業は使用日の1年前の同日から申請が可能となっている。

大津市に確認したところ、「市の後援申請をとっていただくと1年前から予約することもできる。例えば、バレエなどの公演であっても、市民の文化活動と地域交流を促進することや大津市を賑わす観点などから総合的に判断して使用を許可している事例もあり、柔軟に対応するようにしている。」とのことである。

一方で、利用者アンケート綴りからは以下のような要望がある。

「一年前から予約を可能にしてほしい。」

「公演だと6か月前予約は時間的に厳しい。」

これらの要望については、実際に公演をした直後に一年後の申込みを行いたいといった声や、興業者が演者や裏方役、宣伝広報やその他の準備等を考慮すると、半年前にならないと施設の確保ができない場合、貸館利用の検討自体が厳しいという現実的な意見と捉えることができる。

(ウ) 滋賀県内における他の施設における運用について

近隣の他の施設では以下のような運用も見受けられる。

【図表 2.3.2-4】

施設名（市民センター・市民会館等）	予約申込開始時期	キャンセルに関すること
栗東芸術文化会館さくら（栗東市）	ホール・展示室等（栗東・草津・守山・野洲に在住・在勤等）： 利用する日の12月前の初日から、利用日の3週間前まで。 上記以外の利用者： 利用する日の11か月前の初日から、利用日の3週間前まで。 練習室・和室等の諸室： 利用日の3か月前の初日から、前日まで。	利用者が許可の内容を変更するとき、または利用を取り消す場合、利用申請・変更新書書を提出する。 原則利用料は返金しないものの、次の場合で承認された場合、一部もしくは全額を還付する。 ・利用者の責に帰さない事由により利用できなくなった場合には全額還付。 ・6か月前までに取り消したときは利用料の50%を還付。 ・3か月前までに取り消したときは利用料の30%を還付。
草津クリアホール 草津アマカホール（草津市）	ホール及びクリアホールの展示ホール： 利用日の12か月の属する月の初日から、利用日の14日前まで。 リハーサル室・文化教室1・2・研修室等： 利用日の6か月の前属する月の初日から、利用日の3日前まで。	利用申請を取り消す場合、下記をのぞき返金しない。 ・ホール及びクリアホールの展示ホール： 利用日の3か月前までの還付申請提出で使用料の5割を還付、それ以降は還付なし。 ・諸室（リハーサル室・文化教室・研修室等）： 利用日の2か月前までの還付申請提出で7割、2か月前から7日前までの還付申請で5割を還付、それ以降は還付なし。
守山市民ホール（守山市）	大ホール・小ホール・展示室： 使用日が属する月の12か月前の初日から20日前まで。 その他諸室： 使用日が属する月の6か月前の初日から前日まで。	天災やホール側の責による利用中止の場合： 全額還付。 次のように届け出た場合、既納額の50%を返還する。 ・大ホールでは使用日の2か月前まで。 ・小ホールでは使用日の1か月前まで。 ・その他リハーサル室等では使用日の1週間前まで。
ひこね市文化プラザ（彦根市）	ホール・楽屋： 使用日の1年前の月の初日から使用日の1か月前の日まで。 上記以外の施設： 使用日の6か月前の月の初日から使用日の3日前の日まで。	天災その他不可抗力により利用できない場合は全額還付。 グランドホール・エコーホールでは、取消届の受付期間により利用料金の一部を還付。 ・使用日の8ヶ月前まで100% ・使用日の6ヶ月前まで70% ・使用日の2ヶ月前まで50% ・それ以降 0% 他の各施設については、それぞれ一部還付を設定。

（各施設開示のホームページ等から監査人作成）

【図表 2.3.2-4】 から鑑みるに、貸館利用の申込は利用日の 12 カ月前から開始されている施設が見受けられる。

(エ) 貸館利用キャンセルの可否について

大津市民会館条例に以下の取り決めがなされている。

(利用料金の不還付)

第6条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

指定管理者に確認したところ、「利用申請後 1 週間以内に入金がない場合は予約を取り消す。もし入金後にキャンセルされた場合であっても基本的に返金はできないこととなっている」とのことである。

【図表 2.3.2-4】から鑑みるに、近隣他の同様施設においてはキャンセルについても一概に不可としておらず、かつ利用料の一部還付を認めるケースがある。

② 監査の結果

大津市民会館の貸館稼働率は 2.3.2(1)の通り令和 6 年度実績で 36.5%にとどまっており、稼働率を向上させる観点から、以下について提案する。

まず、施設の空き状況の開示期間についてである。現在ホームページでは当月若しくは翌月から 3 か月分の施設の空き状況が掲載されているが、貸館申込は 6 か月先まで可能であり、この差異は利用者の利便性を下げてはいないだろうか。また、空き状況が手作業で更新されている点も課題である。施設の空き状況について、予約情報と連動した効率的な更新の仕組みを検討し、貸館開始時期に合わせた施設の空き状況の公開について検討いただきたい。

次に、貸館申込受付時期の早期化である。現行では基本的には一般の利用申込は 6 か月前からとなっているが、利用者にとっては準備期間が十分とれない可能性がある。また、近隣他の施設の状況からも 1 年ほど前からの受付をされている事例が複数ある。ただ翻っては、当施設の設置目的や安定的な運営を踏まえる必要がある。この辺りも考慮しつつ、貸館申込受付時期を早期化できないか、検討いただきたい。

さらには、利用者の予定変更に伴う申込変更・キャンセルの取り扱いである。現行では基本的にはキャンセルを認めていないが、利用者の貸館申込意欲を抑制している可能性がある。ただし、申込変更やキャンセルを無限に許容すると事業の運営に支障をきたし、或いは本来の利用希望者が利用できなくなる恐れもある。そこで、一定期間内のキャンセルには料金を設定するなど、キャンセルポリシーを設けることで、利用者の申込み行動に柔軟性を持たせることができないか、検討いただきたい。

(4) 普及広報について

① 確認された状況

(ア) 事業計画による利用促進の方策

大津市民会館事業計画書（概要版）によると、利用促進の方策について、以下のように記載されている。

1) 情報発信策

施設内情報コーナーの整備、施設発行のパンフレット・情報誌・ポスター・チラシ・広報「おおつ」、市のホームページ、掲示板・自治会回覧、公式ホームページ、SNS、湖都ココチャンネル、フリーペーパー・文化情報誌・交通広告、マスコミ、ポスターボランティア、開館 50 周年 PR など様々な手法で、情報発信をしていきます。

現在取り組んでいる情報発信について指定管理者に確認したところ、次の回答を得た。

「チラシ新聞広告、チラシ折込み、駅貼りポスター、また郵便局でのポスター・チラシ、その他 WEB サイトや無料広告について進めている。Web サイトとしては会館ホームページのほか、X、LINE、インスタグラム、フェイスブックなどについてもコンテンツを指定管理者で工夫して作成し進めている。その他、滋賀県の湖国文化情報「れいかる」のほか、リビング滋賀やエフエム滋賀なども通じて広報を実施している。」

以下、いくつかの視点から確認してみたい。

(イ) 大津市民会館公式ホームページの閲覧確認と活用について

令和7年8月4日に指定管理者に確認したところ、以下の回答を得た。

「ホームページについて施設現地（大津）では認識していないが、本社（東京）にて管理しており、直近の情報として、今年（1月～今日）におけるアクティブユーザー（HP閲覧者）は3.9万（前年比△6.0%）となっている。」

また、令和7年9月26日に確認したところ、「アクティブユーザー（HP閲覧者）は5.0万（前年比△2.9%）となっている。」とのことであった。

ホームページの閲覧者が時の経過とともに増加していることは好ましいと思われる。だが、たとえ情報の発信をしていたとしても、実際の事業運営に直面している施設現地担当者が状況を理解していなければ今後の対策を打つことは困難ではないかと思われる。

(ウ) 顧客満足度第三者調査報告書について

大津市民会館・大津公民館に対する指定管理者顧客満足度第三者調査報告書による認知経路は以下の通りである。

(n=110)		
	人数	構成比
新聞・雑誌	3人	2.7%
ポスター・チラシ	2人	1.8%
ダイレクトメール	0人	0.0%
ホールの掲示物・公演情報誌	6人	5.5%
ホームページ・インターネット	15人	13.6%
友人・知人の紹介	42人	38.2%
その他	34人	30.9%
無回答	8人	7.3%

その他：以前から利用14人、大津市広報・利用者から2人、会館主催イベント・学校で利用・近所各1人ほか

（出典：令和6年度指定管理者顧客満足度第三者調査報告書）

友人・知人の紹介が 42 人 (38.2%) と最も高い比率となっている。また“その他”を回答した中には、以前からの利用者が 14 人 (12.7%) いる。

また、自由記述欄には以下のような記載も見られる。

・もっと広報等でわかりやすくしたらもっとお客様も増加するのでは。

(出典：令和 6 年度指定管理者顧客満足度第三者調査報告書)

これらから、すでに大津市民会館を利用したことがある方のリピーターや利用者からの紹介などが多いことが想定される。リピーターや紹介の存在は、大津市民会館への信頼があると思われ、非常によい傾向であると思われる。

他方で、ホームページやインターネットからの来場は全体の 13.6%であり、決して多くは無い。広報等も通じて新規来場者の獲得などを更に進める余地があるのではないだろうか。

(エ) その他の活動 (スタンプラリー)

大津市では、令和 7 年 6 月 20 日～8 月 31 日において、『おおつ“湖都文化”再発見フェスティバル』と称して、スタンプラリーを実施している。

イベント企画の実施趣旨としては市内文化施設の存在を周知するとともに文化・芸術にふれる機会を提供することにあると思われる。

大津市に確認したところ、「これまで知られていない施設を知ってもらうきっかけづくりの意味合いも兼ねて企画したものである。」「結果としては、スタンプラリー台紙利用者からの推定参加人数は 2,325 名、全 6 施設 (※) を訪れプレゼントへ応募された方は 50 名であった。」とのことである。

* 大津市歴史博物館、大津市伝統芸能会館、長等創作展示館・三橋節子美術館、スカイプラザ浜大津、大津市民会館、大津市埋蔵文化財調査センター

このスタンプラリー企画は、子どもたちの夏休みにも合わせて開催され、

台紙上ではイベント期間中の各施設のイベントも紹介されている。施設の存在やイベントを知ってもらい良い取り組みであると思われる。今後もこのような新しい企画もぜひ進めていただきたい。

② 監査の結果

大津市民会館の利用者数は 2.3.2(1)の通り令和 6 年度実績で 90,658 人であるが、コロナ前の平成 29 年度から令和元年度での利用者 10 万人以上には及んでいない。利用者数を向上させる観点から、以下について提案する。

まず、ホームページ閲覧状況が指定管理者（施設現場）では捕捉されておらず、また活用されていない。状況を確認できていなければ、今後の対応について検討することは不可能である。ついでにはぜひ指定管理者（施設現場）でも WEB 閲覧状況を捕捉いただき、利用者を掘り起こすような施策の企画・推進を検討いただきたい。

次に、令和 6 年度の顧客満足度第三者調査によると、友人・知人の紹介及びリピーターは回答者の過半を占めている。一方でホームページやインターネットからの来場は全体の 13.6%であり、決して多くは無い。リピーターを増やしつつも、WEB の拡充や SNS 発信からホームページへ誘導する仕組みなどの普及広報を更に進めていただき、新たに大津市の文化芸術に関心を持つ方を増やすことを目指していただきたい。

(5) 自主事業について

① 確認された状況

(ア) 事業計画において計画された事業の進捗

令和 6 年度の指定管理者の自主事業について、事業計画書において計画されていたものの実績報告を参照した。

自主事業実施計画における 23 事業に対して、自主事業実施状況によると具体的には計画されていなかった「アニメスペシャルコンサート」なども実施されている。

なお、以下の事業については計画されていたが、実績があいまいな記載となっている。

事業名	計画	実績
湖都ココチャンネル	市民の文化芸術活動を公民館も含め、本施設での個人・団体の活動動画をユーチューブ配信にて発信する。	市民の文化芸術活動を多く発信する。公民館も含め、本施設を活動の拠点とする個人・団体をインターネットの動画配信チャンネルを使い、市内外、ひいては世界に向けて発信していきます。

(出典：令和6年度事業計画書及び自主事業報告書より監査人作成)

「湖都ココチャンネル」事業については、令和7年度事業計画においても自主事業の内訳として計画されている。

「湖都ココチャンネル」は、YouTubeでの動画配信を予定されたものである。令和7年12月1日時点においてこの動画を監査人が確認したところ、直近のものは令和6年7月28日であり、それ以降更新されていない。

令和6年度も令和7年度も計画されているにもかかわらず、実際には進められていないと見受けられる。

② 監査の結果

事業を遂行する上で、予定から代替的な企画、また想定外の事態への対応、或いはより効果的なイベントの開催などは十分ありえると考えます。また新たなイベントを企画・実行していただくことは大津市民会館の趣旨に沿っている限り大変評価できうることと思料します。

ただ、令和6年度に計画された事業「湖都ココチャンネル」については、令和7年度も同様に計画されるも、進行が見受けられない。

計画ありきばかりを良しとは思われないが、今一度計画の意義を確認して

いただきたい。

(6) 外部からの意見の活用について

① 確認された状況

(ア) 外部からの意見の取り込み

大津市民会館の利用者からの声を取り組むにあたって、事業計画書によると以下のように記載されている。

3 利用者の声の反映について 下記の手法を用いて、利用者や市民の意見を収集します。		
利用者意見交換会	ご意見箱の設置	メールフォームでの意見受付
Google アナリティクス活用	アンケート配布・収集	電子アンケート
第三者満足度調査	日常業でのヒアリング	弊社のネットワーク

(出典：大津市民会館事業計画書（概要版）)

以下、いくつかの観点から状況などについて確認してみたい。

(イ) 貸館事業におけるアンケート配布・収集

大津市民会館では、今後の運営に活かすため、公演などを行った施設利用者にアンケートをお願いし、回収する仕組みを構築している。

アンケートは、紙面により、利用団体等属性や公演内容、利用施設の利用前提、その他施設・設備・予約・料金などについては15項目を4段階の満足度でお聞きし、その他自由記載によるものである。

当該アンケートによる意見や要望などのとりまとめは次の通りである。

なお、15項目（施設・設備・予約・料金などについて）の満足度に関しては取りまとめまではされていない。

【図表 2.3.2-5】

■施設利用時

受付月	利用者意見等	対処内容
4月	午後利用の時間割が不適當。(13:00~16:00)	条例で決められた時間割である旨を説明し、ご理解いただく。
5月	大ホール楽屋数を増やして欲しい。(2件)	協議中。
8月	エレベーター内のおいがひどい。	定期的に消臭剤を散布することで消臭対策済。
9月	キャッシュレス対応自動販売機にして欲しい。	設置契約業者へ要望を申し入れ。
12月	リハーサル室で時間貸しができると練習として使いやすい。	条例で決められた時間割である旨を説明し、ご理解いただく。
7-12月	清掃が行き届いている。	-

■受付、職員対応

受付月	利用者意見等	対処内容
7-12月	親切、にこやか、言葉遣いや接客がとても丁寧。	-
7-12月	不便な点も機敏に迅速に対応、改善して頂いています。	-
7-12月	人によって対応が違う、共通認識ができていないことが多い。	マニュアル等を整備し、再認識すると共に、連絡事項の共有を徹底する。
7-12月	対応が親切、丁寧、にこやか。	-

■設備

受付月	利用者意見等	対処内容
4月	リハーサル室の階段に手摺りが欲しい。	協議中。
4月	楽屋シャワーの温度が低い。	給湯器経年劣化が原因である旨、協議中。
5月、10月	リハーサル室のトイレを洋式にして欲しい。	協議中。
7月	正面扉が上部枠や地面にこすれて開けづらい。	市と協議し、25年度夏に修理予定で対応。
9月	楽屋1と2の空調が弱い。	サーキュレーター購入、常設で対応。
11月	車椅子や足の不自由な人がリハーサル室を利用できない。	協議中。
2月	正面玄関にスロープを設置して欲しい。	協議中。
7-12月	冷房能力不足、強弱調整が効いていない。	協議中。

利用者からの意見や要望に関して、指定管理者から次のようなコメントを得た。

「対処可能なものは即対処するようしており、また資金や特別な技術が

必要なものについて、例えば和式のトイレでは年配の方や成人式での着物の方の利用で大変であること、或いは照明が暗いなどの声を大津市とも課題共有のうえ協議し、トイレの洋式化や照明のLED化など、改修実現に至っているものもある。このように大津市は丁寧に聴取し、柔軟に対応していただいている。」

(ウ) 第三者満足度調査（貸館について）

調査機関が行った施設利用者への調査によると、施設環境や備品等に関する質問では、以下のようにになっている。

(回答：110件)			
	清掃状況や美観について	空調温度や換気などについて	座席の配置、椅子や施設備品について
満足	52.7%	30.0%	37.3%
やや満足	35.5%	30.9%	35.5%
やや不満	6.4%	29.1%	17.3%
不満		5.5%	2.7%
無回答	5.5%	4.5%	7.3%

「施設環境や備品等」について、「清掃状況や美観」は約88%の方が満足（「満足」または「やや満足」）と答えています。

一方、「空調温度や換気」約61%、「座席の配置、椅子や施設備品」の約73%が満足（同）と回答しています。他の項目と比べると相対的に満足度が低い傾向になっていますが、施設の老朽化を背景として空調や施設設備に課題を感じているかたが多いという可能性があります。

自由記述を見ると、空調の効き具合、トイレの洋式化等に課題を感じている方が複数見られるほか、ブラインドや椅子・机等の破損といった備品の老朽化についてのご意見も寄せられています。

（出典：令和6年度指定管理者顧客満足度第三者調査報告書）

施設環境や備品等に関しては、施設の老朽化を背景として空調や施設設備の改善を要望されている方が少なくないと考えられる。

(エ) 第三者満足度調査（公演について）

調査機関が行った施設利用者への調査によると、公演に関する質問では、以下のようにになっている。

（回答：118件）			
	公演事業への満足度について	ホームページ・パンフレットは見やすかったか	申込・予約等の手続きについて
満足	46.6%	35.6%	40.7%
やや満足	20.3%	25.4%	23.7%
やや不満	2.5%	5.9%	0.8%
不満	0.8%	0.8%	0.8%
無回答	29.7%	32.2%	33.9%

「公演事業に他する満足度」について、いずれの設問ともに回答者の6割以上が満足（「満足」または「やや満足」と答えています。「無回答」を除くと9割以上の方が満足（同）という結果でした。

（出典：令和6年度指定管理者顧客満足度第三者調査報告書）

公演事業に関しては、公演事業、ホームページ・パンフレット、申込・予約等の観点から、回答者の6割以上が満足（「満足」または「やや満足」と答えている。

② 監査の結果

まず貸館について、アンケートや調査からは、受付対応や清掃品質などに一定の評価を頂いていることが伺える。また、部屋や通路等の構造に関わるもの、トイレや空調、電気・水道、設備などについての意見やリクエストが見られる。施設の老朽化を背景とする可能性があると思料する。固定資産の維持・管理として後述する。

次に公演については、調査機関が行った利用者への調査から、公演事業、ホームページ・パンフレット、申込・予約等の観点から、6割以上の方が満足と答えている。不満と答えた方のほか、約3割の方が無回答であり、満足と

していない方が4割いる。については、指定管理者が公演の内容や周知、申込みなどについて影響を与えることは限定されるかもしれないが、より多くの来場者の満足感が得られるよう、可能な範囲で開催者等と一層の協働をしていただきたい。

(7) 購買について

① 確認された状況

(ア) 大津市民会館指定管理者仕様書によると、以下のように記載されている。

2 管理運営方針

(5) 業務の再委託並びに物品購入等にあたっては、市内事業者の活用に配慮すること。

(出典：大津市民会館指定管理者仕様書)

指定管理者に確認したところ、「業務の再委託については地域の事業者への依頼などに努めているが、物品購入にあたっては効率性や費用面等の観点から指定管理者の本社が推奨する業者から購入していることが多い」、とのことであった。

そこで指定管理者から入手した令和6年度の総勘定元帳から消耗品費勘定1,564千円について摘要欄から取引先について店舗等の所在を検討したところ、大津市内事業者からの取引は非常に少なく、10%未満であった。

取引にはEコマース（インターネットを利用した商品売買の仕組み）の利用も伺え、発注の容易さや物品入手までの迅速性や確実性、コストなどが影響している可能性がある。

② 監査の結果

物品購入については、取引を検証したところ、大津市内事業者からの取引

は少なく、大津市民会館指定管理者仕様書に準拠されていないと判断する。

については、大津市役所及び指定管理者は、大津市民会館指定管理者仕様書に記載されている内容の趣旨について、今一度確認する必要があると考える。備品、消耗品等の調達その他取引における確実性、迅速性、経済性やその他効率性などを鑑みる必要があるのであれば、改めて協議していただく必要があると思われる。現仕様書の趣旨も十分鑑み、物品購入等に係る今後の取引を検討いただきたい。

(8) 備品管理について

① 確認された状況

(ア) 大津市の管理ルール

備品についてはその管理や取扱いには十分な注意を払う必要があり、大津市では備品管理マニュアルに基づき備品の管理を行っている。備品の登録については以下のように記載されている。

とりわけ、備品については平成 24 年度より新地方公会計制度を導入することに伴い、「取得価格が 50 万円以上、耐用年数が 1 年以上の物品」が同制度において固定資産として計上すべき対象資産となるため、より適正な管理が必要となります。

備品の受入後、備品ごとに電算システムにより、備品番号を付番し、備品番号、取得日、取得金額等が備品台帳に登録されます。また、契約検査課より備品番号を記載した備品ラベルが交付されるため、当該備品に貼付します。

また、備品台帳の内容が正確であるか確認するため、定期的に棚卸を実施し、実際の備品との照合を行っている。

備品登録後、その内容は備品台帳に登録されます。備品台帳は電算システムにて所属ごとに作成されます。所属長は出納員として各所属の備品を

適正に管理する責務があるため、備品台帳の内容が正しいか、保管している備品と点検します。

(1) 確認にあたって

原則は、現在ある備品を主として台帳とチェックするようにします。台帳を主としてチェックすると台帳の掲載漏れを見落す可能性が高くなります。

台帳記載の備品がない場合の考えられる原因としては以下のように記載されている。



- ①既に他課へ譲り渡したが、所管換えの手続きが出来ていない。
- ②不用となり処分したが、廃棄申請の手続きが出来ていない。
- ③購入依頼の作成データが予算執行課で作成されている。

いずれにしても、安易に備品データを抹消するのではなく、調査することが必要です。なお、調査しても無い場合は「廃棄」ではなく「亡失」となります。

(以上、備品管理マニュアルより)

(イ) 網羅性の観点から

令和7年9月26日応接室にて、備品台帳には記載されていない次の備品が存在した。

(a) 防災テレビ No. 101059	(b) スポット冷暖エアコン
 <p>(旧来の備品管理シールあり)</p>	 <p>(備品管理シールの添付なし)</p>

大津市役所及び指定管理者へこれらの台帳上非掲載について確認したところ、次のような回答を得た。

備品については評価額 5 万円以上を管理対象とし、5 万円未満については管理をしないこととなったため、管理台帳に掲載されていないが実在する備品がある。

防災テレビについては、過去に防災の観点から各拠点へ設置したものであると思われる。

スポット冷暖エアコンは、従前の指定管理者が取得した備品が大津市民会館に所在しているもの。

また、指定管理者が委託料により購入した物品については、大津市民会館指定管理者仕様書によると以下のように記載されている。

17 物品の帰属

(略)

指定管理者が委託料により購入した物品は、所定の手続きを経て、市に帰属するものとし、物品購入台帳に記入し、年度終了毎に報告すること。

大津市による捕捉説明により、「当該物品については指定管理者より物品購入台帳にて適宜報告を受けている」とのことであった。

さて、備品台帳（令和 7 年 3 月 18 日）によると棚卸対象は 154 品である。

例えば舞台貸出品（反響板など）だけでも 51 種類あり、品数としてはこれだけでもかなりの数になるが、これらのほとんどは台帳に記載されていない。

また各室の備品や机やイスなど含めると、当該巨大施設の中にかかなりの備品が実在するが、台帳等により管理されていない備品が多数存在していると考えられる。

なお、廃棄については、年に 1 回であるが廃棄対象品リストを大津市に提出の上廃棄できるようになっており、指定管理者も不良品等について処分を進めているところである。

(ウ) 実在性の観点から

令和7年3月末時点における棚卸資料として備品管理台帳（令和7年3月18日付）を確認したところ、リストに基づいて実際に存在が確認されたものについては「✓」マークが付され、また所在場所が異なるものについては新たな所在場所が記載されるなど、実在性の確認や修正事項が記載がされている。

なお、以下については、「✓」マークも付されず、所在場所の変更などのメモもされていなかった。

備品番号 旧備品番号	物品場号品名 規格	取得価格	取得日	備考
00065435 160-112-000032	160112999 ディスクマシン ディスクマシン	75,500	昭和62年8月20日 平成25年10月1日	大ホール(照 明倉庫)
00065436 160-112-000033	160112999 ディスクマシン ディスクマシン	75,500	昭和62年8月20日 平成25年10月1日	大ホール(照 明倉庫)

担当者にヒアリングしたところ、実際にはあるが「✓」マークを付すのが漏れたとのことである。

なお、棚卸状況からは、チェックマークもメモも付されていないものについては棚卸がなされたか自体不明である。さらには、チェックマークの意義も不明確ともいえる。多数の備品が所在する中での施設現場での棚卸は非常に工夫されているところと思料するが、棚卸の実務的なガイドがあれば棚卸はより実行しやすいと思われる。

② 監査の結果

まず、大津市民会館内においては、一定評価額未満のもののほか無償譲渡等されたものなど、管理台帳に記載されていない物品が多くある。そこでは、価値ある備品が流用される、不用品の存在が緊急時に支障を起こす、もしくは廃棄費用などのリスクを認識する必要がある。については、備品等について

は、適切に事業に資するもので稼働にも問題ないもの、修繕或いは更新を要するもの、不用品や不良品で処分すべきものなど、適宜資産の管理をしていただきたい。

次に、棚卸資料からは実際の確認内容が不明なものが存在した。これは、棚卸の要領が施設に任されていることが一因と考えられる。例えば棚卸が漏れなく二重確認しないように、また役割分担や棚卸の最終確認などの手順を明確にすることで、資産管理の精度向上が期待される場所である。棚卸実施要領を整備し、共通ルールに基づいた棚卸の実施を期待したい。

(9) 固定資産の維持・管理について

① 確認された状況

(ア) 施設・設備の維持管理費及び修繕費

大津市によると、「1 件 50 万円以上の修繕や工事が必要なものは大津市で予算化のうえ管理対応し、他方、1 件 50 万円未満の修繕については指定管理者が支出し、大津市へ実績報告することで大津市が支出内容を確認している。また、5 万円以上の備品については定期的に棚卸を実施している」とのことである。

大津市の資料より、施設・設備に関する維持管理費及び修繕費について入手資料から取りまとめたところ、以下の通りである。

【図表 2.3.2-6】

<令和4年度>

維持管理費（大津市負担分）		修繕費（指定管理者負担分）	
内容	金額	内容	金額
大ホール舞台音響設備賃借料	17,610	冷温水発生機(CH-1) 抽気タンク圧カセンサー交換	145
雨漏れ補修工事	946	小ホール舞台照明設備 照明操作卓用サブマスターフェーダー基板改修	195
自動火災報知設備改修委託	5,720	大ホール系統 感知器取替のため購入、取付	110
屋内消火栓設備呼水槽改修工事	1,045	大ホール系統 感知器取替のため購入、取付	110
マドカフェエアコン設置工事	1,287	大ホール小ホール 誘導灯取替工事	294
小ホールワイヤレスマイク装置購入	2,750	楽屋通路内 バリアフリートイレ 壁タイル貼り直し工事	132
防災加工舞台幕購入	935	その他	622
合計	30,293	合計	1,608

<令和5年度>

維持管理費（大津市負担分）

内容	金額
大ホール舞台音響設備賃借料	17,610
音響室空調機取替工事	660
消防設備改修工事	565
リハーサル室屋根改修工事及び設計等委託	5,797
蓄電池更新業務委託料	2,970
P C B廃棄物収集運搬及び処理業務委託	1,678
マドカフェ給排気設備更新等工事	2,662
合計	31,943

修繕費（指定管理者負担分）

内容	金額
小ホール 床タイル貼替及びワックス掛け	176
小ホール 迫り中間停止用リミットスイッチ交換	210
全館 感知器不良箇所改修工事	376
機械室 発電機、バッテリー室水槽配管修繕止水漏水修繕	274
大ホールピンルーム エアコン取替工事	173
その他	391
合計	1,602

<令和6年度>

維持管理費（大津市負担分）

内容	金額
大ホール舞台音響設備賃借料	16,142
屋上防水改修工事	3,853
大ホール舞台機構安全装置等改修	3,850
大ホール客席修繕	2,084
大ホール女子トイレ洋式化工事	1,298
リハーサル室照明改修工事	1,247
防火シャッター修繕	957
多目的トイレ自動扉改修工事	792
大ホールクセノンピンスポットライト修繕	656
合計	30,879

修繕費（指定管理者負担分）

内容	金額
全館 消火器更新	385
地階発電室 減圧水槽配管漏水修繕	108
大ホール 作業灯回路ソフト変更作業	105
リハーサル室 避難経路扉修繕	198
大ホール 舞台照明操作卓修繕	209
大ホール2階客席出入口 フロアヒンジ交換工事	187
その他	0
合計	1,630

（「主な維持管理経費の推移」及び「修繕実績一覧」より監査人が作成）

これらから施設・設備の維持として様々な改修工事等が断続的に行われており、一方で修繕費についても毎年度ある程度の支出が見られる。

指定管理者に確認したところ、「修繕が必要な個所は多々ある一方で資金も関係するため、優先箇所を見極めながら対処している」とのことであった。

(1) 施設・設備の修繕・改修の計画

今後の設備修繕・施設改修については、以下のように計画されている。

【図表 2.3.2-7】

(単位：千円)

	優先度	内容	金額
令和8年度	A	空調熱源設備更新修正設計 (CH1)	514
	A	中央監視盤装置更新委託空調機自動制御装置更新(大ホール系統、小ホール系統、楽屋系統)	39,600
	A	防火シャッター修繕	1,500
	B	大ホール、ホワイエ以外のLED化改修工事設計	469
		合計	42,083
令和9年度	A	空調熱源設備更新委託 (CH1)	62,400
	B	屋上防水・外壁改修工事設計	2,145
	B	大ホール、ホワイエ以外のLED化改修工事	31,066
		合計	95,611
令和10年度	B	屋上防水・外壁改修工事	132
		合計	132
令和11年度	D	外部非常用階段更新	1,089
		合計	1,089
令和12年度		合計	0
令和13年度	A	特定天井・LED化改修工事実施設計	19,250
	B	受水槽更新工事実施設計	2,475
	D	非常用発電機更新設計	1,392
		合計	23,117
令和14年度	A	特定天井・LED化改修工事	440,000
	D	大ホール、小ホール舞台機構装置改修工事	260,700
	D	大津市民会館(大ホール) 舞台照明設備改修工事	289,300
	B	受水槽更新工事	30,000
	D	非常用発電機更新工事	75,114
		合計	1,095,114

(保全修繕計画より書式表示等監査人が編纂)

大津市では、大津市公共施設総合管理計画を策定しており、施設の長寿命化や維持管理の適正化、コスト縮減などに取り組まれている。

(ウ) 大ホール舞台音響設備一式(賃貸借契約による取得)

(ア)掲載の大ホール舞台音響設備については、平成29年3月より令和7年2月まで次のような賃貸借取引を契約しており、賃貸借契約書による主な内容は以下の通りである。

賃借人 大津市

賃貸人 X社

納品 音響調整卓ほか各種スピーカー、各種マイクその他、全35種

賃貸借期間 平成29年3月1日から平成37年2月28日まで

賃貸借料 140,880千円（うち消費税等10,435千円）

無償譲渡 賃貸借契約に基づく物件の賃貸借期間が終了し、賃借人の賃貸人に対するすべての債務が履行された場合は、賃貸人は賃借人に物件を無償譲渡する

（賃貸借契約書より抜粋）

大津市に確認したところ、以下の回答を得た。

「賃貸借契約期間が終了し、またすべての債務の履行が完了しており、賃貸借の対象物はすべて大津市に無償譲渡され、現在は大津市に帰属している。資産としての登録等はなされていない。」

ここで参考として、総務省開示の次の資料を掲載する。

2.（略）固定資産は、1年限りで費消される費用と異なり、その資産が除売却されるまで長期にわたり行政サービス等に利用されることから、会計上の価額管理を行う必要があり、・・・（略）

18. 固定資産台帳は、すべての固定資産を1単位ごとに記載する台帳であって、原則としてすべての保有固定資産について評価・整備するとともに、以後継続的に、購入、無償取得、除売却、科目の振替、減価償却費等を含む増減につき記録します。

（出典：総務省 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き）

思うに、資産台帳等を活用した場合には、次のような有用性があるため掲載する。

- ・資産の所在・数量の把握（紛失・重複購入の防止）

- ・資産価値・耐用年数の管理（更新計画の基礎）
- ・財務書類の正確性確保
- ・ライフサイクル管理（修繕・更新・廃棄の判断材料）
- ・予算編成・中期財政計画への活用
- ・不正防止・内部統制

② 監査の結果

大津市民会館では施設や設備の老朽化がある一方で修繕費等予算も限りがあることから、施設・設備の保全・修繕については、安全性・緊急性・利用者のニーズなども考慮し対応されているところである。また、今後については施設・設備の修繕・改修計画が策定されている。引き続き多面的に検討いただき、施設・設備の修繕・改修を行っていただきたい。

なお、大ホール舞台音響設備については、賃貸借により賃借期間終了後に物品一式を無償で譲り受けている。当設備に関しては、帳簿や固定資産台帳等による管理はされていない。思うに、直接購入した場合には資産登録を原則とする一方で、賃貸借により取得した場合には資産管理をしない、となると、取引形態が変わることで管理が大きく変わってしまう。資産管理を行うと、台帳整備や棚卸業務など負担が生じる一方で修繕・更新の判断材料などに有用であったりする。賃貸借により取得する資産について、台帳掲載などを通じた管理は不要かどうか、今一度検討いただきたい。

2.3.3 結果要約

(1) 事業の指標 【指摘事項】

大津市民会館における利用者数・稼働率・利用料収入の目標設定は、前年度実績の踏襲にとどまっており、将来の方向性を見据えた戦略的な目標となっていない。

また、利用者数については、文化振興計画で掲げられた令和8年度目標が指定管理者に共有されておらず、令和7年度の目標については関係者間で

り合わせが行われていない。

他方、稼働率については、コロナ前の水準を回復していないうえ、全国の他の同様施設と比較しても現状に甘んじる余地はないと思われる。

以上より、利用者数や稼働率について将来に向けた目標値を明確化にし、関係者が共通の認識のもと戦略的な計画をたて、需要創出や利便性向上などに取り組むことが望まれる。

(2) 収支予算及び収支実績

大津市民会館の収支については、月次実績報告では事業計画書と同様の区分で月次実績金額が記載されるが年度当初からの累計額等はなく、また併記される予算は年度分金額であり、比較検討は困難である。また、年度実績報告の収支区分や項目（勘定科目）は事業計画書と異なっている。日常の情報連携等で予算実績管理はできている可能性もあろうが、以下のような点を改めて確認いただきたい。

まず、年度ベースでも事業活動を収支区分ごとに捕捉していただきたい。次に、収支予算と実績を比較検討することは非常に重要であり、事業が予定と大きな乖離がなく遂行できたかどうか、もし乖離があれば、内容を確認するなど、検討を加えていただきたい。

以上のためにも、予算と実績で計上される収支区分や項目（勘定科目）については整合させることが望ましい。

(3) 貸館利用 【意見】

大津市民会館の稼働率を向上させる観点から、以下について提案する。

まず、予約は6か月先まで可能であるが、空き状況のWeb掲載期間は現時点などから約3か月先までであり、利用者にとっては予約するには検討する情報が不足していると思われる。予約情報と連動して空き状況を更新する仕組みを検討いただき、貸館開始時期に合わせた施設の空き状況の公開を期待したい。

次に、利用者からは「1年前から予約を可能にしてほしい」等の要望が寄せられており、現行の6か月前受付では利用者の準備期間が十分取れないケースも少なくないと考えられる。また、近隣の他の同様の施設では1年前から予約を受付けている状況も複数見受けられる。については、貸館申込受付時期を早期化できないか、検討いただきたい。

さらには、キャンセル規定が「原則利用料は還付しない」となっていることは、利用者の柔軟な申込みを阻害する可能性がある。申込変更やキャンセルについて、施設運営にも支障のない制度設計を考慮しつつ、申し出期限やキャンセル料を段階的に設定するなど、利用者の利便性を高めることができないか、検討いただきたい。

(4) 普及広報

大津市民会館の利用者数を向上させる観点から、以下について提案する。

まず、ホームページ閲覧情報状況が指定管理者（施設現場）では捕捉されておらず、また活用されていない。についてはぜひ指定管理者（施設現場）でもWEB閲覧状況を捕捉いただき、利用者を掘り起こすような施策の企画・推進を検討いただきたい。

次に、直近の顧客満足度第三者調査によると、友人・知人の紹介及びリピーターは回答者の過半を占めている一方で、WEBからの新規来場者は決して多くない。リピーターを増やしつつも、WEBの拡充やSNS発信からホームページへ誘導する仕組みなどの普及広報も更に進めていただき、新たに大津市の文化芸術に関心を持つ方を増やすことを目指していただきたい。

(5) 自主事業

令和6年度に自主事業として計画された事業「湖都ココチャンネル」については、令和7年度も同様に計画されるも、令和6年度途中からの進行が見受けられなかった。

事業を遂行する上で、想定外の事態への対応、或いはより効果的なイベン

トへの変更などは十分ありえると考えるが、今一度事業計画の意義を確認していただきたい。

(6) 外部からの意見の活用

まず貸館について、アンケートや調査からは、受付対応や清掃品質などに一定の評価を頂いていることが伺える。また、部屋や通路等の構造に関わるもの、トイレや空調、電気・水道、設備などについての意見やリクエストが見られる。施設の老朽化を背景とする可能性があると思料する。

次に公演については、調査機関が行った利用者への調査から、公演事業、ホームページ・パンフレット、申込・予約等の観点から、6割以上の方が満足と答えている。不満と答えた方のほか、約3割の方が無回答であった。については、指定管理者が公演の内容や周知、申込みなどについて影響を与えることは限定されるかもしれないが、より多くの来場者の満足感が得られるよう、可能な範囲で開催者等と一層の協働をしていただきたい。

(7) 購買 【意見】

指定管理者への仕様書によると、物品購入等については市内事業者の活用に配慮することとなっている。ただ、現状を確認したところ、実際の物品購入にあたっては市外の業者から購入している取引が多い。発注の容易さや物品入手までの迅速性や確実性、コストなどが影響している可能性があるが、仕様書には準拠されていないと判断する。

については、大津市及び指定管理者は、大津市民会館指定管理者仕様書に記載されている内容の趣旨について、今一度確認する必要があると考える。備品、消耗品等の調達その他取引における確実性、迅速性、経済性やその他効率性などを鑑みる必要があるのであれば、仕様書の趣旨とともに協議いただき、今後の物品購入等をおこなっていただきたい。

(8) 備品管理 【指摘事項】

大津市民会館内においては、備品台帳に記載されていない物品が多数存在する。その場合、事業に要する備品の紛失や流用、不用品の存在による緊急時の支障などのリスクがあると思われる。備品管理については、事業への有用性や修繕等の検討、或いは処分の適否など適宜管理していただきたい。

次に、棚卸資料からは実際の確認内容が不明なものが存在した。これは、棚卸の要領が施設に任されていることが一因と考えられる。例えば棚卸が漏れなく二重確認しないように、また役割分担や棚卸の最終確認などの手順を明確にすることで、資産管理の精度向上が期待される場所である。棚卸実施要領を整備し、共通ルールに基づいた棚卸の実施を期待したい。

(9) 固定資産の維持・管理 【意見】

大津市民会館では施設や設備の老朽化がある一方で修繕費等予算も限りがあることから、施設・設備の保全・修繕については、安全性・緊急性・利用者のニーズなども考慮し対応されているところである。また、今後については施設・設備の修繕・改修計画が策定されている。引き続き多面的に検討いただき、施設・設備の修繕・改修を行っていただきたい。

なお、大ホール舞台音響設備については、賃貸借により賃借期間終了後に物品一式を無償で譲り受けている。当設備に関しては、帳簿や固定資産台帳等による管理はされていない。思うに、直接購入した場合には資産登録を原則とする一方で、賃貸借により取得した場合には資産管理をしない、となると、取引形態が変わることで管理が大きく変わってしまう。資産管理を行うと、台帳整備や棚卸業務など負担が生じる一方で修繕・更新の判断材料などに有用であったりする。賃貸借により取得する資産について、台帳掲載などを通じた管理は不要かどうか、今一度検討いただきたい。

2.4. 大津市立市民文化会館

2.4.1 大津市立市民文化会館の概要

(1) 施設の概要

大津市立市民文化会館（以下「市民文化会館」という。）は、貸館事業を行う 1 棟の建物である。

場所は、京阪電車石山坂本線「大津市役所前」駅より徒歩 5 分で、大津市役所に近い。現在の建物は、歴史博物館の新設を機に平成元年に建て替えたもので、歴史博物館と渡り廊下で繋がっている。市民文化会館の施設の概要は、【図表 2.4.1-1】のとおりである。

【図表 2.4.1-1】市民文化会館施設概要

施設名	大津市立市民文化会館
設置根拠	大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例
設置場所	滋賀県大津市御陵町 2-3
建物情報	建築年度：平成元年度 建物構造：鉄筋コンクリート 3 階建 延床面積：1,670 m ² 施設内容：単独施設 1 棟、駐車場 33 台（屋内・屋外）
運営主体	大津市直営
休館日	月曜日・祝日の翌日・年末年始
開館時間	9：00～17：00（夜間利用時のみ 22：00 まで）

（出典：大津市公共施設白書・大津市提供資料）

なお、市民文化会館の設置根拠である「大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例」の制定日は昭和 34 年 3 月であることから、当会館は古い歴史をもつと言えよう。

(2) 貸館事業の概要

市民文化会館の貸館事業は、大津市が直営で運営しており、貸館用の部屋

は、多目的ホール（以下「ホール」という。）、和室、会議室の3部屋である。また、喫茶店と公益社団法人びわ湖大津観光協会が1年間ごとに行政財産の目的外使用許可を得て借りている。

貸館の利用時間は9時～22時であるが、夜間利用がない場合は、17時で閉館する。

【多目的ホール】

広さは225㎡。オーケストラの練習・ダンス・講演会・展示会などに利用。



【会議室】

広さは73㎡。20人～30人の小規模な会議などに利用。



【和室】

広さは、35㎡（18畳）。謡曲やホールの控室などに利用。

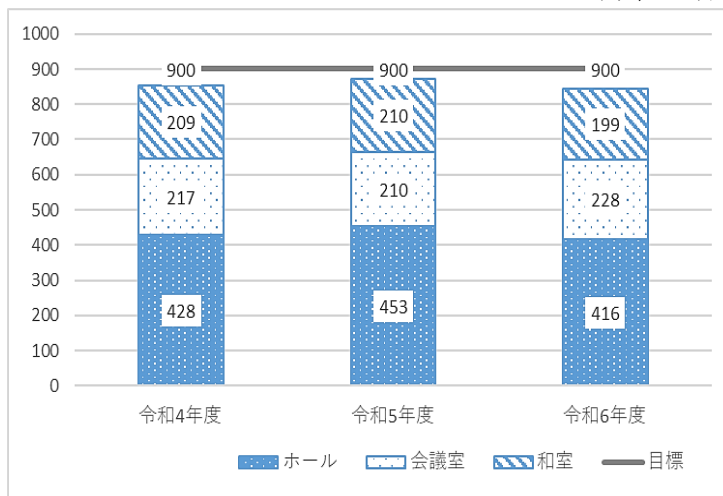


（市民文化会館ホームページ及び大津市提出資料をもとに作成）

次に、事務事業評価による市民文化会館の直近3年間の貸館利用件数の目標と実績の推移を【図表 2.4.1-2】に示す。直近3年間の実績は目標をほぼ満たしている。また、直近3年間の利用件数実績は、ほぼ横ばい（令和4年度：854件、令和5年度：873件、令和6年度：843件）で、最も利用件数の多い貸室は、全ての年度でホールである。

【図表 2.4.1-2】貸館利用件数推移

(単位：件)



(事務事業評価及び大津市提供資料をもとに作成)

10年前である平成26年度及び直近3年間の貸室別利用件数及び利用人数は、【図表 2.4.1-3】のとおりである。

【図表 2.4.1-3】貸室別利用件数及び利用人数の推移

年度	利用件数 (件)				利用人数 (人)			
	ホール	会議室	和室	合計	ホール	会議室	和室	合計
平成 26	473	258	195	926	22,267	3,810	2,477	28,554
令和 4	428	217	209	854	16,798	2,803	2,253	21,854
令和 5	453	210	210	873	16,129	2,609	2,583	21,321
令和 6	416	228	199	843	15,930	3,000	2,523	21,453
内大津市の利用	(173)	(134)	(86)	(393)	(6,471)	(1,642)	(256)	(8,369)

(出典：大津市提供資料)

(利用件数の算定方法)

午前(4時間)、午後(4時間)、夜間(5時間)それぞれを1件とカウント。連続して利用(例えば午前と午後)する場合は、2件とカウント。2.4の項の利用件数の算定方法は、同様。

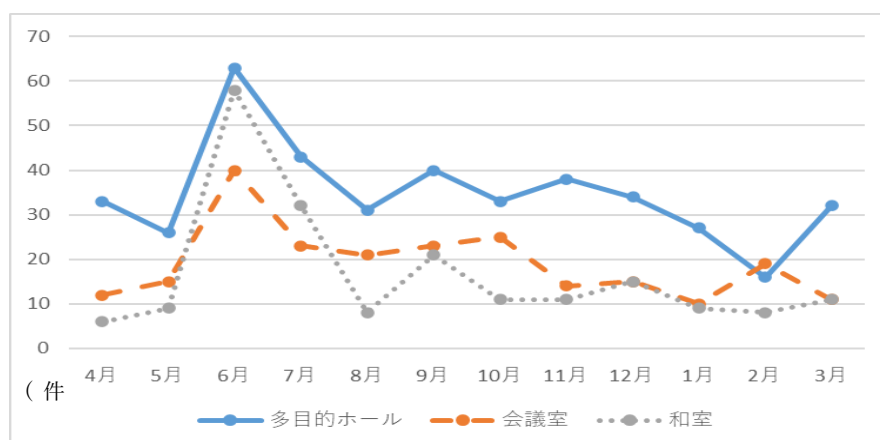
令和6年度と平成26年度の数値を比較すると、令和6年度は利用件数で9%減少、利用人数で25%減少している。利用件数の減少率よりも利用人数の減少率が大きいことから、1件あたりの利用人数は減少傾向にあると言える。

また、市民文化会館は、大津市(市役所等)の利用が多いことを特徴として挙げられる。【図表2.4.1-3】をみると、令和6年度の全体に占める大津市の利用は、利用件数で47%、利用人数で39%と、利用件数ベースで約半数が大津市の利用である。大津市の利用の場合、使用料金は100%減免となる。令和6年度における金額ベースでの大津市の利用による減免額の割合は、約46%(*)にのぼる。

*大津市利用による減免額 1,507 千円 ÷ (減免後使用料収入 1,747 千円 + 大津市利用による減免額 1,507 千円) = 46% (大津市提供資料にもとづき監査人が計算)

令和6年度の月次利用件数の推移は【図表2.4.1-4】のとおりである。6月の全室及び7月の和室の利用が突出している。これは、大津市湖都文化実行委員会が主催した大津市美術展覧会用の利用件数が多かったためである(ホール:6月50件、会議室:6月34件、和室:6月54件 7月17件)。

【図表 2.4.1-4】貸室別月次利用件数の推移



(大津市提供データより監査人が作成)

(3) 運営体制

市民文化会館の運営体制は、【図表 2.4.1-5】のとおりであり、市民文化会館は大半の業務を会計年度任用職員が担い、その他の管理業務等を主に歴史博物館の正規職員が兼任して担う運営体制である。また、事務分担表は【図表 2.4.1-6】のとおりである。

【図表 2.4.1-5】市民文化会館運営体制 (令和 7 年 4 月)

館長	1名	市民部文化振興課課長兼務
参事	1名	歴史博物館正規職員兼務
副参事	1名	歴史博物館正規職員兼務
主査	3名	歴史博物館正規職員兼務
技師	1名	歴史博物館正規職員兼務
会計年度任用職員	3名	うち1名は、貸館の夜間対応者。

(出典：大津市提供資料)

【図表 2.4.1-6】 市民文化会館事務分担表（令和 7 年 4 月 1 日現在）

役職名	担当業務	副担当者
会計年度任用職員 A	施設の貸館受付業務及び使用許可並びに使用料の徴収に関すること	歴史博物館グループリーダー副参事 D
	執行管理（歳入・歳出）に関すること	歴史博物館主査 E
	一般庶務に関すること	会計年度任用職員 B
	利用状況表・貸館予定表の作成に関すること	
	観光協会・レストランとの日程調整に関すること	
	ホームページの更新に関すること	
	会計年度任用職員の勤務に関すること（夜間対応職員含む）	
	照会回答などの取りまとめに関すること	
会計年度任用職員 B	施設の貸館受付業務及び使用許可並びに使用料の徴収に関すること	歴史博物館主査 F
	執行管理（歳入・歳出）に関すること	会計年度任用職員 A
	施設の維持管理に関すること	
会計年度任用職員 C	夜間の施設の貸館受付業務及び使用許可並びに使用料の徴収に関すること	

（出典：事務分担表）

(4) 収支状況

市民文化会館の令和 6 年度の収支状況は、歳入 3,273 千円に対し、歳出は 22,397 千円で、歳出超過額が 19,124 千円である。

直近 3 年間の収支の状況は、【図表 2.4.1-7】のとおりである。直近 3 年間の歳入額に大きな変動はない。一方歳出は、改修工事による工事請負費の支出があった令和 5 年度と令和 6 年度は増加している。直近 3 年間のすべての年度が 10,000 千円以上の歳出超過である。

主な歳入は、貸館の使用料収入及び目的外使用による使用料収入である。また、主な歳出は、人件費、清掃業務や設備管理業務などの委託料、施設設備の修繕などの工事請負費、光熱水費である。

【図表 2.4.1-7】 市民文化会館の収支状況

(単位：千円)

科 目	※	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
使用料及び手数料 総務使用料				
建物使用料	1	754	754	754
市民文化会館使用料	2	1,747	1,766	1,746
諸収入 雑入 市民部その他収入	3	740	738	771
歳入計(a)		3,242	3,259	3,273
市民交流費				
報酬	4	3,829	4,224	4,844
職員手当等	4	767	882	1,797
旅費		456	461	469
消耗品費		63	67	91
印刷製本費				8
光熱水費		3,376	3,161	3,355
修繕料		1,862	1,920	1,589
通信運搬費		225	225	225
手数料		14	36	14
委託料	5	5,706	5,954	6,206
使用料及び賃借料		73	73	68
工事請負費	6		5,203	3,725
備品購入費		74		
歳出計(b)		16,451	22,210	22,397
歳入 - 歳出(a-b)		▲13,208	▲18,950	▲19,124

(大津市提出資料をもとに作成)

- ※1 建物使用料：喫茶店からの目的外使用による使用料収入。目的外使用をする公益社団法人びわ湖大津観光協会は、「使用料の減免基準」の「市の事務・事業の遂行に密接な関係を有する公共的団体において、公共的活動の用に供するため使用させる場合」に該当するとして使用料は100%減免されている。
- ※2 市民文化会館使用料：主に貸館による使用料収入。
- ※3 市民部その他収入：主に目的外使用の利用者からの光熱水費収入。
- ※4 報酬・職員手当等：会計年度任用職員3名の報酬及び手当。うち、1名は、夜間対応要員で、報酬等は夜間の貸室使用時の勤務時間に応じた金額となる。なお、令和6年度の職員手当の増加要因は、令和6年度より会計年度任用職員も勤勉手当の対象となったことによるものである。
- ※5 委託料：主に清掃業務・設備管理業務の委託料。
- ※6 工事請負費：令和5年度は屋根塗装改修工事、令和6年度は高圧受電設備改修工事の費用。

(5) 使用料金の額

市民文化会館の貸室を利用するための料金は、「大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例」の別表に定められている。令和6年度の使用料金は【図表2.4.1-8】のとおりである。

【図表2.4.1-8】使用料金表

(単位：円)

利用者区分	貸室名	面積(m ²)	午前※	午後※	夜間※	全日※
基本使用料						
市民	ホール	225	5,280	5,280	10,060	20,620
	会議室	73	2,140	2,140	4,120	8,400
	和室	35	1,480	1,480	2,800	5,760
市民以外	ホール	225	7,920	7,920	15,090	30,930
	会議室	73	3,210	3,210	6,180	12,600
	和室	35	2,220	2,220	4,200	8,640
ホール・和室		2分の1に分割して使用する場合は、それぞれ基本使用料の半額				
ホール		入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の加算額 (1)入場料等のうち最高額のものが1,500円以上3,500円未満のとき 5割 (2)入場料等のうち最高額のものが3,500円以上のとき 10割				
		入場料等は徴収しないが営利若しくは営業宣伝その他これに類することを目的として使用する場合は加算額 10割				

(出典：大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例)

※ 午前：9時～13時（4時間） 午後：13時～17時（4時間）
 夜間：17時～22時（5時間） 全日：9時～22時（13時間）

使用料金は、使用時間区分（午前（4時間）、午後（4時間）、夜間（5時間）、全日（13時間））別に定められている。ホールと和室は物理的に空間を2分の1に分割して使用することができ、その場合の使用料は基本使用料の半額

となる。

さらに、ホールについては、①入場料等を徴収する場合②入場料等は徴収しないが営利若しくは営業宣伝その他これに類することを目的として利用する場合、割増料金の定めがある。これについては、大津市が、平成23年3月に定めた使用料金の統一的な設定基準である「施設使用料設定基準」の以下の考え方に従って、割増料金の定めを設けている。

施設の個別事由による使用料について

施設の目的外利用や入場料、その他これに類する金銭を徴収する場合など、各々の施設の個別事由により、使用料を徴収する必要がある場合については、各施設の現状を踏まえ、公平性・公正性を十分検討した上、設定するものとする。

なお、大津市の施設で貸館を行っている代表的な施設は、公民館（コミュニティセンター含む。以下、この項同様。）であるが、公民館の場合、営利を主たる目的とする場合、利用できない。市民文化会館は、割増料金の定めがあるとはいえ、営利目的での利用が可能である点に、公民館と差別化が図られているといえよう。

2.4.2 市民文化会館の監査の結果

(1) 使用料金の状況

① 営利目的等の場合の使用料金の加算対象となる貸室

【図表 2.4.2-1】のとおり、ホールの使用料金については「入場料等を徴収する場合」及び「入場料等は徴収しないが営利若しくは営業宣伝その他これに類することを目的（以下「営利目的」という。）として利用する場合」、基本使用料に加算の定めがある。しかし、会議室と和室には、加算の定めがない。これは、「開館当初より、入場料等を徴収する大きな催事はホールのみと想定し催事関係者の控室や楽屋で使用される部屋は割増料金を徴収しない

こととしたため」とのことである。

【図表 2.4.2-1】 使用料金表（一部再掲）

ホール	入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の加算額 (1)入場料等のうち最高額のもものが 1,500 円以上 3,500 円未満のとき 5 割 (2)入場料等のうち最高額のもものが 3,500 円以上のとき 10 割
	入場料等は徴収しないが営利若しくは営業宣伝その他これに類することを目的として使用する場合の加算額 10 割

市民文化会館は、以下のとおり地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定にもとづき、条例により設置及び管理について必要な事項を定めている。

大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例 第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定にもとづき、市民文化会館の設置および管理について必要な事項を定めるものとする。

この地方自治法第 244 条の 2 第 1 項は、以下のとおり「公の施設」の場合、条例により設置及び管理について必要な事項を定めることを求めている。

地方自治法 第 244 条の 2 普通地方公共団体は、…（略）…公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

つまり、市民文化会館が「公の施設」であることがわかる。さらに地方自治法は、公の施設について、以下のとおり定めている。

地方自治法

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

つまり、市民文化会館は、地方自治法第 244 条第 1 項の「公の施設」であり、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」である。

「公の施設」において営利目的で利用する場合は、割増料金を徴収することで、その使用を認める現行の使用料金に問題はないと思われる。また、他の自治体でも同じ例はある。

しかし、現行ではホールのみ割増料金の定めがあり、他の貸室にはない。ホール以外の貸室においても、入場料等を徴収する場合や営利目的で利用する可能性がないとは言い切れず、料金設定の段階から排除する必要はないと考える。

また、入場料等を徴収する催事が営利目的の場合、当該催事の控室用に利用する和室もしくは会議室も営利目的で利用していると言える。この場合、控室用の和室もしくは会議室も割増料金をとることについて、公平性・公正性の観点から特段問題はないと思われる。

会議室及び和室において、入場料等を徴収する場合や営利目的での利用の場合の使用料金は、割増料金の定めを設ける必要がある。

なお、現行の加算対象の貸室に和室及び会議室を追加するのみの修正では、ホールが 5 割増しで控え室用の和室が 10 割増しとなる場合があるため、料金の定めを変更する際には、この点を考慮することが望まれる。

② 詳細な使用料金の周知

現状、市民文化会館を利用しようと考えている者が市民文化会館の使用料金を知るには、大津市の市民文化会館のホームページか市民文化会館の窓口で手渡される「大津市立市民文化会館のしおり」という表題の A4 サイズ 1 枚

の案内書を閲覧する方法をとることになる。

市民文化会館のホームページには、使用料金の市内料金と市外料金別の基本料金についてのみ掲載されている。案内書には、使用料金の市内料金と市外料金別の基本料金及びホールで使用者が入場料を徴収する場合は、使用料金が異なる旨の注書きが掲載されている。

しかし、ホール及び和室を2分の1に分割して利用する場合基本使用料が半額となる旨、また、入場料等は徴収しないが営利若しくは営業宣伝その他これに類することを目的として使用する場合基本使用料に加算される旨は、大津市の市民文化会館のホームページ及び案内書には記載されておらず、市民文化会館の職員に口頭で伝えられる他、大津市例規集の条例の別表を見ない限り知りえない状況にある。

現状の周知方法では、例えば、ホール及び和室を2分の1に分割して利用する場合基本使用料の半額となることを知りうる利用者のみ半額の適用を受け、知りえない利用者は、2分の1に分割して利用することで十分であるにもかかわらず、全面を利用し、基本料金を支払っている可能性があり、公平性に欠ける。

市民文化会館の詳細な使用料金について、市民文化会館のホームページ・市民文化会館の案内書・窓口での掲示などにより、周知されたい。

③ 使用料金減免内容の周知

市民文化会館の使用料金の減免内容は、【図表 2.4.2-2】のとおりである。「大津市立市民文化会館の管理運営に関する規則」第5条第2号に規定する「その他館長が必要と認めた場合」の具体的な内容については、減免基準（内規）により定めている。

【図表 2.4.2-2】 市民文化会館の使用料金の減免

減免事由	減免額	根拠規定
本市又は本市の執行機関の主 催又は共催に係る行事に使用 する場合	免除	・大津市立市民文化会館の設置及び管 理に関する条例第7条 ・大津市立市民文化会館の管理運営に 関する規則第5条第1号
公共的な団体又は機関が、当 該施設の目的である市民文化 の向上及び振興に特に寄与す ると認められる事業を実施す る場合	半額	・大津市立市民文化会館の設置及び管 理に関する条例第7条 ・大津市立市民文化会館の管理運営に 関する規則第5条2号 ・減免基準（審査基準整理票）

減免基準（内規）は、大津市行政手続条例に基づく審査基準に該当する。同条例上、行政上特別の支障があるときを除き審査基準は公にしなければならないとされている。この点、大津市では、大津市のホームページ内の「文化振興課」の「業務案内」の「統計・公開情報」内にて公表しており、同条例を満たしている。しかし、当該ホームページの掲載箇所は、同じ大津市のホームページとはいえ、市民文化会館のホームページとは異なるため、市民文化会館を利用しようとして検討している潜在的な利用者は減免の内容を容易に把握することは困難といえよう。また、市民文化会館の案内書には減免の取扱いについての記載がなく、窓口での掲示もない。

大津市総務部行政改革推進課が策定した「施設使用料減免規定見直し方針」の留意・検討事項において以下の記述がある。

・減免取扱いの手引書等の整備

減免の取扱いについて、対象となる場合を例示するなど、手引書等を各施設の窓口において整備することとする。

減免の具体的な内容について、潜在的利用者及び利用者が容易に知りうるよう市民文化会館のホームページ・案内書・窓口など様々な媒体にて周知するよう改善されたい。

④ 目的の明文化

市民文化会館の目的について、「市民文化会館の設置及び管理に関する条例」に記載がなく、大津市のホームページの市民文化会館のサイトにおいても掲載がない。

大津市に市民文化会館の目的について、明文化されたものの提示を求めたところ、平成元年に歴史博物館及び市民文化会館の建物を建築するにあたり、大津市が作成した「(仮称)大津市歴史博物館及び大津市立市民文化会館新築工事概要」を示された。当該書面には、以下のとおり、建築の目的として「豊かな文化活動の拠点」、「国際文化の交流の場」との表現がある。

<p>(仮称)大津市歴史博物館及び大津市立市民文化会館 新築工事概要</p> <p>◇建築の目的</p> <p>…(略)…市民の多様な要望に答え、<u>豊かな文化活動の拠点</u>となるとともにこの自然環境や歴史的環境を生かして、<u>国際文化の交流の場</u>となるよう大津市立市民文化会館を建築します。</p>

(監査人下線挿入)

一方、【図表 2.4.2-3】に示した市民文化会館使用料の減免基準には、施設の目的として「市民文化の向上及び振興」との表現がある。

【図表 2.4.2-3】市民文化会館の使用料金の減免 (一部再掲)

減免事由	減免額
公共的な団体又は機関が、当該施設の目的である <u>市民文化の向上及び振興</u> に特に寄与すると認められる事業を実施する場合	半額

(監査人下線挿入)

市民文化会館の目的は、事業運営上重要な事項であり、使用料減免の理由にも引用されるものである。市民文化会館の目的について、今一度検討し、条例もしくは大津市のホームページの市民文化会館のサイトに掲載するなどの方法で明文化し、市民に示すことが望まれる。

(2) 使用料金の見直しの状況

① 使用料金の見直しの概要

建て替えにより現在の建物が竣工した平成2年以降、市民文化会館の使用料金は、4回にわたって値上げしている。使用料金の推移は【図表 2.4.2-4】のとおりである。

【図表 2.4.2-4】 使用料金の推移（市内）

（単位：円）

区分		H2 竣工後 ～H9/3/31	H9/4/1～ H26/3/31	H26/4/1～ H28/3/31	H28/4/1～ R1/10/1	R1/10/1 ～現在	現在とH2 の比較
ホール	午前 午後	3,300	3,360	4,320	5,180	5,280	+60%
	夜間	6,280	6,400	8,230	9,880	10,060	+60%
会議室	午前 午後	1,340	1,360	1,750	2,100	2,140	+60%
	夜間	2,570	2,620	3,370	4,050	4,120	+60%
和室	午前 午後	920	940	1,210	1,450	1,480	+61%
	夜間	1,750	1,780	2,290	2,750	2,800	+60%

（出典：大津市提供資料）

竣工時、消費税等は3%であったが、その後、平成9年4月1日（消費税等3%から5%に変更）、平成26年4月1日（消費税等5%から8%に変更）、令和元年10月1日（消費税等8%から10%に変更）に税率が変更したことに伴い市民文化会館の使用料金も値上げしている。

また、大津市は、平成23年3月に「施設使用料設定基準」を策定し、負担の公平性を確保するため、使用料金の統一的な設定基準を定めた。当該基準

に従い、市民文化会館は、平成 26 年 4 月 1 日に、消費税等の変更に伴う値上げにあわせて実質的な値上げを行っている。当該値上げに際しては、大津市の激変緩和措置として当初 2 年間は、1.25 倍を上限として 2 回に分けて値上げを行うこととし、平成 26 年 4 月 1 日に次いで、平成 28 年 4 月 1 日に 2 回目の値上げを行っている。

また、施設使用料設定基準では、原則として、3～5 年ごとに使用料金の見直しを行うことにしており、市民文化会館の 2 回目の見直しをした令和元年 10 月は消費税のみの変更、3 回目の令和 7 年 4 月は使用料金を変更していない。

施設使用料設定基準によれば、会議室・ホール等の貸出等の場合、1 室あたりの使用料は、以下の算式で計算する。

1室あたりの使用料			
=	$\frac{\text{施設全体の原価}}{\text{貸出面積合計} \times \text{年間開館時間}}$	×	$\frac{\text{利用面積}}{\text{(室面積)}} \times \text{利用時間} \times \text{(受益者負担割合 - 調整率)}$

ただし、使用料金を最終決定するにあたっては、近隣他都市、市内の類似（同一目的）施設の使用料金との均衡を考慮し決定する。

施設使用料設定基準によれば、見直しの手順は以下のとおりとなる。

- i ひとにかかる費用（以下「人件費」という。）算定
- ii 物にかかる費用（以下「物件費」という。）算定
- iii 1 m²あたり 1 時間の原価の算定

$$\left(\frac{\text{施設全体の原価}}{\text{貸出面積合計} \times \text{年間開館時間}} \right)$$
- iv 1 室あたり使用料の算定（計算値の算定）

1 m²あたり 1 時間の原価 × 利用面積 × 利用時間 × (受益者負担割合 - 調整率)
- v 現行使用料と計算値の比較
- vi 類似施設使用料との比較

近隣他都市、市内の類似（同一目的）施設の使用料との均衡を考慮し決定

② 人件費原価の算出方法の検討【意見】

施設使用料金設定基準によれば、原価に含める人件費の定義は、「サービス提供や施設を維持管理するための業務に、直接従事する職員に要する費用」である。具体的には、以下の算式で計算する。

$$\text{人件費単価} \times \text{サービスの提供や施設の維持管理に関わっている職員数}$$

市民文化会館の令和7年4月の使用料金見直しに向けた算定作業の際の人件費原価算定額は、以下のとおりである。

【図表 2.4.2-5】 使用料人件費原価の算定表

正規職員（事務・技術）	職員 A	職員 B	合計
サービスの提供や施設の維持管理に関する業務	5%	5%	従事職員数 0.1 人
上記以外の業務	95%	95%	

$$\text{単価 7,800 千円} \times 0.1 \text{ 人} = 780 \text{ 千円}$$

会計年度任用職員	職員 C	職員 D	職員 E	合計
サービスの提供や施設の維持管理に関する業務	100%	100%	1%	従事職員数 2.01 人
上記以外の業務			99%	

$$\text{単価 3,200 千円} \times 2.01 \text{ 人} = 6,432 \text{ 千円}$$

$$\text{人件費 7,212 千円}$$

（出典：使用料算定(シミュレーション)用シート）

市民文化会館の正規職員の兼務者は6名いるが、そのうち、原価に集計すべき業務に携わるのは2名としている。当該2名の具体的な業務内容は、

職員 A 修繕発注等を含めた施設管理等に携わる

職員 B 設備関係等の委託契約事務に携わる

とのことである。

設備関係等の委託契約事務に携わる職員の業務割当は 5%としているが、市民文化会館の令和 5 年度の歳出執行簿によれば、年間の全ての委託費の取引数は、1 万円代の少額のものも含め 11 件に過ぎない。

また、人件費の原価対象外とした 4 名の業務内容は、原価対象外とすべき内容かどうか、使用料算定シートでは判断できない。市民文化会館は貸館事業のみを行っており、対象外の職員は、サービス提供や施設を維持管理するための業務に、直接従事する職員以外である必要がある。

業務割合が 100%でない場合、対象とした業務内容ごとのおおよその月間の業務時間の記載を求め、また業務対象外とした職員がいればその理由の記載を求めることで、より正確で精緻な原価を算出できるのではないだろうか。

また、人件費原価の単価は、正職員（事務・技術）・正規職員（技能労務）・会計年度任用職員・再任用職員別に金額を定め、一律適用している。

【図表 2.4.2-5】の会計年度任用職員の職員 E の業務割合は 1%となっている。職員 E はパートタイム契約で、サービスの提供や施設の維持管理に関する業務のみ携わっているため実際の業務割合は 100%であるが、原価集計額が単価×従事職員数となっていることから、業務割合を 1%にし、より実態に即した原価集計となるようにしたとのことであった。

正職員の場合、配置されている職員の年齢等により人件費の幅が大きい。そのため正職員については、配置される職員による人件費の違いを使用料金に影響させないため、標準的な単価を用いることも考えられるが、会計年度任用職員は、正規職員ほど報酬の幅はない。会計年度任用職員の人件費原価については、より精緻な原価を算定するため、実績額をもとに人件費を算定する方法もあると思われる。

使用料金の見直しの基礎となる原価のうち、人件費の占める割合は大きい

ため、人件費原価の算定にあたり、より精緻な原価を算出できるよう一層の工夫や改善が望まれる。

③ 物件費原価の算出方法の検討

(ア) 物件費の算出

市民文化会館は、貸室の物件費原価にあたり、光熱水費以外の費目については費目ごとに以下の算式により計算した金額を集計している。

＜光熱水費以外の費目＞	
市民文化会館の費用実績額	$\times \frac{\text{貸室面積}}{\text{施設全体の延床面積}}$
＝市民文化会館の費用実績額×30%（※）	
（※）貸室面積 333 m ² ÷施設全体の面積 1,123 m ² ＝29.65%≒30%	

市民文化会館の延床面積は、【図表 2.4.2-6】に示すとおり、大きく分けて貸室と目的外使用と共有等に分かれる。

【図表 2.4.2-6】市民文化会館の延床面積の構成（単位：m²）

	貸室		目的外使用		共有等		合計	
1階					75	エレベーター 一等	75	屋内駐車場 除く
2階	225	ホール	134.26	喫茶店	425.74	(*)	785	
3階	35 73	和室 会議室	113.64	観光協会	41.36	エレベーター 一等	263	
合計	333		247.9		542.1		1,123	

(*) 2階の共有等は、事務室・エレベーター・トイレ・エントランス等である。

（出典：大津市提供資料）

光熱水費以外の貸室の物件費原価は、「市民文化会館の費用実績額×貸室の面積比率（30%）」で算出しているため、貸室と目的外使用で共有して使用しているトイレやエレベーター等の共有面積に対応する原価は受益者の負担すべき原価に含まれていない。

市民文化会館は、貸館事業のみを行っている単独施設である。民間の貸しビルなどの貸館業を行っている場合、当然に共有面積に対応する原価も利用者が負担している。共有面積に対応する原価の一部を受益者が負担すべき原価に含める方法を採用するかどうか、検討されたい。

共有面積に対応する原価の一部を原価に含める方法として、例えば、以下の算式が考えられる。共有スペースのうち使用料に算入すべきスペースを特定し、物件費原価を算出する方法である。

$$\text{市民文化会館の費用実績額} \times \frac{\text{貸室面積}}{\text{貸室面積} + \text{目的外使用面積} + \text{算入外面積} ※}$$

※算入外面積＝共有等面積－使用料に算入すべき面積

一方、光熱水費については、以下の算式で計算している。

<光熱水費>

$$\text{市民文化会館の費用実績額} - \text{目的外使用による光熱水費負担額}$$

市民文化会館では、目的外使用による光熱水費を目的外使用者から別途收受している。貸室の光熱水費の原価の算定にあたっては、決算実績額から当該目的外使用による光熱水費負担額を控除している。したがって、光熱水費以外の費目と異なり、トイレやエレベーター等の共有面積に対応する光熱水費は、すべて、貸室の原価に含まれている。共有面積に対応する原価の全てを受益者が負担すべき原価に含める現行の算定方法で問題ないか、検討されたい。

(イ) 物件費原価の費目

施設使用料設定基準によれば、原価に含める物件費は、「サービス提供や施設を維持管理するために要する費用」である。原価に含めない項目として以下のものをあげている。他の自治体では減価償却費を含めフルコストを採用

する考え方もあるが、現状、大津市では建物本体に係る維持補修費や減価償却費は含めない考え方を採用している。

原価に算定しない費用	理 由
土地の取得に要した費用	土地は他の有形固定資産のように、原価を将来に渡って費用配分するという減価償却の考え方をもちたない。また、年数の経過により資産価値が減少するものでなく、施設が廃止された後も市（市民全体）の資産として残るため、原価として算定することは適切でない。また、借地代についても、原価として算定しない。
維持補修費（建物本体に係る維持管理や補修費）・減価償却費	施設は市の施策として、それぞれの行政目的を持って建設されたものであり、すべての市民に利用の機会を提供するための費用であり、市民全体の財産となるため、原価として算定しない。
その年度のみ一時的・臨時的に要した費用・災害による現場の復旧に要した費用など	災害等の特殊事情により一時的・臨時的に要した費用など、通常のサービスを提供するのに直接関連しない費用は其中で賄うものであり、原価として算定しない。

（出典：施設使用料設定基準）

施設使用料設定基準によれば、具体的には、以下の費用を原価に算定するとしている。

旅費				職員の出張に要する費用
需用費	消耗品費	印刷製本費	賄材料費	施設運営に伴う消費的なもの等に要する費用
	燃料費	光熱水費	飼料代	
	食糧費	修繕費	医薬材料費	
役務費	通信運搬費	手数料	自動損害保険料	
	保管料	筆耕翻訳料		
	広告料	火災保険料		
備品購入費				

委託料			指定管理料、施設運営委託料、清掃委託料、保守点検委託料等	
その他の	共済費	報酬費	使用料及び賃借料	その他、サービス提供及び施設の維持管理に必要とする費用。ただし、「共済費」は人件費に計上されるものを除く。
	原材料費			

(出典：施設使用料設定基準)

市民文化会館の令和7年4月の使用料見直しに向けた算定作業において物件費に集計した原価は、【図表 2.4.2-7】のとおりである。原価の対象は、令和5年度の支出額である。

【図表 2.4.2-7】物件費の集計表

費目	金額(千円)	備考
光熱水費	2,427	令和5年度実績額 - 目的外使用許可による光熱水費負担額
委託料	1,550	(令和5年度実績額-除草費) × 30%
小計	3,977	
内) 消費税	361	
差引消費税抜	3,616	

(出典：使用料算定(シミュレーション)用シート、備考欄は監査人が加筆)

前述の【図表 2.4.1-7】市民文化会館の収支状況では上記【図表 2.4.2-7】に掲げる費目以外にも様々な費用の科目があるにもかかわらず、使用料算定にあたっては、光熱水費及び委託費の2科目のみの集計であった。市民文化会館によれば、令和元年度の使用料見直し時も同様に光熱水費と委託料のみの原価集計であったが、理由は不明とのことであった。

そこで、監査にあたって、他の科目について原価に含めるべきか、再考を求めた。その結果、以下の【図表 2.4.2-8】が再提出された。

【図表 2.4.2-8】 物件費の集計表（再提出版）

費目	金額(千円)	備考
消耗品費	20	令和5年度実績額×30%
光熱水費	2,427	令和5年度実績額 - 目的外使用による光熱水費負担額
修繕費	343	(令和5年度実績額-屋上・屋根・外壁修繕費)×30%
通信運搬費	67	令和5年度実績額×30%
手数料	11	令和5年度実績額×30%
委託料	1,554	(令和5年度実績額-除草費)×30%
使用料及び賃借料	22	令和5年度実績額×30%
小計	4,446	
内) 消費税	404	
差引消費税抜	4,042	

(出典：使用料算定(シミュレーション)用シート、備考欄は監査人が加筆)

今後、施設使用料設定基準に従い正確な物件費原価を集計する必要がある。

なお、上記の再提出された物件費の集計表にも、旅費が計上されていなかった。旅費もその内容から「物にかかる費用」に集計すべきと考える。

④ 類似施設との比較及び料金据え置き理由

大津市は1室あたり使用料の計算値（以下「計算値」という。）を算定した後、現行使用料と比較し、現行使用料を見直すかどうか決定する。

具体的には、

- ・ 現行使用料が計算値の±20%以内であれば、現行使用料を据え置く
- ・ 現行使用料より計算値が20%を超えて低い又は高い場合は、近隣類似施設等との均衡を考慮した上で判断する

としている。

市民文化会館の計算値と乖離率は、【図表 2.4.2-9】のとおりである。

【図表 2.4.2-9】 計算値の乖離率

(単位：円)

室名	区分	現行使用料	計算値	乖離率
		①	②	(②-①)÷①
ホール	午前・午後	5,280	6,060	+15%
	夜間	10,060	7,580	-25%
和室	午前・午後	1,480	940	-37%
	夜間	2,800	1,180	-58%
会議室	午前・午後	2,140	1,960	-8%
	夜間	4,120	2,460	-40%

(出典：使用料算定(シミュレーション)用シート)

【図表 2.4.2-9】からは、近隣類似施設等との均衡を考慮した上で判断する必要がある。「現行使用料より計算値が 20%超えて低い利用区分」すなわち乖離率-20%超の区分は、「ホール・夜間」「和室・午前・午後」「和室・夜間」「会議室・夜間」であることがわかる。

次に、類似施設との比較は、【図表 2.4.2-10】の比較表により行われている。

【図表 2.4.2-10】 類似施設との比較表

(単価：円)

名称	貸室	午前 ①	午後	夜間	広さ (㎡) ②	午前の㎡単価 ③=①÷②	備考
滋賀県立文化産業交流会館	練習室	7,940	7,940	7,940	184	43.15	午前・午後・夜間 4 時間
	会議室	2,460	2,460	2,460	54	45.56	
ひこね市民プラザ	リハーサル室	4,280	5,750	6,280	181	23.65	午前 3 時間 午後・夜間 4 時間
	研修室	1,250	1,560	1,770	60	20.83	
	和室研修室	1,880	2,400	2,720	32	58.75	
近江八幡市文化会館	会議室 2	3,130	3,130	4,180	77	40.65	午前・夜間 3 時間 午後 3 時間 30 分
あいこうか市民ホール	練習室 3	2,800	3,700	3,700	106	26.42	午前 3 時間
	和室	1,700	2,100	2,100	30	56.67	午後・夜間 4 時間

名称	貸室	午前 ①	午後	夜間	広さ (㎡) ②	午前の㎡単価 ③=①÷②	備考
八日市文化 技術会館	和室	3,000	3,750	3,750	27	111.11	午前 3 時間
	練習室	3,750	5,000	5,000	80	46.88	午後・夜間 4 時間
	会議室 1	3,000	3,750	3,750	45	66.67	
キリエ草津	会議室	1,800	2,000	2,300	65	27.69	午前・夜間 3 時間 30 分 午後 4 時間
市民文化会 館	ホール	5,280	5,280	10,060	225	23.47	午前・午後 4 時間
	会議室	2,140	2,140	4,120	75	28.53	夜間 5 時間
	和室	1,480	1,480	2,800	35	42.29	

(出典：使用料算定(シミュレーション)用シートの別添資料)

注：ホールの比較対象：200㎡近くある練習室及びリハーサル室

会議室の比較対象：会議室及び研修室

和室の比較対象：和室及び和室研修室

【図表 2.4.2-10】により比較検討をした結果、すべての利用区分について使用料金を据え置いている。使用料算定(シミュレーション)用シート別添資料の「据え置いた理由」は、以下のとおりである。

料金据え置き理由について

… (略) …

以上のようにほとんどの施設において当館よりも㎡単価が高い料金が設定されている。

一部ひこね市民プラザの研修室とキリエ草津の会議室については、当館よりも㎡単価が安くなっているが、実際設定されている研修時間にも違いがあることから当館と極端に大きな差はないものと思われる。こうしたことから今回の算定結果で乖離率が高いとしても必ずしも当館の価格設定が近隣都市の類似施設と比較して突出して高いとは言えないことがわかる。

このことから現状を基本に考えるのが妥当であり、今回については料金を据え置く方針とします。

(出典：大津市提供資料)

【図表 2.4.2-10】に示す類似施設との比較表及び料金据え置き理由の記述は、以下の理由から誤記や読み手にわかりにくい点がある。

- ・【図表 2.4.2-10】の比較表では、市民文化会館の会議室の面積が 75 m²となっているが、73 m²が正しい。そのため算出した「m²単価」も異なる。
- ・【図表 2.4.2-10】の比較表で算出した「m²単価」は、1 時間あたりの単価となっておらず、他施設と比較しづらい。
- ・【図表 2.4.2-9】によれば、比較すべき対象である乖離率－20%以上の区分は、「和室・午前・午後」及び全ての貸室の「夜間」であるが、【図表 2.4.2-10】の比較表で算出した類似施設の「m²単価」は、「午前」のものとなっている。
- ・「料金据え置き理由」の記述が、「ホール・夜間」「和室・午前・午後」「和室・夜間」「会議室・夜間」ごとに記載されていない。

市民文化会館の使用料の見直しのための類似施設の使用料との比較表及び「料金据え置き理由」の記述は、比較対象とすべき利用区分ごとに記載し、また、比較検討する際の指標として 1 時間あたりの m²単価を正確に算出するなど、作成担当者以外が確認する際、正確で分かりやすい記載をしていただきたい。

⑤ 使用料算定(シミュレーション)用シートの改善

すでに記述した事項以外にも、受益者負担割合の根拠（市場性及び生活上の必要な分類）の誤記があり、記載方法の周知や再確認の体制整備が求められる。

また、物件費の集計した原価の誤りについて上述したが、再発防止のため、決算の金額から除外する金額および除外する理由を記載するフォームに変更するなど使用料算定シミュレーション用シートを改善する余地もある。

施設使用料設定基準では、使用料算定方法の基本方針として、「利用者に適正な応分の負担を求めるには、市民に理解と納得が得られるように使用料の

積算根拠（原価のあり方や負担割合など）を明確にし、「透明性」を確保する必要がある。」とし、使用料算定方法の明確化を掲げている。

使用料金算定方法の周知徹底・使用料金見直しのシミュレーション用シート
の改善・再確認の体制整備など適正な算定のための取り組みを行い、明確
にした使用料算定方法に従って、利用者に適正な応分の負担を求められたい。

また使用料金見直しの所管部署である行政改革推進課においても提出され
た当該シートを慎重に確認頂きたい。

⑥ 夜間の使用料金の額及び利用時間の検討

市民文化会館の1時間あたりの使用料金は、【図表 2.4.2-11】のとおりである。すべての貸室において、1時間あたりの夜間の使用料金は、午前もしくは午後
に比べ1.5倍の金額である。なお、前述の【図表 2.4.2-4】使用料金の推移（市内）をみると現在の建物になった平成2年当時から、夜間の使用料金は、午前及び後
後に比べ割高であり、それ以降4回にわたる値上げにおいても、同様の状況である。

【図表 2.4.2-11】1時間あたりの使用料金

利用者 区分	貸室名	面積(m ²)	1時間あたりの使用料金			夜間÷(午前もしくは午後) b÷a
			午前(円)a	午後(円)a	夜間(円)b	
市民	ホール	225	1,320	1,320	2,012	1.5倍
	会議室	73	535	535	824	1.5倍
	和室	35	370	370	560	1.5倍
市民 以外	ホール	225	1,980	1,980	3,018	1.5倍
	会議室	73	802.5	802.5	1,236	1.5倍
	和室	35	555	555	840	1.5倍

(【図表 2.4.1-8】をもとに監査人が作成)

時間帯別料金設定について「施設使用料設定基準」では以下の記述がある。

日別、時間帯別料金設定について

貸室等における使用料は、時間帯、休日等に関わらず、原則、同一料金とする。

ただし、休日、夜間など、特定の日や時間帯に利用が集中し、それ以外の日や時間帯の稼働率と比べ極端に差がある施設については、利用者の分散化、稼働率の向上を図るなどの観点から、各施設の利用状況、利用実態を踏まえ、日別、時間帯別に料金を設定できるものとする。

つまり、「施設使用料設定基準」は、利用時間帯に関わらず貸室の使用料金は原則同一料金だが、夜間など特定の時間帯に利用が集中する場合は、利用者の分散化などを考慮し、集中する時間帯を他の時間帯より高額にできるとの考え方を採用している。

そこで、夜間の利用状況を【図表 2.4.2-12】に示す。利用件数全体に占める夜間の割合をみると、ホールと和室は15%、和室は6%であり、夜間に利用が集中するどころか、他の時間帯に比べ夜間の利用は少ない。また、夜間の稼働率（利用件数ベース）は、最も高い貸室でも20%と、稼働率が高いとは言いがたい状況である。

【図表 2.4.2-12】夜間の利用状況（令和6年度）

	ホール(件)	会議室(件)	和室(件)	合計(件)
利用件数 a	416	228	199	843
うち夜間利用件数 b	62	34	12	108
利用件数全体に占める夜間の割合 b/a	15%	15%	6%	13%
夜間稼働率(*)	20%	11%	4%	12%

(大津市提供資料をもとに監査人が作成)

(*)夜間稼働率 各貸室：夜間利用件数 b ÷ 夜間開館日数 304 日

合 計：夜間利用件数 b ÷ (夜間開館日数 304 日 × 3 貸室)

(補足) 令和6年8月8日は、びわ湖花火大会のため正午から休館した。そのため令和6年度夜間開館日数は、【図表 2.4.2-12】の令和6年度開館日数より1日少ない。

また、市民文化会館の夜間は、17時から22時までの5時間の利用時間となっており、午前もしくは午後に比べ1時間多い。夜間の類似施設と比較しても夜間5時間貸し出している施設はない。

つまり、市民文化会館の夜間の使用料金は、夜間の1時間あたりの使用料金が午前及び午後に比べ高額なうえ、午前及び午後に比べ1時間多い利用時間となっているため、午前及び午後に比べ相対的に高額となっている。市民文化会館の使用料金は、夜間を2時間もしくは3時間利用したい者にとって利用を躊躇する金額となっている可能性がある。

大津市の貸館を行っている他の施設である大津公民館の場合、午前・午後・夜間の1時間あたりの使用料金は同一であり、1時間ごとの時間貸しも行っている。

市民文化会館に夜間の1時間あたりの使用料金が午前及び午後に比べ高額に設定されている理由を問い合わせたところ、文章にて「不明」との回答を得た。

利用者のニーズを検討した上で、効率性・公平性・夜間利用促進・類似施設との均衡等総合的に判断し、現行の市民文化会館の夜間の使用料金の金額及び利用時間を見直されたい。

なお、市民文化会館では、夜間に貸室利用がない日は、閉館しており、夜間開館に伴う支出抑制に努めている。

(3) 貸室の利用状況

① 算出する稼働率

市民文化会館から示された令和6年度の貸室別稼働率は【図表 2.4.2-13】の3種類の稼働率である。

【図表 2.4.2-13】 令和 6 年度貸室別稼働率

		分子	分母	稼働率
(ア) 利用時間稼働率	貸室名	利用時間	利用可能時間	利用時間稼働率
	ホール	1,726	3,965	44%
	会議室	928	3,965	23%
	和室	826	3,965	21%
	計	3,480	11,895	29%
(イ) 件数稼働率	貸室名	利用件数	開館時間における 利用可能件数	件数稼働率
	ホール	416	665	63%
	会議室	228	623	37%
	和室	199	638	31%
	計	843	1,926	44%
(ウ) 日数稼働率	貸室名	利用日数	開館日数	日数稼働率
	ホール	226	305	74%
	会議室	157	305	52%
	和室	132	305	43%
	計	515	915	56%

(稼働率算出方法)

(ア) 利用時間稼働率

利用時間 ÷ 利用可能時間 × 100 で算出。

利用可能時間 = 年間開館日数 × 13 時間 (9 時から 22 時まで)

(イ) 件数稼働率

利用件数 ÷ 開館時間での利用可能件数 × 100 で算出。

開館時間での利用可能件数

= 年間開館日数 × 2 件 (各貸室の午前、午後の件数) + 夜間利用実績件数

(補足) 市民文化会館の貸館の利用時間は、9 時～22 時であるが、夜間利用がない場合は、17 時で閉館することから、分母の開館時間での利用可能件数について、上記の定義を用いたと推察する。しかし、一般的な「件数稼働率」の分母は、利用可能件数を用いて算出した数字であろう。

(ウ) 日数稼働率

利用日数 ÷ 開館日数 × 100 で算出

開館日数のうち 1 日 1 件以上利用がある日数の比率である。

市民文化会館より示された【図表 2.4.2-13】の 3 種類の貸室別稼働率の利用状況を問い合わせたところ、利用時間稼働率は、大津市議会等への情報提供時に利用するが、それ以外は近年利用しておらず、市民文化会館自身の分析等にも利用していないとの回答であった。

稼働率は、利用状況の分析に重要な指標である。例えば、前述の【図表 2.4.2-12】に示した監査人算出の夜間稼働率をみると当会館は夜間の利用が少ないことがわかる。仮に夜間の利用促進策を講じた場合、その有効性をその後の夜間稼働率で評価することが可能である。

本来、算出する指標は当会館の利用状況を理解し、分析し、今後の利用促進策を検討する等運営の見直しに利用するものである。しかし、市民文化会館の算出している稼働率は、利用時間稼働率以外使用していない。今後は真に必要な稼働率の算出を行うべきであり、利用していない稼働率は、業務の効率化の観点から算出する必要はないと考える。

② 貸室の利用促進

市民文化会館の令和 6 年度の利用時間稼働率は、全体で 29%、貸室別ではホール 44%、会議室 23%、和室 21%であり、有効活用されているとは言い難い。また、前述のとおり、令和 6 年度における全体に占める大津市の利用は、利用件数ベースで 47%と半数近いことを踏まえると、大津市以外の一般の利用者の利用は少ないといえる。さらに、今後人口減少・利用者団体の構成員の高齢化により、徐々に利用者数は減少する傾向が想定される。

監査人が現在行っている利用促進活動について問い合わせたところ、特段の利用促進活動は行っておらず、また、今後の具体的な利用促進活動のアイデアも持ち合わせていないとの回答であった。過去には、市民文化会館の周囲に民家は少なく、「夜間大きな音を出しても周辺住民からのクレームが来ない」特色を利用し、楽器を使用する団体へ声かけを行い、利用につながったことがあったが、それ以外の利用促進活動はないとのことであった。

【図表 2.4.1-7】の令和 6 年度の収支をみると、歳入合計が 3,273 千円に対し、臨時支出である工事請負費を除く歳出合計は 18,672 千円にのぼり歳出過多である。これは、稼働率が低い上に、その約半数の利用件数は、100%使用料金が減免される大津市のため、収入につながる一般の利用者の利用が少ないことが要因の一つといえよう。

一方、令和6年度事務事業評価の定量評価指標である貸室利用件数の目標値900件に対し、実績値は843件と目標達成率は94%と非常に高い達成率であった。所属評価コメントにおいても、「令和6年度は…(略)…引き続き多くの方々にご利用いただいている。今後も利用しやすい施設環境を目指し、市民や各種団体の芸術文化活動に利用されるよう努めていく。」とあり、施設的环境を整えることについてはコメントがあるが、利用促進活動についてはコメントがない。

平成23年以降、施設使用料設定基準を策定し、使用料金の見直しを行い、受益者に応分の負担を求めているところであるが、まずは、稼働率向上に向けた活動、特に一般の利用者の利用促進活動に努められたい。

例えば、市民文化会館の貸館の紹介パンフレットを様々な場所で掲示する、また、楽器を使用する団体にアピールするのであれば、音楽系の練習に使用されるスカイプラザ浜大津に掲示することも考えられる。営利利用が可能な点や駐車場が30台無料で利用できることもアピールポイントであろう。利用者ニーズがあれば、有料貸出品を用意することも考えられる。様々なアイデアを自由に出し、利用促進活動を行うことを要望する。

③ 利用者の満足度や利用ニーズの把握

市民文化会館では、アンケート調査など利用者の満足度や利用ニーズの把握のための仕組みを構築していない。

文化振興課が管轄する大津市民会館の指定管理者の募集時の仕様書によれば、アンケート等の実施で得た意見、要望、苦情などの利用者の声を管理運営に活かせるよう、関係団体からなる会議を年1回以上開催することを求めている。同じく、文化振興課が管轄するスカイプラザ浜大津の指定管理者にも、アンケート調査の実施結果を大津市に報告するよう基本協定書により求めている。

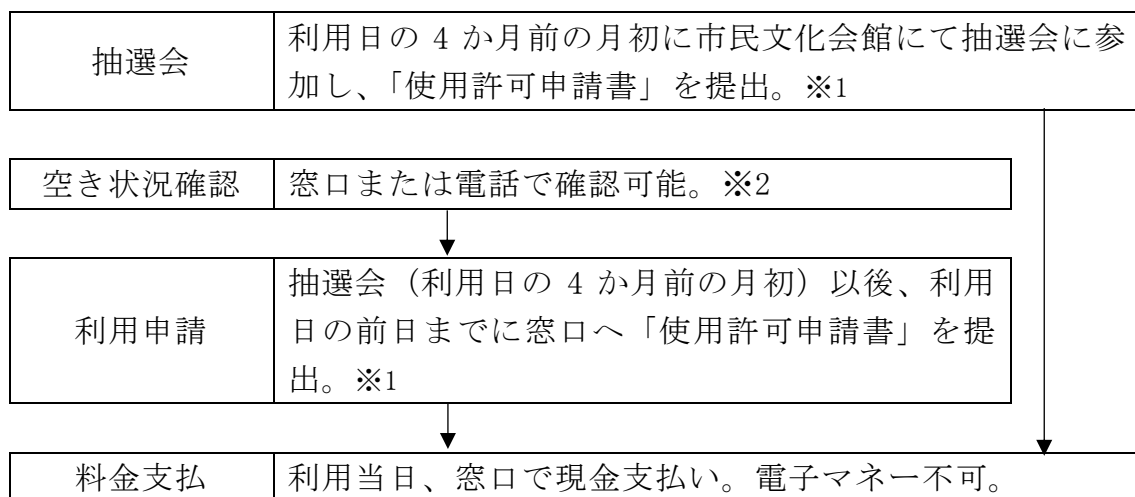
大津市が直営で管理運営する施設においても、アンケート調査などにより利用者の声を定期的かつ継続的に収集し、結果を集約・分析することで、サ

ービス向上や利用促進のための課題を把握し、運営の改善につなげ、施設の管理運営を効果的に行うことは重要である。利用者の満足度や利用ニーズの把握のための仕組みを構築し、利用者の声を活かした管理運営を行う体制の構築が望まれる。

(4) 施設の利用方法

① 施設の利用方法の概要

現状、一般の利用者の施設の利用方法は、以下のとおりである。



※1 令和 8 年 3 月より、Web（クラウドサービス型）で「抽選申込・抽選」・「使用許可書発行」を実施する予定。

※2 令和 8 年 3 月より、ホームページに空き状況を掲載する予定。

調査時点では、Web 予約システムは導入されておらず、施設の空き状況の確認は、窓口または電話での対応のみで、紙の「使用許可申請書」を利用の前日までに窓口提出する必要がある。また、予約の管理は、紙の予定表に記載しその後エクセルに転記する形式で行っている。

使用料金の収受は、原則利用当日、窓口での現金支払のみで、振込や電子マネーでの支払は認めていない。料金収受から銀行への入金までの流れ及び現金の管理状況についてヒアリングや関連書類の閲覧により確認したが、特

に問題は発見されなかった。

なお、令和 8 年 3 月に「公共施設予約システム」を導入する予定である。具体的にはホームページでの空き状況の掲載や、Web での抽選申込・抽選・申請書の電子発行を予定している。調査時点では、Web で空き状況がわからない・利用日以前に必ず 1 度は来訪し「使用許可申請書」を提出する必要があるなど利用者にとって不便な点があった。令和 8 年 3 月の「公共施設予約システム」導入により、利便性が向上し、利用が促進され、事務の効率化が図られることを期待したい。

② 大津市による使用申請可能期間

市民文化会館は、前述のとおり大津市による利用が約半数（利用件数ベース）にのぼり、大津市は主要な利用者といえよう。当該大津市の施設利用方法は、一般の利用者と以下の点で異なる。

- ・利用日の 1 年前から使用申請が可能。
- ・メールで「使用許可申請書」の提出が可能。
- ・メール等で「使用料減免申請書」の提出が必要（大津市は使用料が 100%減免である）。

なお、市民文化会館では、令和 7 年 4 月から大津市による仮予約を禁止し、利用日が決定している本予約のみ、1 年前から受け付ける方法に変更している。これは、大津市による仮予約により、一般の利用者の使用希望が叶わない弊害を回避するため変更したとのことである。

しかし、当該変更をしてもなお、大津市は 1 年前から使用申請が可能な点、一般の利用者より優遇されているといえよう。

市民文化会館は、地方自治法第 244 条第 1 項に定める「住民の福祉を増進する目的をもってその使用に供する施設」たる「公の施設」であり、庁舎等「公用施設」ではない。

たしかに、大津市美術展覧会など大規模催事といった使用予定日の 4 か月よりも前に日程を確保すべき案件については、一般の利用者の申請可能な 4

か月より前に日程を確保することに問題はないが、それでもなお、大津市のみが優遇される理由とはならない。

他の自治体では、例えば一般の利用者の予約可能な期間の前に、「年間調整」の機会を設け、年間での予約が可能とする運用や、大規模催事など事前の調整が必要な事業については所管部署で相談を受け付けている旨、ホームページに掲載し公平性を確保する運用をしている。

開催内容を問わず大津市の使用という理由でのみ 1 年前からの使用申請を受け付ける運用を改め、より多くの利用者に公平かつ効率的に使用するための使用申請方法の改善を図りたい。

③ 「使用許可申請書」様式の見直し

【図表 2.4.1-8】使用料金表に示すとおり、市民文化会館のホールの使用料は、「入場料などは徴収しないが営利若しくは営業宣伝その他これに類することを目的として利用する場合」、基本使用料に 10 割加算した金額となる。

一方「使用許可申請書」には、営利若しくは営業宣伝その他これに類することを目的として利用する場合の有無を記載する区分がない。

「使用許可申請書」に区分を設けるなどし、使用料金額の根拠の証跡を残すことが望まれる。

(5) 設備・備品の状況

① 建築基準法第 12 条に基づく総合点検の指摘に対する改善

大津市では、建築課により建築基準法第 12 条に基づく施設の総合点検が年 1 回行われる。市民文化会館の令和 6 年度の総合点検の結果は、【図表 2.4.2-14】のとおりである。

【図表 2.4.2-14】 令和 6 年度市民文化会館の保守点検結果

番号	種類	指摘の具体的な内容	改善策の具体的な内容	判定※
1	機械	グリストラップに残さ及び油脂分が堆積している。	定期的に掃除をしてください。	B
2	電気	非常用照明が予備電源（内蔵蓄電池）で点灯しない（2か所）。	ランプ交換または内蔵電池交換後、点灯確認してください。	D1

※判定は、以下の 7 項目により分類されている。

判定	内 容
B	軽微な対応（改善）または引き続き経過観察が必要
C	本点検では適否が判断できない部分があるため、別途詳細の調査が必要。
D1	建築基準法に適合しないため、早急に改善が必要
D2	維持管理や安全上の視点から、早急に補修または改善が必要
E	既存不適格に該当し、現行の基準に適合しないため、改善に努めること
F	本点検の対象項目には該当しないが、施設の安全上の視点から早急に改善が必要
その他	上記のいずれにも該当しない事項。適宜、対応

【図表 2.4.2-14】の番号 2 の「非常用照明が予備電源（内蔵蓄電池）で点灯しない」という指摘の判定は「D1 建築基準法に適合しないため、早急に改善が必要」である。しかし、翌年度の令和 7 年 6 月 19 日に行われた定期点検でも同様の指摘があり、改善がなされていない。早急な改善が必要である。

② 備品の概要

「大津市財務規則」では、物品を備品と消耗品の 2 種類に分け、それぞれの定義を以下のとおりに定めている。

大津市財務規則

第 134 条 物品は、その適正な出納及び管理を図るため、次の各号に掲げる 2 種に分類するものとし、その定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | |
|--|
| <p>(1) 備品 その品質又は形状を変えることなく、長期間にわたって使用することができる物品（次号において「長期耐用物品」という。）で、<u>1品又は1組の標準小売価格又は評価価格が5万円以上</u>のものをいう。</p> <p>(2) 消耗品 長期耐用物品で <u>1品又は1組の標準小売価格又は評価価格が5万円未満</u>のもの及び1回又は短期間の使用によってその品質若しくは形状を変え、又はその全部若しくは一部を消耗する物品をいう。</p> |
|--|

すなわち、1品または1組の標準小売価格または評価価格（以下「基準額」という。）が5万円以上は備品、5万円未満は消耗品となる。

当該備品の基準額は、令和6年3月31日以前は1万円以上であったが、令和6年4月1日に備品の基準額を1万円以上から5万円以上に引きあげ、5万円未満のものは、備品台帳より削除されている。

備品に該当すると、備品番号を付番し、備品台帳に登録し、年に1回実物の備品と備品台帳を突合する「たな卸」が必要となるなど管理のための手間やコストがかかる。そこで、大津市では中核市の備品基準額を調査したうえで、備品の管理上の手間やコストと厳格な管理の必要性を勘案し令和6年4月1日より基準額の引き上げが行われた。

市民文化会館においては、当該備品基準額の引き上げにより備品台帳から218点の物品を削除した結果、令和6年度末における備品数量は30点と大幅に減少している。なお、備品台帳から削除した備品には、旧基準額である1万円未満の物品が散見されるため、令和5年度以前は消耗品扱いとなる物品が備品台帳に混在していたと思われる。市民文化会館の令和6年度末の備品台帳を閲覧すると、新たな備品基準額以上の物品のみが掲載されているため、今回の基準引き上げを契機に備品台帳の整備がなされたものと理解する。

③ 不要な備品について

監査人が、備品の現物確認を4件実施した結果、【図表 2.4.2-15】の2件の備品について、備品台帳に登録されているものの、現在使用していないも

のであることが判明した。

【図表 2.4.2-15】 備品の現物確認結果

(単位：円)

備品番号	規格	取得日	金額	備考
00063539	テレビ ナショナル TH-29XA1	平成 2 年 3 月 28 日	220,000	ブラウン管テレビ。使用しておらず、倉庫に保管している。
00065024	ビデオデッキ NEC YC-S610	平成 2 年 3 月 28 日	99,000	使用しておらず、倉庫に保管している。

「物品管理マニュアル」によれば、不用になった備品については、他の所属で活用が可能か検討の上、譲り受け先がない備品については廃棄することとされている。廃棄手続きを実施しない場合、使用していない備品が財務書類の貸借対照表に計上されるうえ、実物の備品と備品台帳を照合するたな卸しの対象となるなど管理上の手間がかかる。現在使用しておらず、今後の使用見込みもない備品については、「物品管理マニュアル」に従った廃棄などの手続きが必要である。

④ 備品のたな卸しの記録

「物品管理マニュアル」によれば備品台帳の内容が正しいかどうか確認するため、実物の備品と備品台帳を照合する「たな卸」を行う。

市民文化会館に備品のたな卸を行った痕跡（✓マーク等の記載）のある備品台帳の閲覧及びたな卸の実施日や担当者について問い合わせたが、当該記録はなく回答は得られなかった。備品のたな卸を所管する契約検査課への報告の稟議書を閲覧したが、たな卸が完了したことのみに記載された報告書面であった。

備品のたな卸は備品台帳の内容の正確性を担保し、職員による備品の盗難を防止する副次的な効果もある重要な業務である。備品のたな卸を実施した証跡を残し、契約検査課への完了報告書面にたな卸の実施日や実施担当者を

記載するなどにより、備品のたな卸の裏付けとなる記録を残すことが望まれる。

2.4.3 結果要約

(1) 営利目的等の場合の使用料金の加算対象となる貸室

ホールの使用料金については「入場料等を徴収する場合」及び「入場料等は徴収しないが営利若しくは営業宣伝その他これに類することを目的（以下「営利目的」という。）として利用する場合」、基本使用料に加算の定めがある。しかし、会議室と和室には、加算の定めがない。

会議室と和室においても、入場料等を徴収する場合や営利目的で利用する可能性がないとは言い切れない。公平性・公正性の観点から会議室及び和室において入場料等を徴収する場合や営利目的での利用の場合、割増料金の定めを設ける必要がある。

(2) 詳細な使用料金の周知 【意見】

ホール及び和室を2分の1に分割して利用する場合、基本使用料が半額となる旨、また、入場料等は徴収しないが営利若しくは営業宣伝その他これに類することを目的として使用する場合は、基本使用料に加算される旨など詳細な使用料金の定めについて、大津市の市民文化会館のホームページ及び案内書の書面に記載されていない。市民文化会館のホームページ・市民文化会館の案内書・窓口での掲示などにより、詳細な使用料金の定めを周知されたい。

(3) 使用料金の減免内容の周知 【意見】

使用料金の減免の取扱いについて、市民文化会館のホームページ・案内書・窓口などに記載がない。潜在的利用者及び利用者が容易に知りうるよう市民文化会館のホームページ・案内書・窓口など様々な媒体で減免の具体的な内容について周知されたい。

(4) 目的の明文化

市民文化会館の目的は、事業運営上重要な事項であり、使用料減免の理由にも引用されるものである。市民文化会館の目的について、条例もしくは大津市のホームページの市民文化会館のサイトに掲載するなどの方法で明文化し、市民に示すことが望まれる。

(5) 使用料算定用シートの正確性・明瞭性 【意見】

令和7年4月の使用料金見直しのため作成した市民文化会館の「使用料算定（シミュレーション）用シート（別添資料を含む）は、誤記及び読者にわかりづらい点があった。作成担当者への使用料金算定方法に関する周知徹底・使用料金見直しのシミュレーション用シートの改善・再確認の体制整備など使用料の適正な算定のための取り組みを行う必要がある。

(6) 人件費原価の算出方法の検討

使用料金の見直しの基礎となる原価に対し人件費の占める割合は大きい。人件費原価の算定にあたり、より精緻な原価を算出できるよう一層の工夫や改善が望まれる。

(7) 物件費原価の算出方法の検討

市民文化会館は、以下の算式により貸室の物件費原価を算出している。

<光熱水費以外の費目>

費用計上額×（貸室面積÷施設全体の延床面積）

<光熱水費>

費用計上額－目的外使用による光熱水費負担額

現状の算出方法は、光熱水費以外の費目について、トイレやエレベーターなどの貸室と目的外使用で共有して使用している面積に対応する原価を受益者が負担すべき原価に含めていない。

一方、光熱水費は、共有面積に対応する原価の全てを受益者が負担すべき

原価に含めている。

貸室の物件費原価の算出にあたり、共有面積に対応する原価の負担について、検討されたい。

(8) 夜間の使用料金の額及び利用時間の検討 【指摘事項】

市民文化会館の1時間あたりの使用料金については、夜間は、午前もしくは午後の1.5倍である。また、夜間の利用時間は、午前もしくは午後よりも1時間多い。そのため、夜間の使用料金は、午前もしくは午後に比べ相対的に高額となっている。

「施設使用料設定基準」は、特定の日や時間帯に利用が集中し利用者の分散化などの観点から時間帯別に料金を設定できるとある。しかし、市民文化会館の夜間利用は、他の時間帯に比べ少ない状況である。

利用者のニーズを検討した上で、効率性・公平性・夜間利用促進・類似施設との均衡等総合的に判断し、現行の市民文化会館の夜間の使用料金の金額及び利用時間を見直されたい。

(9) 算出する稼働率

市民文化会館は、利用時間稼働率・件数稼働率・日数稼働率の3種類を算出している。このうち、利用時間稼働率は大津市議会等への情報提供時に利用するが、それ以外は、特に利用していない。今後は真に必要な稼働率の算出を行うべきであり、利用していない稼働率は、業務の効率化の観点から算出する必要はないと考える。

(10) 貸室の利用促進

市民文化会館の稼働率は低く、有効活用されているとは言い難い。さらに、今後、人口減少・利用者団体の構成員の高齢化により、徐々に利用者数は減少する傾向が想定される。

貸室の稼働率向上に向け、様々なアイデアを自由に出し、一般の利用者に対する利用促進活動を行うことを強く要望する。

(11) 利用者の満足度や利用ニーズの把握 【意見】

市民文化会館では、アンケート調査など利用者の満足度や利用ニーズの把握のための仕組みを構築していない。

アンケート調査などにより利用者の声を定期的かつ継続的に収集し、結果を集約・分析することで、サービス向上や利用促進のための課題を把握し、運営の改善につなげ、施設の管理運営を効果的に行うことは重要である。今後、利用者の満足度や利用ニーズの把握のための仕組みを構築し、利用者の声を活かした管理運営を行う体制の構築が望まれる。

(12) 大津市による使用申請可能期間 【指摘事項】

一般の利用者が市民文化会館を利用する場合、4 か月前から使用申請が可能である。一方、大津市（市役所等）の場合、利用日の1年前から使用申請が可能である。

開催内容を問わず大津市の利用という理由でのみ1年前からの使用申請を受け付ける運用を改め、より多くの利用者に公平かつ効率的に使用するための使用申請方法の改善を図られたい。

(13) 「使用許可申請書」様式の見直し

「使用許可申請書」には、営利若しくは営業宣伝その他これに類することを目的として利用する場合の有無を記載する区分がない。

「使用許可申請書」に区分を設けるなどし、使用料金額の根拠の証跡を残すことが望まれる。

(14) 総合点検の指摘に対する改善 【指摘事項】

建築基準法第12条に基づく総合点検は年1回行われる。令和6年度の総合点検の結果「建築基準法に適合しないため、早急に改善が必要」に該当する指摘事項があった。しかし、翌年度の令和7年6月19日に行われた定期点検でも同様の指摘があり、改善がなされていない。早急な改善が必要であ

る。

(15) 不要な備品について 【指摘事項】

監査人が備品の現物確認を4件実施した結果、2件の備品については備品台帳に登録されているものの、現在使用していないものがあつた。「物品管理マニュアル」によれば、不用になつた備品については、他の所属で活用が可能か検討の上、譲り受け先がない備品については廃棄することとされている。「物品管理マニュアル」に従つた廃棄などの手続きが必要である。

(16) 備品のたな卸しの記録 【意見】

備品のたな卸は備品台帳の内容の正確性を担保し、職員による備品の盗難を防止する副次的な効果もある重要な業務である。備品のたな卸を実施した証跡を残し、契約検査課への完了報告書面にたな卸の実施日や実施担当者を記載するなどにより、備品のたな卸の裏付けとなる記録を残すことが望まれる。

2.5 大津市歴史博物館

2.5.1 大津市歴史博物館の概要

(※以下は、「大津市歴史博物館ホームページ」または「大津市歴史博物館活動報告」より監査人が引用・要約・加工したものです)

(1) 歴史博物館の概要

大津市歴史博物館は、平成2年に開館し、「大津れきはく（歴博）」の愛称で親しまれ、これまで大津や近江の歴史や文化に関する展示、調査活動をおこなってきました。

館内常設展示では、テーマ展示と年表展示に分け、大津宮、堅田・坂本・大津百町・膳所の町並み模型ほか、大津絵や近江八景など、文化・産業にいたるまで幅広く実物資料とともに紹介しています。また、年2～3回開催される企画展では、仏教文化や琵琶湖、街道交通など、常設展示では紹介しきれないテーマに焦点を当て、時に最新の調査・研究成果を盛り込みながら開催しています。

館内の常設展示室・企画展示室のほかには、昭和期の大津の懐かしい映像を放映するブースや歴史クイズコーナーなどを設置し、多様なニーズにあわせた歴史情報を提供しています。

(2) 開館日、分類、運営方針

① 開館日

平成2年10月28日

② 博物館法の分類

登録博物館（平成8年度より重要文化財公開承認施設）

③ 博物館の運営方針

大津の豊かな歴史と文化を調査研究し、その成果を常設展示や企画展をはじめとする様々な事業のなかで紹介し、地域への理解と愛着を深めていただくことを目的に博物館活動を重ねている。

(3) 主な活動

① 展示活動

- a) 常設展示「大津の歴史と文化」
- b) 企画展示

企画展示室 A・B にて年間 3 回程度の企画展を実施

② 資料の調査収集、研究活動

③ 普及活動

- a) れきはく講座
- b) 夏休み子どもワークショップ
- c) れきはくカード

④ その他

貸館（企画展示室の利用）

(4) 業務

① 開館時間

9時から17時まで

② 休館日

- ・月曜日（祝日・振替休日の場合は開館し、翌平日が休館）
- ・祝日の翌日（土・日曜日の場合は開館）
- ・年末年始（12月27日から1月5日まで）
- ・その他、臨時休館あり

③ 常設展示観覧料（令和元年10月1日から）

	観覧料（1人1回につき）	
	個人	団体（15人以上）
一般	330円	260円
高校生・大学生	240円	190円

小学生・中学生	160 円	130 円
---------	-------	-------

※ミニ企画展は常設展示観覧料でご覧いただけます。

※企画展・特別展は、その都度別途料金を定めます。

(5) 館内案内

① 1 階



1) エントランスホール

休憩ロビーであるとともに、さまざまな情報機器・映像機器をそろえ、楽しみながら大津の歴史に親しんでいただけます。

※エントランスホールの施設利用はいずれも無料です。

2) 常設展示室

歴史的特色を踏まえて、まず地域に焦点を当てた 6 つのコーナーからなる「テーマ展示」と、大津市全域の歴史の流れを改めて年代順にたどる「歴史年表展示」によって構成しました。

3) 講座室

30 名程度の団体のお客様へのご説明に利用しています。

4) 資料閲覧室

大津や近江の歴史・美術・考古・民俗に関する図書や資料が閲覧できます。

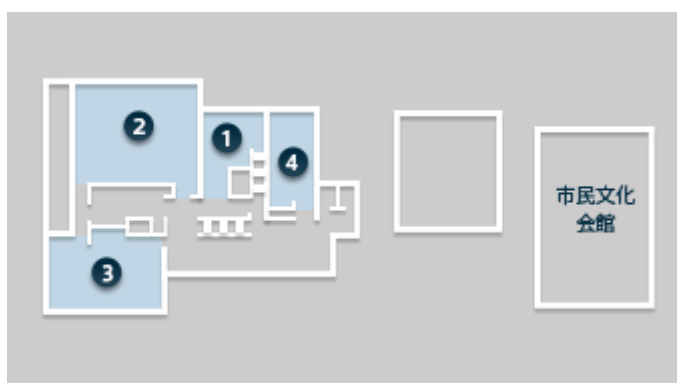
5) 講堂

開催中の展覧会に関する講演会や、大津の歴史・美術・考古・民俗に関する土曜講座を定期的で開催しています。また、団体のお客様へのご説明にも利用しています。定員は約 100 名。

6) ミュージアムショップ

当館において発行した刊行物や博物館オリジナルグッズを販売しています。

② 2階



1) 常設展示室

(1階と同じ)

2) 企画展示室 A

年数回の展覧会を開催しています。また、博物館主催の行事のない期間には、美術などの展覧会場としてご利用いただけます（有料）。

3) 企画展示室 B

(企画展示室 A と同じ)

4) 体験学習室

工作を中心とした講座などに利用しています。

(6) 基本的運営方針・活動目標

歴史博物館の基本的運営方針及び活動目標は以下のとおりである。

① 基本的運営方針 1

地域に埋もれた歴史と文化をともに調べ、ともに守る

大津市の歴史と文化の魅力でも触れたように、国指定文化財の豊かさとともに、市内の各地域には、地域性を持つ未指定の文化財が人知れず眠っています。また、日本の各地に、歴史的なつながりを示す文化財も数多く残されています。それらの文化財を守ってこられた地域の人々とともに調査し、その保存、活用について考えます。

- ・活動目標 1：資料の調査収集・研究活動の推進
- ・活動目標 2：調査によって得られた情報のデータ化と収蔵資料の充実
- ・活動目標 3：地域資料の保存、活用に向けた情報の共有化と学習支援の推進

② 基本的運営方針 2

あらゆる世代、あらゆる地域に対し、歴史情報の共有化に向けた情報発信を行う

調査によって収集した、大津市の歴史と文化の魅力、未来を担う子どもや若者をはじめとするあらゆる世代、市内外を含めたあらゆる地域の人々に伝え、そして歴史と文化の新たな担い手を育てるために、その共有化に

向けた情報を発信していきます。また発信にあたっては、幅広いテーマによる企画展示の開催、歴史博物館や地域での体験も含めた講座の開催、蓄積したデータのインターネット等を通じた積極的な公開などを、親しみやすさに焦点を当てながら実施していきます。

- ・活動目標 1：常設展示の充実
- ・活動目標 2：企画展示の充実
- ・活動目標 3：子ども・若者に対する学習支援の推進
- ・活動目標 4：幅広い世代に向けた積極的な情報発信

③ 基本的運営方針 3

大津市の歴史と文化の普及に携わるさまざまな組織の活動と連携し、支援体制を築き、歴史情報のセンターとしての役割を担う

「大津市総合計画」「教育振興基本計画」に基づき、大津市の歴史と文化の魅力をさらに広く発信するために、学校教育、社会教育の諸活動、都市計画、観光に関わる諸事業、市民ボランティアやまちづくりを目指す大学や各種団体、企業、歴史的に関係の深い文化施設および自治体などと連携し、博物館事業を進めます。そして、大津市の魅力を、人々が共有し、暮らしに活かせるような歴史と文化のあらゆる情報に応えるセンターとしての役割を担います。

- ・活動目標 1：大津市各部局および市内大学、各種団体、文化施設等との連携
- ・活動目標 2：歴史と文化情報のセンターとしての役割を担う

(7) 利用者数の推移

歴史博物館の令和元年度から令和6年度までの利用者の推移は以下のとおりである。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
常設展示観覧者数	19,661	20,667	16,019	18,282	19,425	35,890
企画展観覧者数	14,833	11,633	10,298	10,593	12,846	22,675
講座等参加者数	3,968	630	1,500	2,320	2,825	3,146
貸館観覧者数	34,824	16,645	24,112	26,819	37,433	55,176
館外展示観覧者数	0	0	0	0	0	0
総利用者数	73,286	49,575	51,929	58,014	72,529	116,887

令和6年度の歴史博物館の総利用者数は上表のとおりで、文化振興計画での指標（令和8年度目標）77,000人を大きく上回る結果となった。

これは、特集展示「源氏物語と大津」（常設展示）の貢献が大きい。この展示は令和6年1月10日（令和5年度）から令和7年2月2日までの会期であったが、入館者数は42,150人となった。

展示内容について「令和6年度大津市歴史博物館活動報告」から紹介すると、以下のとおりである。

紫式部が『源氏物語』を執筆したと伝わる石山寺に所蔵される美術作品を中心に、『源氏物語』と大津の関わりについて紹介。常設展示室の半分を改修して会場とし、会期を全6期に分け、各期でそれぞれ展示替えを行い、石山寺や融神社、市内発掘考古資料など合わせて106件を展示した。

それに加え、1階ロビー（無料）には以下の造作物を設置し、観覧者の理解促進に努めた。

- ・『源氏物語』デジタル絵巻（デジタルコンテンツ）

54帖全てのあらすじ、人物相関図、絵画をタッチパネルで鑑賞。

- ・「四季の間」（デジタルコンテンツ）

モーションセンサーと連動し、『源氏物語』の世界をイメージとして体感。

- ・大津の歌枕

大津市内で歌枕として読まれる地名や景物を専用パネルで学ぶ。

- ・フォトスポット「源氏之間」

石山寺本堂にある「源氏の間」をほぼ原寸大で再現し、中に入って記念写真が撮れる。

- ・常設展示室シアターにて「源氏物語と大津」と題した8分程度の動画を放映。

大河ドラマ「光る君へ」の影響も大きかったと考えられる。

(8) 収支の状況

令和4年度から令和6年度の歴史博物館の収支の状況は、以下のとおりである。

(単位：千円)

歳出	令和4年度	令和5年度	令和6年度
博物館費			
報酬	15,669	17,698	25,836
給料	43,162	45,135	46,192
職員手当等	34,845	37,909	43,396
報償費	785	1,228	2,098
旅費	1,089	1,474	1,372
消耗品費	2,692	3,753	3,616
燃料費	150	150	101
印刷製本費	1,258	1,415	1,568
光熱水費	23,113	20,655	22,519
修繕料	3,659	3,359	5,410
通信運搬費	1,300	1,587	1,831
広告料	1,060	1,228	1,206
保険料	22	0	0
手数料	107	226	278
委託料	65,440	99,486	86,068
使用料及び賃借料	6,638	6,652	6,879
工事請負費	0	78,938	21,243
備品購入費	2,607	9,253	3,621
負担金、補助及び交付金	45	45	45
合計	203,649	330,199	273,286

* 「工事請負費」の内容は、令和5年度は照明器具改修工事、令和6年度は非常用自家発電設備更新工事、等である。

(単位：千円)

歳入	令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用料及び手数料 総務使 用料 歴史博物館使用料	8,999	7,823	13,942

国庫支出金 総務費国庫補助金 国宝重要文化財等防火施設整備費	0	0	11,082
市債 総務債 文化施設等整備事業債(非常用自家発電設備工事に伴う)	0	0	5,300
繰入金 基金繰入金 文化観光振興基金繰入金	0	14,305	4,015
諸収入 雑入 冊子頒布代	3,478	4,068	6,087
諸収入 雑入 市民部その他収入	825	878	1,053
合計	13,303	27,076	41,481

歳出－歳入(一般財源)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	190,346	303,122	231,804

(9) 人員体制

(令和7年4月1日付)

館長(学芸員:1名)	副館長(学芸員:1名)
職員(20名)	
<学芸グループ>(学芸員:10名) (内) 学芸グループ長:1名 管理グループ兼務:2名 文化財保護課所属:1名 会計年度任用職員:2名	<管理グループ>(10名) (内) 管理グループ長:1名 会計年度任用職員:7名

2.5.2 大津市歴史博物館の監査の結果

以下、大津市歴史博物館（以下「歴史博物館」という。）の監査の結果を記載する。

(1) 博物館観覧券の管理

① 観覧券の管理

a) 観覧券の種類

観覧券は、常設展示用（大人、高大、小中）の種類があり、それらは個人、団体によって金額が異なる。同様に企画展用もこれらの種類に分け存在する。

観覧券には金額のみ表示されており、連番はコスト高や煩雑さなどの理由により付されていない。

b) 観覧券の保管・出納

観覧券は、事務所内倉庫、事務所机上手持金庫、受付手持金庫の3か所で保管されている。

事務所内倉庫は、印刷納品のまま帯がついた状態で一定の単位ごとに保管されている。

事務所机上手持金庫は、観覧券をすぐに出納できるよう事務所内倉庫から一定の単位を取りだし一時保管している。

受付手持金庫は、入場者の購入に備えて準備しているもので、毎朝、一定の数量になるよう出納される。実際の入場者があった場合には半券を保管し入場者人数を割り出している。破損などがあった場合も本券と半券部分をセットにして保管している。

c) 日時処理

受付終了後、「観覧券販売詳細」という用紙に、単価・出券数・残数などを記入し、販売数量と売上金額が一致するか確認する。

売上高（観覧料）と入場者数はシステムに入力される。

d) 月次処理

売上高については「使用料明細書」（常設展示、企画展、その他）がシステムから出力される。

観覧券については当月残高が「観覧券在庫調べ」に入力され、差引で当月払出分が確定する仕組みとなっている。

② 不一致の発見

特定月についてサンプル検証したところ、「使用料明細書」の当月販売枚数と「観覧券在庫調べ」の当月払出分が不一致であった。

これは、使用料明細書の記載に「破損券」に係る不備があったためであるが、月次両資料（「使用料明細書」と「観覧券在庫調べ」）の使用枚数を照合していればすぐに問題が発見されたものと思われる。

*資料の説明

「使用料明細書」は、売上（常設展示、企画展、歴博カード、企画展示室、撮影・写真原版）を月次集計したもので、各使用料別に単価、枚数、売上金額が記入され合計されている資料である。

「観覧券在庫調べ」は、各種観覧券別に前月末残数と当月末残数（保管場所別残数）が記載され、差引で当月払出分が自動的に記載される仕組みとなっている。

③ 「業務記述書」（チェックポイント付き）の作成

上記「日時処理」「月次処理」に係る記述は、監査人がヒアリング等により得た情報と関連資料の査閲からの情報をもとに記載したもので、正確かどうかの保証はない。

歴史博物館には、部局・所管として正式に承認された「業務記述書」の作成を強く求めるものである。

なお、観覧券の管理方法及びサンプルチェックの結果は問題がなかった。

(2) 承認印

上記(1)の検証過程で実際の各種書類を閲覧したが、押印欄に職員の押印跡が多数あった。

上述の「観覧券在庫調べ」の押印欄にも「館長」「副館長」と「担当者」の間の欄には印影が少なくとも4つ認められた。

これは「照査」印か質問したところ、そうではなく、このような書類があることを知ってもらうため、という回答であった。

それも悪くはないと思うが、押印するときは「照査」「承認」などの役割をもってすべきであるとする。

(3) 備品の管理

① 備品の定義の変更

大津市では、令和6年4月1日より備品の定義を以下のように変更した。

その品質又は形状を変えないこと、長期間にわたって使用することができる物品（次号において「長期耐用物品」という。）で、1品又は1組の標準小売価格又は評価価格が5万円以上のものをいう。

主な変更点は「価格」で、それ以前の1万円以上から5万円以上に引き上げた点である。

変更の理由について大津市全体の備品の購入（一部物品を除く）及び登録の所管部署である総務部契約検査課に尋ねたところ「備品総数の削減による管理負担の軽減」ということであった。

以前の基準（備品の金額が1万円以上）では、部局・所属によっては、あまりにも点数が多いため管理の負担が大きいという話を耳にした。

この定義の変更により、大津市では台帳で管理すべき備品の点数が、約32万点から約3万点に減少した（「約」としているのは計測時点が異なるので正

確な数量が把握できないためである)。

さて、この変更により資産である「備品」から支出（費用）科目に変更された「消耗品」はどのように管理されているのかについて契約検査課に質問したところ、以下のような回答であった。

物品(消耗品)の保管につきましては、大津市財務規則第148条に基づき、各所属長はその保管に係る物品を常に良好な状態において保管し、その目的に応じて最も効率的に使用させなければならないとされております。

② 備品の現物確認

歴史博物館における備品の管理状況について検討した。

備品の現物確認について「備品管理マニュアル」には以下のように記載されている。

所属長は出納員として各所属の備品を適正に管理する責務があるため、備品台帳の内容が正しいか、保管している備品と点検します。

備品の現物確認は契約検査課の指示により年一回行われる。

令和6年度は備品の定義の変更もあり、1年をかけて備品台帳からのデータ削除を行っていたことから、作業途中での現物確認は混乱を招く可能性があるかと判断したため、備品の現物確認の指示は行われていない。

往査時、歴史博物館に対して、どのように確認（いつ、だれが、どこを、どのような手順で）をしたのか質問したところ回答はかなり曖昧であった。

原始帳票（備品台帳）を査閲したところ、鉛筆のようなものの印（しるし）がかろうじて確認できる程度であった。日時、担当者などは当該台帳からは不明である。

令和6年度は別としても、毎年現物確認の折、たな卸し（現物確認）実施要領・実施計画などは作成しないのかと質問したところ、作成しない、という回答であった。

監査人がいう「たな卸し実施要領」とは、たな卸し（現物確認）が漏れなく重複なく実施されるため、事前に作成される計画書のようなもので、誰が、いつ、どの範囲を担当するのか、どのように現物確認を行うのか、チェックの記載はどのように行うのか、だれがどのように照査するのか、などを記載したもので、これにより現品の実在性、網羅性が担保される、というものである。

実施要領に記載された方法により保管された原始帳票（実際の現物確認に用いられたチェックマークや数量などが記載された帳票）は、立会人や監査担当者により内容が再確認される。

たな卸し実施要領の作成について契約検査課にも質問したが、現物確認の方法等については特段の指示を行っていないとの回答であった。

③ 備品の実査（監査人による直接点検）

歴史博物館往査時に提示された備品台帳に基づいて、監査人が直接現物実査（サンプルチェック）を実施した。点検件数は、138 件中 5 件である。

	備品番号	品名	取得価格	取得日	保管場所
a)	00001799	その他事務機器マイクロリーダーフジフィルム	393,020	S63/4/1	情報処理室
b)	00002817	金銭登録機（レジスター）コクヨ GA-2152R	140,000	H2/10/16	市民文化会館地下倉庫
c)	00002828	金銭登録機（レジスター）シャープ ER-A630	270,000	H7/6/20	市民文化会館地下倉庫
d)	00066867	カメラ キヤノン AE-1P	60,000	S61/5/31	情報処理室
e)	00067358	映写機 ヨコガワ X-600	607,700	H2/10/17	講堂（映写室）

現物調べの結果は、以下のとおりである。

長期間（複数年以上）使用していないと思われるもの	4 件	a, c, d, e
故障で使用できないもの	1 件	b

故障で使用できない備品は、当然に「廃棄」処理すべきである。

長期間使用していない備品については、博物館という特性からもいつか必要となる可能性があるということで廃棄処理していないということである。

これらのうち、マイクロフィルムのリーダーや16mm映写機は、外部発注によってデジタル化等を適宜行っているものの、博物館にフィルムが存在することや調査の過程で、使用頻度は少ないものの、現物確認のために応急的に必要な備品である、という説明を受けた。

さて、備品を廃棄処理しないのは、「廃棄」という手続きのハードルが高いからではないかと思われる。

「備品管理マニュアル」には、廃棄について次のような記述がある。

各所属にて不用となった備品の取扱いについては、有効活用を図るため次の手順に従ってください。廃棄については処分手数料を要することからあくまでも最終的な処分の場合としてください。

① 公用車や鉄くずなど売却が見込まれるもの

・・・(省略)

② 他の所属 で活用が可能か確認

・・・(省略)

つまり廃棄は「処分手数料」がかかるので「最終的」な場合にだけ実施するよう求めているように読み取れる。

備品について使用しないのに廃棄処分しないのは歴史博物館に限ったことではない、という話を他の職員からも聞いた。

それは保管スペースがかなり手狭となっているにも関わらず、である。

④ 消耗品の管理

さて、令和6年度からの備品の定義（金額）変更により「消耗品」として

取り扱われるようになった物品の管理が監査人としていささか心配である。

金額は5万円未満であるが、「その品質又は形状を変えることなく、長期間にわたって使用することができる」ものであり、公費が投じられたものでもある。

消耗品の保管については、各所属長が物品を常に良好な状態におき、その目的に応じて最も効率的に使用させる、とされているが、具体的な管理方法は不明である。

少なくとも、消耗品が物的に紛失した場合、それがわかり後追いできる管理方法（例えば保管場所リストを作成するなど）をご検討いただきたいと思います。

(4) リース取引

① 取引の概要

令和6年度の「歳出執行簿」（一般企業でいう「総勘定元帳（費用科目）」）を査閲していると、一行5,707,680円（年額）という金額的に高額な取引があった。

勘定科目（節）は「使用料及び賃借料」である。つまり「リース取引」である。

取引の内容は「大津市歴史博物館端末機器等一式」で、金額は総額が28,538,400円で、リース期間は、令和2年11月1日から令和7年10月31日までである。

品名は、次のとおりである。

- ・大津市歴史博物館収蔵品データベース（一式）
- ・大津市歴史博物館ビデオライブラリ（一式）
- ・大津市歴史博物館端末機器（一式）
- ・大津市歴史博物館文化財撮影等機器（一式）

② 契約の概要

当該取引は、高額であるので大津市契約規則により随意契約ができない。

従って、指名競争入札で取引先を選定している。

(大津市契約規則)

(随意契約による場合の限度額)

第 18 条 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 200 万円
- (2) 財産の買入れ 150 万円
- (3) 物件の借入れ 80 万円
- (4) 財産の売払い 50 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもののほか 100 万円

(令 7 規則 59・一部改正)

上記規則は改正されており、令和 7 年度からの適用となっているので、参考に改正前と後の金額を比較すると以下のとおりである。

	契約の種類	現行	改正後
(1)	工事又は製造の請負	130 万円	200 万円
(2)	財産の買入れ	80 万円	150 万円
(3)	物件の借入れ	40 万円	80 万円
(4)	財産の売払い	30 万円	50 万円
(5)	物件の貸付け	30 万円	30 万円
(6)	前各号に掲げるもののほか	50 万円	100 万円

指名競争入札の結果は以下のとおりである。

(応札した企業 (3 社) と入札額)

A 社	26,316,000 円	
B 社	26,028,000 円	
C 社	25,944,000 円	落札

③ 購入先選定における備品購入取引とリース取引との違い

a) 備品の購入

大津市では、財務規則第 137 条第 4 項に記載の物品のほか、「大津市財務会計事務の手引」(以下「会計事務の手引」という。)の別表(1)(2)に該当する物品以外は契約検査課で購入手続きを行うこととなっている。

(財務規則第 137 条第 4 項)

(1) 公印
(2) 図書
(3) 長等創作展示館の展示館資料
(4) 大津市立図書館、大津市立和邇図書館及び大津市立北図書館の図書館資料
(5) 大津市歴史博物館の博物館資料

(会計事務の手引 別表(1)(2))

(別表 1)
1. 動物・植物類及びその飼料・肥料、2. 食品類・食糧品類、3. 美術工芸品、貴金属、4. 金券類、5. (以下省略)
(別表 2)
1. 購入時まで量が確定しない燃料類 (燃料費)、2. 即時に消費する食品類 (食糧費)、3. (以下省略)

会計事務の手引には、「物品の購入」について以下のような記載がある。

物品の発注過程においては、架空発注など不正な経理を防ぐため、発注・契約を行う部署と実際に物品を必要とする部署とを分離することとしています。そのため、各課で必要なあらゆる物品は契約検査課において調達することが原則です。購入にあたっては、予算執行の原則である「最小の経費で最大限の効果」をあげるため、各課による直接購入やメーカー指定等は極力排除し、公平かつ多人数の業者による入札を行い、常に適正な価格で購入することを心掛けなければなりません。ただし、例外的に各課で購入できる物品が定められています。

なお、原課（歴史博物館）において直接購入する場合の手順は以下のとおりである。

上記とは別に原課が業者に対して見積を徴収し、直接購入できる場合もあります。その場合は以下の通り。

- ① 業者に見積を依頼。
- ② その後見積を基に「支出負担行為兼伺書」を作成し館内決裁。
- ③ 決裁完了後業者に発注。納品の際に請求書を受領する。
- ④ 「支出命令書」を作成し館内決裁。出納室へ命令書が回され、支払い完了。

b) リース取引

一方、リースにより物品を賃貸借する場合は、物品を必要とする部署が賃貸借するものとされている。

大津市の「リース契約ブック（令和7年4月大津市総務部契約検査課）」の「4 リース契約（3）物品の特定から納入業者と賃貸人の選定まで」に以下のような記載がある。

いずれにしても、事務の適正な執行を図るため、業者の選定は事業を実施する所属だけの判断によらず、各部局に設置する委託契約等審査委員会で審査することとします。ただし、予定価格等が小額である場合など、各部

局の定めにより審査を割愛することができるものとします。

つまり、各所属の属する部局において審査し、それが通れば賃貸人の選定は完了したことになる。賃貸人選定の過程に契約検査課のような外部の組織が関与することはない。

④ 物品の管理の違い

備品は契約検査課が作成した「備品台帳」に基づいて管理されている。

一方、リースにより賃貸借した物品には、「リース管理台帳（仮称）」などの作成は求められていない。

また備品のように「点検」と呼ばれる現物確認も要求されていない。

いわばリースにより賃貸借した物品は「野放し状態」にある、といえる。

⑤ リース取引の管理の厳格化

リース契約について「リース契約ブック」の「2 リース契約の概要（1）リースとは」において、以下のように記載されている。

リース期間中に中途解約をしない、リースしている物品の保守・修理は、賃借人が行う、リース物品に欠陥があったときは、所有者である賃貸人ではなく、物品の納入業者が責任を負うなどのように、融資を受けて物品を購入する場合に近い契約になっています。

つまり、備品の購入とリース契約による使用は、その支払い形態が異なるだけで、物品の調達という意味ではなんら異なる点がない

それにも拘わらず、大津市において両者は購入・管理の方法などが大いに異なる。

例えば、備品の管理においては内部統制の観点から「発注・契約を行う部署と実際に物品を必要とする部署とを分離する」ということが行われており、台帳管理と年に少なくとも一回の点検が実施されている。

リース契約により物品を賃貸借・使用する場合も、当然、同程度の管理、内部統制が必要でないかと監査人は考える。

⑥ リース契約終了後の物品

さて検討してきたリース契約であるが、契約書によると、リース期間終了後は歴史博物館に無償で譲渡される、ことになる。リース物件の細目をみると、PC 端末や高性能のカメラなど、個人の使用に資する品目が複数ある。

これらをどうするのか歴史博物館に質問したところ、廃棄処理しないものは備品登録し管理する、ということであった。

なお、リース契約終了後の備品登録については、令和 7 年 8 月 6 日付で使用している機器について、備品登録がされている。また、本年度 10 月末でリースが終了した機器については、現在は廃棄に向けた作業を行っており、継続して使用する機器についても同様に備品登録する予定である、という返答を後日頂いた。

(5) 収蔵品の管理

① 収蔵品の状況

歴史博物館の収集資料件数は、以下のとおりである。

(単位：件)

	購入	受贈	受託	合計
絵画	177	74	255	506
彫刻	1	1	47	49
工芸	40	40	48	128
書跡	28	21	41	90
古文書	28	29	78	135
考古	0	5	12	17
歴史	37	299	82	348
民俗	0	22	9	31
合計	311	421	572	1,304

歴史博物館において収蔵品を「購入」「受贈」する場合は、大津市歴史博物館収集審査会に諮問し答申をうけることとなっている。

令和6年度は、令和6年8月29日に購入7件、令和7年3月5日に購入2件、受贈6件が審査されていることが議事録より確認できた。

議事録からは、委員の方々がそれぞれの見地から真摯に評価されていることが読み取れた。

収蔵品の「購入」「受贈」「受託」の各手順は以下のとおりである。

a) 購入手続きの流れ

- ・ 購入対象となる候補資料の調査（内容の確認・調書の作成）
- ・ 学芸会議での協議
- ・ 見積書等の徴収
- ・ 収集審査会（年2回）への諮問・答申
- ・ 購入処理（起案・決裁）
- ・ 購入
- ・ 博物館データベースへの登録

b) 受贈手続きの流れ

- ・ 寄贈対象となる候補資料の調査（内容の確認・調書の作成）
- ・ 学芸会議での協議
- ・ 寄贈者より寄附申出書の提出
- ・ 収集審査会（年2回）への諮問・答申
- ・ 受納処理（起案・決裁）
- ・ 受納（受納書の発行）
- ・ 博物館データベースへの登録

c) 受託手続きの流れ

- ・ 受託対象となる候補資料の調査（内容の確認・簡易調書の作成）

- ・学芸会議での協議
- ・寄託者より寄託申出書の提出
- ・寄託処理（起案・決裁）
- ・資料預り証の発行
- ・博物館データベースへの登録

いずれの場合においても、所蔵品となるものの内容を事前に調査し確認されていることが分かる。

② 収蔵品の管理

a) 現物確認

収蔵品の一斉棚卸は実施されていない。

収蔵品は、名称、分類、員数、収納場所等の情報を登録した収蔵品データベースにより管理している。

現物の確認は、各分野の担当者が、データベースに基づき定期的にチェックすることにより行われている。

定期的チェックに係る計画書、手順書等は作成されていない。

歴史博物館を視察したところ、監査人の目には収蔵品がかなり多い状況のように映ったが、整理作業を適宜行っており、ただちに満杯になることはないという説明を受けた。また、「開館から 35 年がたち、収蔵庫の整理等によってスペース確保に努めていますが、将来的には新たな収納スペースが必要となってくると考えております。」という見解を得た。

全国の公立博物館（回答は 317 館）を対象に行われた「博物館収蔵資料の保管と活用に向けた調査研究」（令和 4 年度～令和 7 年度）報告書には、「館内の収蔵施設の使用率について」という項目で、「9 割以上（ほぼ、満杯の状態）」41.6%、「収蔵施設（収蔵庫）に入りきらない資料がある」33.3%、と

いうアンケート結果が掲載されている。

さて、国（文化庁）では、博物館法が令和4年4月に改正・公布されたことを受けて、現在、博物館法第8条に記載の「博物館の望ましい基準について」の改訂作業を行っている。

文化庁、文化施設部会、博物館ワーキンググループ（WG）で内容が検討されているのであるが、令和7年2月6日の会議の記載で、所蔵品の保管について次のような一文がある。

もう一点目、1つ大きな主題としてコレクションマネジメントということを考えておきまして、・・・(中略)・・・、いろいろな形で新聞にも取上げられているコレクションが増え過ぎて収蔵ができないというような状況で、多くの博物館から懸念の声が上がっているということがありますので、その中でどういったことをこのワーキンググループとして打ち出していけるかということについて具体的にお話をいただければと考えているところです。

所蔵品の保管については全国レベルで問題となっていることが理解できる。

さて、令和7年8月19日に会議に提示された「案」の「収集、保管」に関する箇所での次のような記述がある。

(現行)

博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管し、及び展示するものとする。

(改定案)

博物館は、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針の策定に

当たっては、基本的運営方針を踏まえ、資料に係る学術研究の状況、資料の重要性及び展示上の効果等を考慮して、必要な数の体系的な収集及び保管が可能となるよう留意するものとする。その際、保管のための施設や設備の確保にかかる長期的な見通しに立ち、所蔵する博物館資料のみならず館外に所在する資料の状況を踏まえるよう努めるものとする。

博物館は、博物館資料の将来的な充実及び発展的な活用に向け、寄贈、寄託、借用、購入等による資料の充実や、資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた資料管理の在り方について検討するよう努めるものとする。(新設)

歴史博物館のインタビューの中で「所蔵品の廃棄はしない」旨の発言があったが、この基準の案によれば、「廃棄」も検討のうちの一つになるのではないかと考える。

歴史博物館においても、上記作業を十分に理解しており、改訂されればその趣旨に沿って対応する旨の回答を得た。

(6) 事業の評価

博物館の運営状況の評価について、博物館法第9条は次のように規定している。

博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

歴史博物館に上記規定に基づく評価結果を求めたところ、次のような回答であった。

評価については、大津市歴史博物館協議会を設置し、事業報告を行った上で意見をいただくことで行っております。ここでは数値目標を持たず、報告に対するご意見をもって評価としています。

歴史博物館においては、事業評価のための目標設定は行っておらず、大津市歴史博物館協議会の意見をもって評価としている。

令和7年3月19日に開催された、令和6年度第2回大津市歴史博物館協議会 議事録を閲覧すると、令和6年度の事業結果について、という議題がある。

事務局の説明の後、委員から質問または意見があったが、博物館の事業全体に対する評価というものではない。

例えば、「応募数の方が多く、当選数が限られる講座が多く見受けられるが多くの方に参加いただく方法がないのか」とか、「先方から依頼を受けて学芸員の方が出講されているが博物館の方から積極的に打ち出して、出講することはあるのか」などである。

一方で、大津市の事業評価では、「会館日数」「企画展示室貸室件数」「常設展示観覧者数」「企画展示室貸室入場者数」を指標と定め評価している。ちなみに令和6年度の評価はいずれも「A」評価であった。

なぜこの指標を博物館法の評価指標としないのかと質問したところ、「数値目標が評価に妥当するとは限らない」、「当館では、協議会の評価を博物館法の評価としている」という回答であった。

前述の文化庁の「望ましい基準」ワークショップでは評価について以下のような記述がある。

・・・評価指標についても、定量的なもの、入館者の数とかだけでなく、入館者満足度、いろいろな形での定性的評価といったことも、目的・使命に近づけていくということで必要ではないか・・・

監査人も定量的な目標とその結果だけが妥当な評価とは考えないが、少なくとも協議会の意見を評価とするのなら、もう少しそのような意見を頂く必

要があるのではないかと考える。

また、事業評価のような指標や、あるいは第3次大津市文化振興計画に指標として挙げている歴史博物館の総利用者数（令和8年度目標77,000人）も評価の指標となりうるのではないかと考える。

なお、評価については、後日『博物館法における評価』というご主旨であれば、事業評価による目標も評価の一部であると考えております」という追加説明を受けた。

(7) 業務記述書の作成

今回、歴史博物館の「事務の状況」を監査するにあたって、「収支の管理」「売上（観覧料、企画展示室利用料）の管理」「物品の管理」などの視点から、各管理方法について質問したところ、新たに記述された内容を提示された。

各管理業務にかかる手順書はないのかと質問したところ、提示されたのは各業務担当者が作成したと思われる引継書のようなものだった。それらは、体系だっていないし、歴史博物館として正式に承認されたものでもない。

各業務を体系的に記述し、また内部統制ポイントも記入されている、歴史博物館として正式に承認された「業務記述書」を作成されてはいかかと思う。

(8) 大津市歴史博物館図録等・文化財保護課書籍の管理

図録及び書籍の保管場所は2か所で、ミュージアム・ショップ内と常展倉庫である。

ショップの在庫については、残数が少なくなると常展倉庫から補充される仕組みとなっている。

補充する際は、「いつ、だれが、どの品目を、いくつ補充（在庫）した」かがわかるように入庫票を作成している。

日次の在庫の変動と売上金額の確認は、「収納金報告書」（日次処理）作成

によって行われている。月次の売上高は品目別に把握されているが、それに係る販売在庫数量は照合されていない。

ミュージアム・ショップ内と常展倉庫の2か所の在庫については、毎月、残数を調べ「大津市歴史博物館図録等・文化財保護課書籍の在庫調べ」が作成され決裁を受けている。

なお、常展倉庫全体の在庫確認については、年1回(毎年12月末日現在)在庫の確認を実施し漏れがないかどうか確認をしている。

図録等の在庫調べ、売上金額との照合、などの日次、月次処理について記述した「業務記述書」の作成が望まれる。

2.5.3 結果要約

(1) 資料の照合手続き 【指摘事項】

特定月について「使用料明細書」の(観覧券)当月販売枚数と「観覧券在庫調べ」の当月払出分をサンプル検証(照合)したところ、両者が不一致であった。

これは、使用料明細書の「破損券」に係る記載の不備があったためであるが、月次両資料(「使用料明細書」と「観覧券在庫調べ」)の使用枚数を照合していればすぐに問題が発見されたものと思われる。

このような基本的な内部統制手続き(合致すべき資料の照合手続き)が他の業務においても実施されているか再点検をお願いしたい。

(2) 資料に係る押印手続きについて

各種帳票を閲覧したところ、押印欄に押印跡が多数あるものが散見された。各押印の意味について質問したところ、照査等の特段の意味はなく、職員にこのような書類があることを知ってもらうため、という回答であった。

そういう考え方もあるかとは思いますが、押印は「照査」「承認」などの役割をもってすべきであると考えます。

(3) 備品の実査（監査人による直接点検） 【指摘事項】

歴史博物館の備品台帳から任意に5件抽出し監査人が直接現物実査（サンプルチェック）を実施したところ、長期間（複数年以上）使用していないものが4件、故障で使用できないものが1件であった。つまり偶然かも知れないが、その時点で使用しているものは無かった。

故障で使用できない備品は、当然に「廃棄」処理すべきであり、長期間使用していない備品についても保管場所も手狭になるので廃棄処理をしなくてもいいか再検討すべきである。

(4) 棚卸（現物点検）実施要領の作成 【意見】

各所属においてたな卸しを実施する際の実施スケジュールや実施手順などを定めた「棚卸計画書」や「棚卸実施要領」が作成されていない。

契約検査課は、「備品」の定義が変更され点検すべき物品の点数が減少したこの機に、より適切な棚卸が実施されるよう、点検にかかる上記書類の作成を各所属に指示し、厳格に実行するよう指導すべきである。

(5) 廃棄処理の実行 【意見】

歴史博物館だけでなく、今回監査した他の施設にもみられることだが廃棄処理が実施されていないケースが散見された。

「備品管理マニュアル」には、備品を廃棄する場合、処分手数料を要するので、「売却」や「他所属で活用」などを検討したうえで、あくまでも最終的な処分の場合のみ行う旨記載されている。

この様な記載が、「廃棄」という手続きのハードルを高めているのではないかとも思われる。

各所属においては所属長のもと、必要な廃棄処分が適時に実施されるよう検討いただきたい。

(6) 消耗品の管理

令和6年度からの備品の定義変更（金額5万円以上）により、従来「備品」として管理されていた物品が「消耗品」として取り扱われるようになった。

消耗品についても、各所属長の責任の下、常に良好な状態におき、紛失等が発生しないよう適切な管理をお願いしたい。

なおこれは「歴史博物館」で問題があったということではなく、大津市全体でそのように取組んで頂きたい、という思いであることを付言する。

(7) リース取引による物品の賃貸借 【意見】

会計事務の手引には、「物品の購入」については、発注過程における不正な経理を防ぐため、発注・契約を行う部署と実際に物品を必要とする部署とを分離するとされているが、リースにより物品を賃貸借する場合は、物品を必要とする部署が直接契約するものとしている。つまり、各所属の属する各部署において審査し、賃貸人選定の過程に契約検査課のような外部の組織が関与することはない。リースによる物品の賃貸借の場合も契約検査課のような他部署の関与が有効かどうか再検討頂きたいと思う。

なお、契約検査課からは、各所属において担当する委託業務やリース（賃貸借）などの契約手続きにおいて、不正な経理がなされないよう、職員一人一人の意識付けを行うべく、「大津市職員の入札・契約マニュアル」において、手続き方法について周知がなされている旨の説明を受けた。

(8) リースにより賃貸借した物品の管理 【意見】

備品は契約検査課が作成した「備品台帳」に基づいて管理されているが、リースにより賃貸借した物品は、管理台帳のような記録簿の作成は求められていない。また備品のように「点検」と呼ばれる現物確認も要求されていない。

リースにより賃貸借した物品についても、記録簿を作成しそれに基づいた

点検などが必要であると考える。

(9) 所蔵品について

歴史博物館では、現状においては所蔵品は廃棄しないという方針であるが、所蔵庫の状況や保管状態の観点から、やむを得ない場合「廃棄」も検討のうちの一つになるのではないかと考える。

なお今後については、本文に記載した通り、「博物館の望ましい基準について」の改訂作業の結果に沿って、対処する旨の回答を得た。

(10) 内部統制まで記載されている業務記述書の作成 【指摘事項】

歴史博物館では、各業務について館として承認された体系だった「業務記述書」が存在しない。

内部統制の要点やフローチャートまで付した業務記述書の作成は、業務の適正な遂行や引継ぎ、また上位者からの管理行為を行う上で、必ず有用であると考える。

2.6 大津市立図書館

2.6.1 大津市立図書館の概要

(1) 法的位置付け

図書館は、図書館法第2条に「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と規定されているが、その設置は日本国憲法の関係で見れば、学習権、学問の自由、生存権、表現の自由と知る権利等を保障する機関である。また、図書館法の上位法は社会教育法とされ、その社会教育法の上位法は教育基本法、さらにその教育基本法の上位法は憲法とされている。

[日本国憲法]

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

[教育基本法]

前文

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

[社会教育法]

第1条 この法律は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

[図書館法]

第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

[大津市立図書館条例]

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、本市に図書館を設置する。

(2) 図書館を構成する要素

一般に、図書館を構成する主な要素は、図書館資料、施設・設備、図書館職員の3つであるといわれている。

- ① 図書館資料…図書、逐次刊行物、視聴覚資料、電子資料などをいう。
- ② 施設・設備…図書館の建物そのものである。その他、本を設置するための棚である書架や、本の検索などに使用するパソコンなども含まれる。
- ③ 図書館職員…図書の貸し出しなどに携わる職員で、図書館の管理運営全体の責任者である館長のほか、図書館の専門職である司書及び司書補、その他経理などの事務職員のほかに、技術職員等がいる。

(3) 沿革

昭和56年に浜大津の本館を開館して今年度で44年となる。昭和58年の南郷公民館に南郷分室の開設、平成5年北図書館の開館、平成18年の志賀町との合併により、平成4年開館の志賀町立図書館を和邇図書館に改称し、3館1分館を設置している。そして、さざなみ号・ミッケル号の2台の移動図書館車、さらに、令和2年度より電子図書館・オーディオブックの運用を開始し、市民ニーズに沿った形で、限られた予算やスペースの範囲で、その事業

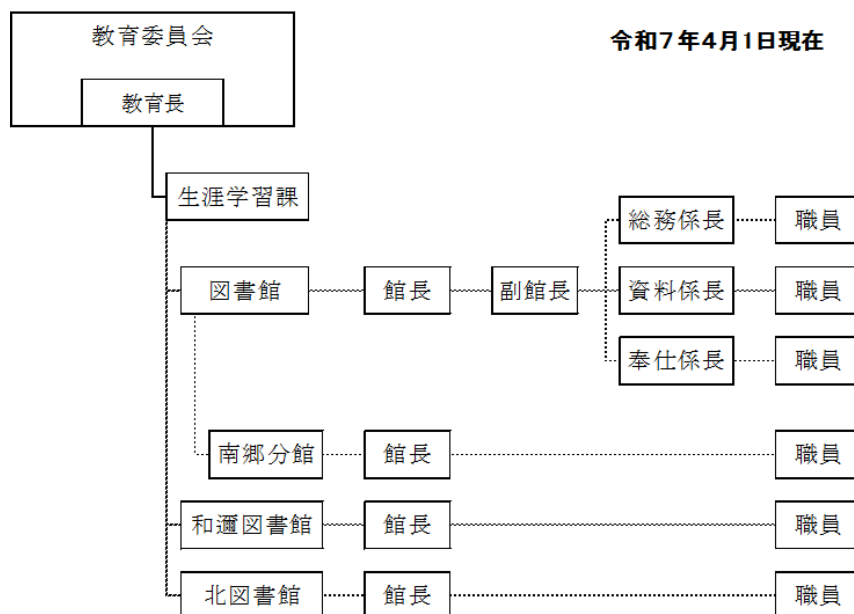
を拡大している。

- 昭和 51 年 8 月 移動図書館「さざなみ号」巡回開始
- 昭和 56 年 11 月 大津市立図書館開館
- 昭和 58 年 4 月 南郷公民館図書室開設
- 平成 4 年 7 月 志賀町立図書館開館
- 平成 5 年 7 月 北図書館開館（北部地域文化センター内）
- 平成 6 年 10 月 志賀町にて移動図書館「ミッケル号」巡回開始
- 平成 18 年 3 月 志賀町立図書館が合併により大津市立和邇図書館に改称
- 令和 2 年 4 月 南郷図書室を分館化
- 令和 3 年 2 月 電子図書館・オーディオブックの運用開始

(4) 組織

① 図書館組織図

教育委員会事務局内の生涯学習課の下に位置付けられ、大津市立図書館、大津市立和邇図書館、大津市立北図書館及び大津市立図書館の分館である大津市立図書館南郷分館の 3 館 1 分館で構成されている。



② 各職階における担当事務

職階	担当事務
館長	1. 館の統括
副館長	1. 館長の補佐
総務係	1. 本館、和邇図書館及び北図書館並びに図書館南郷分館の運営の総合企画立案に関する事。 2. 本館の行事の企画運営に関する事。 3. 施設、設備及び備品の維持管理に関する事。 4. 図書館協議会に関する事。 5. 関係機関及び団体との連絡調整に関する事。 6. 図書館システム等の管理に関する事。 7. 公印の保管に関する事。 8. 本館及び図書館南郷分館の一般庶務に関する事。 9. 和邇図書館及び北図書館並びに図書館南郷分館との連絡調整に関する事。
資料係	1. 資料の選出に関する事。 2. 図書原簿の作成に関する事。 3. 資料の分類及び目録作成に関する事。 4. 資料の除籍に関する事。 5. 蔵書点検に関する事。
奉仕係	1. 資料の貸出し及び複写サービスに関する事。 2. 利用者登録に関する事。 3. 参考業務に関する事。 4. 読書相談及び読書指導に関する事。 5. 資料の利用予約及びリクエストサービスに関する事。 6. 資料の相互貸借に関する事。 7. 自動車文庫に関する事。 8. 各種団体の育成に関する事。

③ 職員数

直近5年間の職員数の推移は以下の通りで、本館と南郷の間で微増減はあるものの、全体として、ほぼ同じ人員規模で運営されている。

(単位：人)

	R2/4/1	R3/4/1	R4/4/1	R5/4/1	R6/4/1
本館	31	33	34	34	34
南郷分館	5	3	3	3	3
北館	12	12	12	12	12
和邇館	11	11	11	11	11
計	59	59	60	60	60

(5) 事業概況

① 蔵書数

直近5年間の蔵書数の推移は以下の通りで、蔵書全体の冊数は増加し、総数に占める児童図書の比率の上昇がみられる。図書館資料の収蔵能力に限界があることから、蔵書全体の冊数は今後、横ばいになることが推測される。

(単位：冊)

	R2/4/1	R3/4/1	R4/4/1	R5/4/1	R6/4/1
一般図書	567,105	562,982	565,164	569,818	579,024
児童図書	204,398	203,784	210,395	215,473	221,646
郷土行政参考図書	52,684	52,500	59,555	53,438	52,464
図書以外資料	55,697	55,799	56,329	55,635	57,078
計	879,884	875,065	891,443	894,364	910,212

② 貸出冊数

直近5年間の貸出冊数の推移は以下の通りで、令和元年12月頃からのコロナ禍による閉館等もあり急減な減少はみられたものの、回復傾向がみられる。なお、令和2年度からは非来館型図書館サービスの電子図書の取扱いが

始められた。先進的な取組みとして更なる利活用のため、引き続き、様々な場面でのアピールが必要と考える。

(単位:冊)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般	1,031,196	855,766	961,869	927,747	905,398
児童	532,915	434,528	543,232	540,107	547,410
電子図書	—	5,174	19,746	27,142	20,137
計	1,564,111	1,295,468	1,524,847	1,494,996	1,472,945

③ 貸出者数

直近5年間の貸出者数の推移は以下の通りで、上記②の貸出冊数の推移と同様、令和元年12月頃からのコロナ禍による閉館等もあり急減な減少はみられたものの、回復傾向にある。

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸出者数	340,843	274,747	318,608	308,419	313,228

④ 来館者数

直近5年間の来館者数の推移は以下の通りで、上記②の貸出冊数、③の貸出者数の推移と同様、令和元年12月頃からのコロナ禍による閉館等もあり急減な減少はみられたものの、回復傾向にある。

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来館者数	591,804	432,523	501,244	501,125	517,803

⑤ 支出額

直近3年間の支出額の推移は以下の通り。上記③の職員数は、ほぼ横ばいの推移となっているが、国の人事院勧告に基づく給与の改定により人件費は

毎年上昇している。

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1. 人件費	201,341	213,256	247,245
(1)職員	81,198	82,678	84,412
(2)会計年度任用職員	120,142	130,577	162,833
2. 図書整備費	53,407	52,625	52,400
(1)図書購入費	38,019	38,319	38,023
(2)新聞雑誌等購読料	6,162	6,274	6,358
(3)官報購入費	26	26	26
(4)その他	9,198	8,005	7,991
3. 図書館管理運営費	68,573	92,902	86,036
図書館費 計	323,322	358,784	385,682

⑥ 収入額

直近3年間の収入額の推移は以下の通り。令和5年度の使用料及び手数料は、隣接する建物改修工事に伴い、図書館の土地の一部の目的外使用による収入が計上されている。

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用料及び手数料	0	1	0
財産収入	0	0	0
寄附金	40	0	30
雑収入	233	287	276

次に、財産収入は、昭和51年6月に京都信用金庫から寄附を受けた10,000千円について、「大津市図書充実基金条例」に基づいて、管理・運営されている大津市図書充実基金の運用益である(表中はすべて「0千円」と表記してい

るが、実際は 200 円、200 円、199 円である)。その条例の第 3 条によると「基金は、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」とされているが、現状、この基金は「定期預金」で運用されている。毎年度、大津市公金管理運用会議において、運用方針が協議されている。

寄付金は、特定の個人等からの蔵書充実のために受けたものである。

最後に、雑収入の内訳は以下の通り。複写代等は主としてコピーサービスによる収入で、ホームページ広告掲載料は、大津市立図書館ホームページのトップ画面の一番下への広告掲載による収入である。そのホームページを確認すると、長期にわたって広告枠の一部が「広告募集中」となっている。

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
複写代等	227	218	211
ホームページ広告掲載料	60	15	65
計	287	233	276

(6) 基本理念と基本的運営方針

理想の図書館像を実現するために以下の基本理念を掲げている。

市民に寄り添い 暮らしを支える身近な知の広場
～ひと・まちとつながる市民とともにあゆむ図書館～

この基本理念を実現するための方針として、平成 30 年に図書館法第 7 条の 2 の規定による「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年文部科学省告示第 172 号）に基づき、「大津市図書館の基本的運営方針」を策定し、以下の 3 つの基本的運営方針を作成している。

- ① 暮らしやまちを豊かにする知の広場としての図書館
- ② 次代を担う子どもを育む図書館
- ③ 市民とともに成長する図書館

上記を支えるものとして、5つの活動目標とその主な取組みを計画・実行している。

- | |
|----------------------|
| ① 市民の学びに応える図書館 |
| ② だれもが利用できる図書館 |
| ③ 魅力あふれるまちづくりを支える図書館 |
| ④ 子どもの育ちを支援する図書館 |
| ⑤ 市民とともにつくる図書館 |

(7) 計画・実行にかかる評価結果

毎年度、この活動目標ごとに、自己評価と大津市図書館協議会による外部評価を実施・公表し、計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action)のサイクルを回すことにより、図書館運営全般の評価とその結果に基づく運営の改善及び図書館サービスの向上を図っている。さらに、事後評価のみでなく、定期的に大津市図書館協議会を開催して、事業概要・事業計画・予算等についても有識者による意見も公表している。

	自己評価			外部評価
	本館	北館	和邇館	
市民の学びに応える図書館	B、B、A	B、B、B	B、B、A	B、B、A
だれもが利用できる図書館	A、A、A	A、B、A	A、A、A	A、A、A
魅力あふれるまちづくりを支える図書館	A、A、A	A、A、A	A、A、B	A、A、A
子どもの育ちを支援する図書館	A、A、A	A、A、A	B、A、A	A、A、A
市民とともにつくる図書館	B、B、B	A、A、A	A、B、B	A、B、B

左から令和3年度、令和4年度、令和5年度の評価結果を表示している。なお、設定した指標の達成状況等により、次の4段階で評価されている。

- A：目標が達成され、十分な成果をあげた。
- B：目標が概ね達成され、一定の成果をあげた。
- C：目標は達成されなかったが、一定の成果をあげた。
- D：目標が達成されず、十分な成果をあげることができなかった。

また、定期的に行われている大津市図書館協議会の会議日時・議事は以下の通りで、その議事録は大津市立図書館ホームページ上で公表されている。

	開催日時	議事
第 35 回	令和 7 年 8 月 28 日	1. 令和 7 年度大津市立図書館事業概要について 2. 「大津市図書館事業計画」にかかる令和 6 年度事業評価について
第 34 回	令和 7 年 3 月 25 日	1. 令和 6 年度事業報告 2. 令和 7 年度当初予算の状況 3. 令和 7 年度事業計画
第 33 回	令和 6 年 11 月 20 日	1. 大津市図書館協議会－これまでの活動－ 2. 大津市図書館の概要について 3. 令和 6 年度大津市図書館事業計画について
第 32 回	令和 6 年 7 月 26 日	1. 令和 6 年度大津市立図書館事業概要について 2. 「大津市図書館事業計画」にかかる令和 5 年度事業評価について
第 31 回	令和 6 年 3 月 21 日	1. 令和 5 年度事業報告 2. 令和 6 年度当初予算の状況 3. 令和 6 年度事業計画

2.6.2 大津市立図書館の監査の結果

以下の監査手続（限定的）を実施した結果、「図書館運営の Plan-Do-Check-Action 体制」「購入図書を選定」「購入図書の発注管理」「寄贈図書の受入」

「図書の保管」「図書のシステム管理」「図書の蔵書・書架点検」「図書の除籍」「現金等の現物管理」の各業務プロセスについて、特段の指摘または意見すべき事項は見当たらなかった。

全体として、大津市立図書館の管理・運営は適切に行われている心証を得た。

- ・ 図書館の現状について、参考文献等を閲覧し、資料を確認した。
- ・ 同テーマを扱った平成 25 年度の包括外部監査結果を閲覧した。
- ・ 大津市立図書館ホームページを閲覧した。
- ・ 大津市立図書館に往査して、ヒアリングを実施し、資料を確認した。

また、全般的に、以下の図書館法第 17 条の文言を厳密にとらえ、経費を補うために収入を得るといふ検討がホームページの広告収入にとどまっている。

[図書館法]

第 17 条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

日本の総人口は近年減少局面にあり、このままの推計が続けば、2070 年には総人口が 9,000 万人を割り込むことが予想されている。人口が減れば、当然に税収も減ることが予想される。図書館という施設が、50 年後も 100 年後も社会にとって必要不可欠なものとして存在しなければならないと考えるが可能な範囲で収入を得るといふ検討も必要かもしれない。

(これについては、「(3) その他の事項 (収入獲得にかかる一考察)」を参照)

(1) 確認した事項

① 図書館運営の Plan-Do-Check-Action 体制

図書館法第 7 条の 2 の規定による「図書館の設置及び運営上の望ましい基準 (平成 24 年文部科学省告示第 172 号) に基づき、「大津市図書館の基本的運営方針」が策定されていることを確認した。また、この「大津市図書館の

基本的運営方針」の実現に向けて、毎年度、事業計画を策定していることも確認した。さらに、この「大津市図書館の基本的運営方針」の実現に向け、活動目標ごとの評価について、毎年度、自己評価と図書館協議会による外部評価を実施して、事業計画を進めていることを確認した。

② 購入図書を選定

図書館を構成する要素の一つである図書館資料の事務管理を中心として監査を実施した。表記は、以下の「大津市立図書館資料収集方針」（昭和 57 年 4 月 9 日施行）に基づいて、資料選定委員会が定期的開催され購入図書の選定がなされていることを確認した。

市民の知る自由に奉仕する機関として、市民のあらゆる要求に応じられるよう可能な限り、広く、偏らず資料の収集にあたる。

個人的な関心や興味から、偏った資料を収集してはならない。

外部からの圧力によって、ある種の資料を多く集めたり、反対に排除してはならない。

著者の個人的な条件、例えば思想的、党派的、宗教的立場のゆえに、その著者に対して好悪を判断してはならず、自由公平な立場で収集にあたる。

図書館法第 3 条の精神に従い、公共図書館として、一定の水準までは必要な全分野にわたって収集をおこなう。ただし、実際の収集にあたっては、当分の間この水準の上限を、大学卒業程度の学力をもつものが、一般的な知識を得るに足るだけの準備を整えるところに置くものとし、各分野を通じて、収集資料が保たねばならない一般原則を以下のとおりとする。

1. 出来るかぎり新しい資料であること。
2. 信頼し得る資料であること。
3. よりよいものを志向し、追及する精神的態度につらぬかれていること。
4. 理解しやすいこと。

また、資料選定委員会の構成メンバー、その開催頻度は以下の通り。

	人数	構成メンバー	頻度
本館	15名	委員長：資料係長、副委員長：奉仕係長、委員： 会計年度任用職員 13名	週1回
南郷分館	2名	会計年度任用職員 2名	定期開催
和邇館	6名	主査 1名、会計年度任用職員 5名	定期開催
北館	7名	主査 2名、会計年度任用職員 5名	定期開催

③ 購入図書の発注管理

上記②で選定された図書が発注され、受入の都度、発注残が消込される統制が行われている。往査日（2025/11/13）に、発注済・受入済、発注済・未受入が混在するシステム管理画面の打ち出しを確認し、実際に適時に管理されていることを確認した。

④ 寄贈図書の受入

「大津市立図書館寄贈資料取扱要領」（平成30年7月1日施行）に基づいて、随時、受入を実施されていることを確認した。具体的には、往査日（2025/11/13）に、寄贈資料の受入処理の現場を調査し、寄贈図書の受入作業が円滑に行われていることを確認した。

⑤ 図書の分類

表記は、日本十進分類法（NDC）の分類法に従って分類されていることを確認した。また本館 1F、2F の開架図書は整理整頓がされている一方で、本館 3F の閉架書庫保管の図書は、一部、廊下に保管されていた。これは児童館や中学校への団体貸出の準備本であり、必ずしも整理整頓ができていないという状況ではないと判断した。

⑥ 図書のシステム管理

図書館システムに「図書原簿」を登録・管理していることをヒアリングに

より確認した。さらに、当該ソフトウェアの以下の操作マニュアルを入手して、内部統制の整備について、不備はないことを確認した。

- ・発注管理マニュアル
- ・発注書マニュアル
- ・受入管理処理マニュアル
- ・蔵書目録マニュアル

⑦ 図書の蔵書・書架点検

開架資料は、毎年、閉架書庫は隔年で実施されていることをヒアリングにより確認した。また、以下の過年度の蔵書・書架点検結果の資料を入手して、過年度において、実際に蔵書・書架点検が実施されていたことを確認した。

- ・令和4年度蔵書・書架点検結果表 【集計表】
- ・令和5年度蔵書・書架点検結果表 【集計表】
- ・令和6年度蔵書・書架点検結果表 【集計表】

⑧ 図書の除籍

直近3年の除籍図書の推移は以下の通り。上記の2.6.1(5)①「蔵書数」にも記載した通り、図書館資料の収蔵能力に限界があることから、図書館の資料の新鮮さを保つために、今後も定期的に除籍処理を進めていく必要がある。

(単位：冊)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
除籍図書	12,704	12,563	20,248

上記は、「図書を取り除く」という意味で、「除籍」という言葉が使用されているが、津市立図書館においては、4つの方法に区分して処理方法を定義している。

県除：本市の除籍資料を滋賀県立図書館に移管したもの
 除籍：「大津市立図書館除籍方針」に基づき除籍したもの
 破除：利用者の紛失・汚損等の理由に基づき除籍し利用者が弁償するもの
 曝除：蔵書点検作業において連続して5年所在が明らかにならなかった資料
 について5回目の不明となった資料を除籍したもの

その推移は以下の通りである。全国の都道府県立図書館に資料保存センターとしての機能を持たせ、市町村立図書館の除籍図書に移管が進められている。具体的には、滋賀県内の市町立図書館等の除籍図書のうち、県立図書館未所蔵図書で、保存の必要なものを受入・整理・保存し、そして、利用を図っている。

(単位：冊)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県除	1	104	228
除籍	11,925	11,931	19,501
破除	238	250	243
曝除	540	278	276
計	12,704	12,563	20,248

⑨ 現金等の現物管理

現金等の事務処理・保管については、「窓口収納金取扱いマニュアル」(教育委員会図書館 R7.3.1)に基づいて、現金出納簿が作成され、月次で責任者の押印がなされていることを往査時に確認した。別途、現金等価物として、「ガソリンチケット」及び「駐車券」の受払簿も作成され、持出者と収納管理者のダブルチェックにより適正に管理されていることも確認した。

(2) 随意契約による図書購入

概要の(5)事業状況の⑤歳出額にあるように、各年度の図書購入費の推移は、

以下の通り横ばいとなっている。書籍、雑誌、新聞等の著作物は、再販売価格維持制度により広く定価販売されている。大津市立図書館では、市内事業者の受注機会の確保や地域産業の活性化を踏まえ、日々、発注を行う図書館資料購入の特殊性から地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当により主に大津市内の書店等において組織する組合等から随意契約にて購入している。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 図書購入費	38,019	38,319	38,023

地方自治体における売買、貸借、請負その他の契約については、地方自治法第234条第1項及び第2項により一般競争入札が原則とされており、地方自治法施行令第167条の2第1項において、例外として随意契約によることができることとされている。

[地方自治法]

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

[地方自治法施行令]

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、

修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

・・・(中略)・・・

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(9) 落札者が契約を締結しないとき。

(3) その他の事項（収入獲得にかかる一考察）

① 貸出票への広告の検討

公立図書館においては、図書の貸出の際に利用者にお渡しする貸出票に広告枠を設けている例がある。

往査時に、図書館では貸出票への広告掲載を検討したことがなかったため、概数による試算を求めた。図書館の試算によると、当該取組は既存図書館システムの広告掲載のためのシステム改修費が影響し、既存システムのリース期間内の改修では収支がマイナスとなる。今後、図書館システムの更新時等には貸出票への広告掲載も収入源の一つとして検討して頂きたいと思う。

2.6.3 結果要約

(1) 図書購入における随意契約 【意見】

大津市立図書館は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当により随意契約により図書を購入している。

書籍、雑誌、新聞等の著作物の販売に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、いわゆる独禁法の適用除外に該当し、再販売価

格維持制度により定価販売を義務付けることが認められているが、他の地方公共団体が運営する図書館においては図書購入に関して競争入札が実施されている例もあるので、現状の随意契約が合理的かつ経済的であるかを確認する必要があるのではないかと考える。